

令和4年度
包括外部監査の結果報告書

令和5年3月

宮崎県包括外部監査人

公認会計士 坂元 隆一郎

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理等

本報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

なお、－(マイナス)数値については▲で表記している。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として宮崎県が公表している資料、あるいは監査対象とした部局や団体から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出所は明示しない。但し、これらの数値を使いデータ等を算出し、監査人が分析等を行っている場合はその旨記載している。

報告書の数値等のうち、宮崎県以外が公表している資料あるいは監査対象とした部局から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。

3. 指摘事項及び意見

本報告書では、監査の結論を**指摘事項**と**意見**に分けて記載する。

指摘事項は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものである。これらは、県として速やかに措置する必要があると判断した内容である。また、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと監査人が判断した場合には**指摘事項**としている。

一方、**意見**は、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件として選定した理由	1
4. 外部監査の視点と方法	2
5. 外部監査の実施期間	3
6. 監査実施者	3
7. 利害関係	3
第2 監査対象の概要	4
1. 公社等の概況	4
2. みやざき行財政改革プラン(第三期)	9
3. 新宮崎県公社等改革指針(平成31年4月改訂)	9
4. 監査の対象とした公社等	12
第3 監査の総括	15
1. 指摘事項・意見の全体像	15
2. 監査結果の総括	16
3. 指摘事項・意見の概要(公社等各論)	20
第4 監査の結果及び意見(各論)	71
1. 一般社団法人宮崎県林業公社(森林経営課森林管理推進室)	71
(1) 公社等概要	71
(2) 監査対象の財政支出	74
(3) 監査の結果	75
2. 公益財団法人宮崎県観光協会(観光推進課)	81
(1) 公社等概要	81
(2) 監査対象の財政支出	84
(3) 監査の結果	85
3. 公益財団法人宮崎県国際交流協会(オールみやざき営業課)	90
(1) 公社等概要	90

(2) 監査対象の財政支出	93
(3) 監査の結果	93
4. 公益社団法人宮崎県農業振興公社(農業担い手対策課)	96
(1) 公社等概要	96
(2) 監査対象の財政支出	99
(3) 監査の結果	100
5. 一般財団法人宮崎県内水面振興センター(漁業管理課)	106
(1) 公社等概要	106
(2) 監査対象の財政支出	110
(3) 監査の結果	111
6. 一般社団法人宮崎県酪農公社(畜産振興課)	116
(1) 公社等概要	116
(2) 監査対象の財政支出	119
(3) 監査の結果	120
7. 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構(技術企画課)	123
(1) 公社等概要	123
(2) 監査対象の財政支出	128
(3) 監査の結果	129
8. 公益財団法人宮崎県芸術文化協会(みやざき文化振興課)	135
(1) 公社等概要	135
(2) 監査対象の財政支出	138
(3) 監査の結果	139
9. 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会(福祉保健課)	143
(1) 公社等概要	143
(2) 監査対象の財政支出	147
(3) 監査の結果	148
10. 公益財団法人宮崎県産業振興機構(企業振興課)	154
(1) 公社等概要	154
(2) 監査対象の財政支出	158
(3) 監査の結果	159
11. 公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター(オールみやざき営業課)	164
(1) 公社等概要	164
(2) 監査対象の財政支出	167
(3) 監査の結果	168

12. 宮崎県土地改良事業団体連合会(農村整備課)	177
(1) 公社等概要.....	177
(2) 監査対象の財政支出	180
(3) 監査の結果.....	181
13. 公益社団法人宮崎県畜産協会(畜産振興課).....	184
(1) 公社等概要.....	184
(2) 監査対象の財政支出	187
(3) 監査の結果.....	189
14. 公益財団法人宮崎県スポーツ協会(教育庁 スポーツ振興課)	194
(1) 公社等概要.....	194
(2) 監査対象の財政支出	197
(3) 監査の結果.....	198
15. 一般財団法人宮崎県公衆衛生センター(衛生管理課)	205
(1) 公社等概要.....	205
(2) 監査対象の財政支出	208
(3) 監査の結果.....	208
16. 宮崎県中小企業団体中央会(商工政策課)	213
(1) 公社等概要.....	213
(2) 監査対象の財政支出	217
(3) 監査の結果.....	217
17. 一般財団法人宮崎県交通安全協会(警察本部 交通企画課).....	221
(1) 公社等概要.....	221
(2) 監査対象の財政支出	225
(3) 監査の結果.....	226

第 1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

公社等に関する財務事務の執行等について

(2) 監査の対象期間

原則として令和 3 年度(令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで)
ただし、必要に応じて過年度分及び現年度分についても監査対象とした。

(3) 監査対象部局

公社等に係る部局等及び公社等

3. 特定の事件として選定した理由

宮崎県(以下「県」という。)の財政においては、本格的な人口減少、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や南海トラフ地震などの災害に対する防災・減災対策、公共施設の老朽化対策、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に伴う経費など多額の財政負担が見込まれることから、将来にわたって持続可能な財政構造に転換を図ることが課題であり、出資公社等(以下「公社等」という。)の経営健全化も重要な取組の一つとされている。

県では、これまで「新宮崎県公社等改革指針(平成31年4月改訂)(以下「公社等改革指針」という。)」に基づき公社等と一体となり、公社等の統廃合や経営の効率化・自立化、人や財政面における県関与の見直し等、公社等改革に継続的に取り組み一定の成果を挙げてきているものと推察される。

一方で県の公社等に対する補助金、委託料、貸付金等の財政支出に関する財務事務の執行状況、公社等の経営や事業実施に対するモニタリング状況、公社等自体の財務健全性やガバナンスのあり方等は監査実施上の重要な視点と考えられる。

過去には同テーマでの包括外部監査も実施されているが、既に 10 年近くが経過している。近年の公社等を取り巻く環境変化やモニタリング状況等を考慮して、公社等の経営管理状況や公社等に関する財務事務が効率的、効果的に執行されているかを再度検証し監査することは有意義であると考え、本事件(テーマ)を選定した。

4. 外部監査の視点と方法

(1) 監査の視点

- ① 県の指導、監督、助言等について
 - ・県の公社等に対する指導、監督、助言等の体制は適切に構築され、有効に機能しているか。
 - ・制度所管課(人事課 行政改革推進室(以下「行革推進室」という。))の所管課及び公社等に対する指導、監督、助言等の体制は適切に構築され、有効に機能しているか。

- ② 県の人的支援・財政支出等について
 - ・県の公社等に対する人的支援・財政支出は妥当か。

- ③ 公社等におけるガバナンスについて
 - ・公社等のガバナンス体制は実態に即して適切に整備、運営されているか。

- ④ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について
 - ・県の公社等に対する委託料、補助金及び貸付金の執行管理は適切に行われているか。

- ⑤ 会計処理及び資産管理等について
 - ・公社等における会計処理は一般に公正妥当な会計基準に従い適切に行われているか。また、資産管理等は規則等に則って適切に行われているか。

- ⑥ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について
 - ・過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善・措置の状況は適切か。

(2) 監査の方法

- ① 県の公社等の概要について関係書類等を閲覧した。

- ② 抽出した県の公社等への財政支出(委託料、補助金、貸付金)について所管課保管の予算執行伺や実績報告書等の関係書類を閲覧した。

- ③ 所管課に対して監査の視点に基づくヒアリングを実施した。また、過年度の包括外部監査における指摘事項及び意見のその後の改善状況についても確認した。

- ④ 抽出した公社等に対し現地視察及び公社等保管の関係書類の閲覧、ヒアリングを実施した。また、過年度の包括外部監査における指摘事項及び意見のその後の改善状況についても確認した。

⑤ 所管課・公社等に対するヒアリング等を踏まえて制度所管課(人事課 行政改革推進室)としての検討課題と対策につきヒアリングを実施した。

⑥ その他監査人が必要と判断した手続を実施した。

5. 外部監査の実施期間

令和4年7月27日から令和5年3月15日まで

6. 監査実施者

包括外部監査人	坂元 隆一郎	公認会計士
補助者	塩塚 正康	公認会計士
同	清家 秀夫	公認会計士
同	中原 義博	公認会計士
同	安田 文彦	弁護士

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 公社等の概況

(1) 公社等とは

県の公社等改革指針によれば、公社等とは、「県が出資又は出えんを行っている一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人、特別法に基づく法人、会社法法人、その他県の関与が高い法人」である。

(2) 公社等改革指針の対象とする公社等

公社等改革指針の対象とする公社等の基準及び対象公社等一覧は、次のとおりである。

《対象公社等の基準》

- ① 県の出資割合が25%以上であり、かつ、県が最大出資者である法人
- ② ①以外で、県の関与が高い法人
 - (ア) 県職員を派遣している法人で、県財政支出割合が50%以上又は県財政支出総額が概ね1億円以上であるもの
 - (イ) 県退職者が常勤役員に就任している法人で、県財政支出割合が50%以上又は県財政支出総額が概ね1億円以上であるものただし、県財政支出総額については、指定管理料及び競争入札に係る委託料は除く。
- ③ その他特に県の関与のあり方について検討する必要がある法人

《対象公社等一覧》

- ① 県の出資割合が25%以上であり、かつ、県が最大出資者である法人

(平成30年4月1日現在)

No.	法人名	県出資(出えん)状況		監査対象
		出資総額 (千円)	出資割合 (%)	
1	公益財団法人宮崎県私学振興会	425,838	46.2	

2	公益財団法人宮崎県立芸術劇場	247,347	100.0	
3	公立大学法人宮崎県立看護大学	3,988,755	100.0	
4	公益財団法人 宮崎県生活衛生営業指導センター	7,800	25.6	
5	公益財団法人宮崎県移植推進財団	53,094	63.3	
6	公益財団法人宮崎県健康づくり協会	30,000	26.7	
7	一般社団法人宮崎県林業公社	13,500	37.0	○
8	公益社団法人 宮崎県林業労働機械化センター	9,000	44.4	
9	公益財団法人宮崎県機械技術振興協会	3,000	50.0	
10	公益財団法人宮崎県観光協会	280,000	38.4	○
11	公益財団法人宮崎県国際交流協会	543,600	81.5	○
12	公益社団法人宮崎県農業振興公社	60,000	33.3	○
13	一般財団法人宮崎県内水面振興センター	30,000	50.0	○
14	一般財団法人宮崎県水産振興協会	153,256	50.0	
15	一般社団法人 宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会	61,660	32.4	
16	一般社団法人宮崎県家畜改良事業団	98,000	40.8	
17	一般社団法人宮崎県酪農公社	160,580	49.8	○
18	公益財団法人宮崎県建設技術推進機構	30,000	66.7	○
19	宮崎県道路公社	2,987,000	100.0	

20	公益財団法人宮崎県暴力追放センター	495,000	79.8	
----	-------------------	---------	------	--

② ①以外で、県の関与が高い法人

(ア) 県職員を派遣している法人で、県財政支出割合が50%以上又は県財政支出総額が概ね1億円以上であるもの

ただし、県財政支出総額については、指定管理料及び競争入札に係る委託料は除く。

(平成30年4月1日現在、県財政支出状況は30年度当初予算)

No.	法人名	人的支援状況		県財政支出状況		監査対象
		総数(人)	法人の収入総額(千円)	法人の収入総額(千円)	県財政支出総額(千円)	
		うち県職員(人)	県財政支出割合(%)	うち県職員(人)	県財政支出総額(千円)	
		うち県退職者(人)	県財政支出割合(%)	うち県退職者(人)	県財政支出割合(%)	
21	公益財団法人 宮崎県芸術文化協会	3	39,895			○
		1	39,836			
		1	92.6			
22	社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会	31	2,282,835			○
		2	370,747			
		4	16.2			
23	公益社団法人 宮崎県森林林業協会	9	118,761			
		1	69,341			
		3	55.5			
24	一般社団法人 宮崎県商工会議所連合会	7	107,359			
		1	57,309			
		2	50.3			
25	宮崎県商工会連合会	19	285,536			
		1	128,009			
		1	43.8			
26	公益財団法人 宮崎県産業振興機構	23	1,083,351			○
		11	535,612			
		4	46.8			
27	公益社団法人 宮崎県物産貿易振興センター	12	229,851			○
		8	197,989			
		1	71.5			

28	一般社団法人 食の安全分析センター	3	36,050	
		1	26,633	
		0	63.2	
29	一般社団法人 宮崎県農業会議	8	78,632	
		1	50,693	
		3	59.9	
30	宮崎県土地改良事業団体連合会	67	1,059,040	○
		3	532,887	
		1	49.5	
31	公益社団法人 宮崎県畜産協会	29	4,678,821	○
		3	114,543	
		1	2.4	
32	公益財団法人 宮崎県スポーツ協会	8	338,490	○
		6	301,852	
		2	81.0	

(イ) 県退職者が常勤役員に就任している法人で、県財政支出割合が50%以上又は県財政支出総額が概ね1億円以上であるもの
ただし、県財政支出総額については、指定管理料及び競争入札に係る委託料は除く。

(平成30年4月1日現在、県財政支出状況は30年度当初予算)

No.	法人名	人的支援状況		県財政支出状況		監査対象
		総数(人)		法人の収入総額(千円)		
		うち県職員(人)		県財政支出総額(千円)		
		うち県退職者(人)		県財政支出割合(%)		
33	公益財団法人 宮崎県老人クラブ連合会	1		17,783		
		0		10,814		
		1		60.8		
34	一般財団法人 宮崎県公衆衛生センター	22		231,902		○
		0		115,330		
		5		49.7		
35	公益社団法人 宮崎県青少年育成県民会議	1		12,245		
		0		9,256		
		1		75.6		

36	宮崎県中小企業団体中央会	18	235,017	○
		0	116,600	
		3	49.6	
37	一般財団法人 宮崎県交通安全協会	133	580,900	○
		0	363,911	
		48	62.6	

③ その他特に県の関与のあり方について検討する必要がある法人

(平成 30 年 4 月 1 日現在、県財政支出状況は 30 年度当初予算)

No.	法人名	人的支援状況		県財政支出状況		監査対象
		総数(人)		法人の収入総額(千円)		
		うち県職員(人)		県財政支出総額(千円)		
		うち県退職者(人)		県財政支出割合(%)		
38	宮崎カーフェリー株式会社	106		5,545,524		
		0		4,000		
		0		0.1		
39	社会福祉法人 宮崎県社会福祉事業団	272		3,915,195		
		0		85,996		
		3		2.2		
40	株式会社 宮崎県ソフトウェアセンター	112		758,000		
		0		24,985		
		0		3.3		
41	株式会社ミヤチク	710		55,410,286		
		0		9,940		
		0		0.0		

2. みやざき行財政改革プラン(第三期)

県では、「行政改革は不断に取り組むべき行政課題である」との認識のもと、「宮崎県行政改革大綱」を昭和60年11月に策定して以来、数次にわたり行政改革大綱(プラン)を策定し、全庁的な行政改革に取り組んできている。

現在進行中の行政改革大綱(プラン)は令和元年 6 月策定の「みやざき行財政改革プラン(第三期)」であり、推進期間は令和元年度から令和 4 年度の 4 年間となっている。その中の「簡素で効率的な行政組織等の整備」において「公社等改革の推進」が挙げられ、これらを含む施策により行政コストの徹底的な縮減を進めるとともに、公正かつ適正で透明性の高い県政運営を進めながら、効率的で質の高い行政基盤の構築を図るとされている。

公社等改革の推進 実施方針

公社等改革については、これまでの取組により、大幅な県財政支出総額の削減など、一定の成果を上げてきましたが、公社等は、公益的な目的を持ち、県の施策の補完的な役割を担っており、その経営状況が県財政に大きな影響を及ぼすことから、引き続き、「新宮崎県公社等改革指針」(平成31年4月改訂)に基づき、指針の対象となる公社等の役割や県の関与のあり方を徹底的に見直すとともに、公社等の経営自立化の促進を図ります。

また、特に抜本的な経営改善が求められる公社等については、「特に留意を要する公社等」として重点的に改革を促します。

さらに、公社等の経営状況や県との随意契約の締結状況について、県ホームページ等を活用し、積極的な情報公開に努めるとともに、特に県の出資割合の高い法人等については、「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」(平成22年3月制定)に基づき、その経営評価について、県議会に報告します。

なお、指針の対象となっていない県関係団体についても、指針で示した考え方に準じて、必要な指導・助言等を行います。

(出所:「みやざき行財政改革プラン(第三期)」令和元年 6 月:抜粋)

3. 新宮崎県公社等改革指針(平成 31 年 4 月改訂)

公社等改革の具体的な推進内容は公社等改革指針に定められている。改革の基本的な考え方と推進方法は以下のとおりである。

1 改革の基本的な考え方

公社等を取り巻く急速な環境変化や県の厳しい財政状況等を踏まえ、また、県民目線による改革を進める観点から、次のような考え方に基づき改革を推進するものとする。

- (1) 公社等の役割及び県の関与のあり方を徹底的に見直すことにより、公社等の統廃合及び経営自立化の促進を図る。
- (2) 数値目標を設定し、スピード感を持って、実効性、確実性のある改革を推進する。
- (3) 公社等の経営状況等について、県ホームページ等を活用し、県民に分かりやすく公開することにより改革の透明性を高める。

2 改革の着実な推進

県は、1に掲げた改革を着実に推進するため、全庁的な公社等改革の推進のため設置した「宮崎県公社等改革推進委員会」を中心に、公社等に対し必要な指導・助言等を行うとともに、毎年度の点検・評価により改革の進捗状況を管理し、その結果を県ホームページで公表するものとする。

また、外部有識者等により構成された「宮崎県行財政改革懇談会」に意見を求めるものとする。

(出所:新宮崎県公社等改革指針(平成31年4月改訂):抜粋)

また、改革の具体的な取組事項のうち特に重要な県と公社等との関係の見直しは以下のとおりである。

2 県と公社等との関係の見直し

県は、公社等による主体的な取組に対し指導・助言を行うとともに、次のとおり県と公社等との関係を見直すものとする。

また、健全で効率的な経営が行われている公社等について、地域活性化や経済再生などにおいて、有効な手法として活用できないか、検討することとする。

(1) 人的支援の見直し

① 知事その他の県職員は、特に県の関与が必要と認められる場合を除いて、原則として、公社等の代表者に就任しない。

② 県職員の派遣については、公社等の自立化や経営責任の明確化を促進する観点から、県と緊密な連携のもと業務を推進する必要がある場合など真に必要なものに限ることとし、派遣の必要性については毎年度見直しを行う。また、派遣職員の引揚げに当たっては、公社等の自立化の状況等を勘案し計画的に行う。

なお、指定管理者に応募する公社等の常勤役員への県職員の就任は、引き続き行わない。

③ 公社等からの要請に基づき行う県退職者の推薦については、当該職員の知識と経験が、真に公社等の経営に有効に活用される場合に行うものとし、再就職の状況は、特別な事情がある場合を除き、毎年度公表する。

(2) 財政支出の見直し

① 補助金・委託料等については、財政改革の趣旨を踏まえ、その必要性や事業の実施効果等

の視点から、補助対象の範囲や補助率等を見直す。

また、事業委託に当たっては、民間事業者等の事業参入に関して公正の確保を図るため、競争入札の実施に一層努め、県からの随意契約については、その必要性や他の民間事業者の実施可能性などを検討する。

② 運営費に対する補助は廃止・縮小を図るものとし、新たな補助金は措置しない。

また、低金利による基金運用益の減収分相当の補助については、引き続き行わない。

(3) 県出資金(出えん金)の取扱い

県出資金(出えん金)については、出資の目的や必要性などを再度見直したうえで、必要に応じて返還(県出資割合の縮小)を検討する。

(出所:新宮崎県公社等改革指針(平成31年4月改訂):抜粋)

さらに、特に留意を要する2公社等については次に示す方向性に基づき、重点的に改革に取り組んでいる。

特に留意を要する公社等の改革の方向性等

(一社)宮崎県林業公社

(1) 現状・課題

平成30年3月に策定した第4期経営計画に基づき、収支改善に積極的に取り組み、平成30年度決算において目標を上回る年度末資金残高は確保できる見込みであるものの、依然として債務超過の状態が続いている。

(2) 改革の方向性

引き続き、第4期経営計画に基づき、公社自身の経営努力や利息軽減に取り組みながら、経営改善を図る。

(一社)宮崎県酪農公社

(1) 現状・課題

平成28年3月に策定した中期経営改善計画(H28~30)に基づき、経営改善に取り組んだ結果、平成28、29年度決算において、計画以上の黒字化を達成したが、依然として債務超過の状態が続いている。

(2) 改革の方向性

課題の解決に向けて経営改善計画を確実に実行するとともに、県内酪農家からのニーズが高い預託部門や、搾乳部門等の飼養管理に関する職員の技術力の向上を図り、部門ごとの経営管理を徹底することにより、引き続き単年度収支黒字化を達成し、債務超過の解消を図る。

(出所:新宮崎県公社等改革指針(平成31年4月改訂):抜粋)

● これまでの公社等改革の成果

公社等改革指針によれば、県による公社等改革に取り組んだ成果は以下のとおりである。成果は、公社等改革指針の対象法人数、対象公社等の常勤役員、職員への県職員派遣数、対象公社等への県財政支出総額(県から派遣職員への直接支給人件費を含む)により示されている。

(各年度4月1日現在)

区分	平成 15年度	21年度	24年度	26年度	30年度	令和5年 度(目標)
公社等の数 (法人)	63	45	42	45	44	40
県職員 派遣数(人)	183	102	80	87	98	85
県財政支出 総額(億円)	166	130	112	96	85	約71

(公社等改革指針を基礎に監査人が作成)

(注)これまでに公表された公社等改革指針の推進期間の前年度の数字である。

4. 監査の対象とした公社等

(1) 監査対象選定基準

ア 公社等の選定基準

- ① 上記1. (2)の公社等改革指針の対象公社のうち、「③ その他特に県の関与のあり方について検討する必要がある法人」については県関与が低いと考えられたので①、②を対象とした。①、②の対象公社等のうち、今回の監査にあたっては県から公社等への財政支出の検証に基礎を置きつつ、所管課の公社等への指導・監督等や人的関与の状況等につき検討することとした。そのため、公社等改革指針の各団体の経営評価シートを閲覧し監査対象を選定することにした。

令和3年度分の経営評価シートが作成途中とのことであったので、令和2年度(令和3年3月期)経営評価シート「主な県財政支出の内容」の令和3年度予算額が5,000万円以上のものから、支出内容、団体の性質等を考慮して選定した。

なお、収入合計に占める指定管理料収入の占める割合が大きい団体は昨年度監査済みのため選定対象から除外した。

- ② 令和3年度財政支出予算額が5,000万円未満の団体であっても令和2年度(令和3年3月期)経営評価シート「財務状況」等を考慮して選定した(当該団体は、一般社団法人宮崎県酪農公社である。)

イ 県から公社等への財政支出(委託料、補助金、貸付金)に関する選定基準

令和3年度の県から公社等への財政支出(委託料、補助金、貸付金)に関する一覧表(名称、内容、金額、財源等記載の表)の提出を求め、記載内容を検討のうえ、数件をサンプリングして対象とした。

(2) 監査の対象とした公社等一覧

監査の対象とした公社等の一覧表は以下のとおりである。

各論番号	法人名	所管課
1	一般社団法人宮崎県林業公社	森林経営課森林管理推進室
2	公益財団法人宮崎県観光協会	観光推進課
3	公益財団法人宮崎県国際交流協会	オールみやざき営業課
4	公益社団法人宮崎県農業振興公社	農業担い手対策課
5	一般財団法人宮崎県内水面振興センター	漁業管理課
6	一般社団法人宮崎県酪農公社	畜産振興課
7	公益財団法人宮崎県建設技術推進機構	技術企画課
8	公益財団法人宮崎県芸術文化協会	みやざき文化振興課
9	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会	福祉保健課
10	公益財団法人宮崎県産業振興機構	企業振興課
11	公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター	オールみやざき営業課
12	宮崎県土地改良事業団体連合会	農村整備課
13	公益社団法人宮崎県畜産協会	畜産振興課
14	公益財団法人宮崎県スポーツ協会	教育庁スポーツ振興課

15	一般財団法人宮崎県公衆衛生センター	衛生管理課
16	宮崎県中小企業団体中央会	商工政策課
17	一般財団法人宮崎県交通安全協会	警察本部交通企画課

本報告書においては、監査対象とした公社等の名称は、原則として以下のとおり略記することとする。ただし、項目の表示等においては一部正式名称を付すこともある。

● 本報告書における公社等名称の略記

公社等名	略記
一般社団法人宮崎県林業公社	林業公社
公益財団法人宮崎県観光協会	観光協会
公益財団法人宮崎県国際交流協会	国際交流協会
公益社団法人宮崎県農業振興公社	農業振興公社
一般財団法人宮崎県内水面振興センター	内水面振興センター
一般社団法人宮崎県酪農公社	酪農公社
公益財団法人宮崎県建設技術推進機構	建設技術推進機構
公益財団法人宮崎県芸術文化協会	芸術文化協会
社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会	県社協
公益財団法人宮崎県産業振興機構	産業振興機構
公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター	物産貿易振興センター
宮崎県土地改良事業団体連合会	土改連
公益社団法人宮崎県畜産協会	畜産協会
公益財団法人宮崎県スポーツ協会	スポーツ協会
一般財団法人宮崎県公衆衛生センター	公衆衛生センター
宮崎県中小企業団体中央会	中央会
一般財団法人宮崎県交通安全協会	交通安全協会

第3 監査の総括

1. 指摘事項・意見の全体像

全体では指摘事項 36 件、意見 103 件であった。以下では指摘事項または意見の件数を監査の視点に着目して示す。ただし、複数の視点に関連する指摘事項または意見は、最も関連が深いと考えられる項目の指摘事項または意見とした。

また、平成 25 年度(出資法人)、29 年度(債権)、令和元年度(委託)及び 2 年度(補助金)の包括外部監査(以下「過年度監査」という。)における指摘事項・意見のうち、今回の監査(公社等)と関連するものの改善状況は以下の 3 区分にて記載している。

- ・改善されている
- ・改善が不十分
- ・改善されていない

過年度監査では指摘事項・意見として取り上げられたが、今回の監査では重要と認識しなかった一部の指摘事項・意見については記載を省略した。

監査の視点		指摘事項	意見
監査結果の総括・制度所管課			
ア	県の指導、監督、助言等について	0	3
イ	県の人的支援・財政支出等について	0	1
ウ	公社等におけるガバナンスについて	0	0
エ	監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について	0	0
オ	会計処理及び資産管理等について	0	0
カ	過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について	0	0
小 計		0	4
公社等各論・所管課			
ア	県の指導、監督、助言等について	4	17
イ	県の人的支援・財政支出等について	0	17
ウ	公社等におけるガバナンスについて	0	7
エ	監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について	27	36
オ	会計処理及び資産管理等について	4	14
カ	過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について	1	8
小 計		36	99
合 計		36	103

2. 監査結果の総括

監査結果の総括とは、公社等の個別検討の結果、複数の公社等に共通した意見等を踏まえ、次の観点で重要と考えた事項である。特に制度所管課である行革推進室に対応を求める事項である。

- ・ 当年度の包括外部監査で意見等として記載されていない公社等や、監査対象として選定されなかった公社等においても同様に検討を望む事項
- ・ 意見を記載した対象公社等だけではなく、全体的に対応することで、より実効性が高まると考える事項
- ・ 個別の公社等では意見として取り上げていないが、制度所管課として対応が望まれる事項

① 公社等の方向性に応じた県の関与のあり方の検討【意見】

県の公社等への関与は、公社等の方向性に依りて異なるものとする。これまで県は、公社等改革指針の「第 6 公社等ごとの改革の視点・方向性」に記載されているように、各公社等に対する関与・連携の見直しにあたり、公社等が実施する主要事業の必要性や公益性、改革の方向性を検討したうえで公社等において 4 年間で取り組むべき「改革工程表」を作成し改革を推進してきたものと思われる。また、公社等の常勤役員、職員への県職員派遣数の削減や公社等への県財政支出総額の削減を数値目標として掲げ、改革に取り組んできた。こうした取組により一定の成果を得られた現在、今後は次頁に掲げた考え方(大阪市「外郭団体の方向性について」平成 29 年 1 月)等を参考にして、これまで以上に公社等の方向性を明確にしたうえで適切な人的・財政的関与のあり方を検討することが必要となろう。

具体的には、公社等に対する人的関与については自立化等に取り組む団体の場合、県の職員派遣や県退職者の採用はできるだけ削減する方向になる。一方、県の事業を補完・代替する団体の場合、県における事業遂行上の知識・経験等が団体での事業に生かされるならば県派遣職員や退職者は積極的に活用し事業成果を生み出す人材として位置付けられることになる。いずれにせよ、人手不足が常態化している環境下でもあるため、団体での人材登用の公正性・透明性を確保した上での関与であることを説明できるようにすべきである。

財政的関与、特に運営費補助については公社等改革指針において「運営費に対する補助は廃止・縮小を図る」とある。しかし、団体によってはそうした方向性の対応が困難な団体も見受けられる。そこで、団体としての自立化を促し運営費補助を段階的に減額していくのか、あるいは県が果たす役割を補完・代替する活動を行う団体として位置づけ、現状の県の財政的支援を継続しその有効性を明確化していくのか、団体の方向性に依りて県の関与を検討すべきである。また、事業や団体の性質、必要性から補助の妥当性・透明性を説明できるようにすべきである。

さらに、公社等の各団体の方向性に依りて管理のあり方を検討されたい。具体的には、自立化等に取り組む団体の場合、経営計画と経営評価のチェックに重点が置かれる。一方、県が果たす

役割を補完・代替する活動を行う団体として位置付けた場合には自己収入比率等は経営評価の適切な指標とならない可能性がある。

以上のように、これまでの公社等改革を踏まえて公社等の個別の団体の状況をより一層加味した公社等の方向性と県の公社等への関与のあり方を検討されたい。検討に当たっては以下の点に留意いただきたい。

- ・原則として、公社等は県から独立した主体であり、県に依存しない経営が行われるべきであること。
- ・県が果たす役割を補完・代替する活動を行う団体等については、適切な人的・財政的関与のあり方を個別の団体の状況に応じて検討すること。検討の過程や結果は、公社等改革指針等に盛り込む等により透明性を担保すること。
- ・県が人的、財政的関与をするにあっても公社等の団体は効率的な経営を行うべきであること。
- ・県が人的・財政的関与を継続する場合、漫然と行うのではなく常に一定期間ごとに継続の妥当性と関与のあり方を見直すこと。

「外郭団体として活用する団体」については、市の施策に必要な事業を実施することが期待されているが、救急医療事業のようにその性質上団体が効率的な経営を行ってもなおその事業に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費の補助など、市の行政目的や施策の達成に必要な範囲においては、競争性のない随意契約による事業委託や補助金、貸付金といった財政的関与及び職員派遣等の人的関与を行うことは有効かつ適切であり、市民の理解を得られると思われる。出資等の資本的関与については、関与するに必要な範囲で継続し、必要に応じて適切な追加出資等を検討すべきである。

一方で、「自立化等に取り組む団体」については、外郭団体の枠組みから外れるまでの間に各種関与を解消することを原則とすべきである。市は団体が自立していくために必要なサポートに限定して関与を行うべきである。とりわけ資本的関与については、出資・出金は責任を伴うものであり、役割を終えた団体が自立した経営を行う見込みがある場合には資本的関与を解消することが望ましい。

「方向性の検討を継続する団体」については、方向性が明確になるまでの間、市の施策に必要な事業を実施している場合は、「外郭団体として活用する団体」に準じて関与を行うのが適当である。

「特定団体の再建監理の枠組みで検討を行う団体」については、特定調停の内容の確実な履行が必須であり、二次破綻を起こさないよう市として責任をもって経営再建及び経営監視に関わる必要があり、競争性のない随意契約による事業委託や補助金、市関係者の役員への就任等による関与もやむを得ない。

言うまでもないが、市が外郭団体に対していずれの関与を行うにしても、外郭団体は市から独立した事業主体であるから、原則として市に依存しない経営が行われるべきである。市が各種関与を行う場合であっても、外郭団体は効率的な運営に努めるべきであるし、市においても関与を漫然と継続することやその規模を安易に拡大していくことがあってはならない。

(出所:大阪市「外郭団体の方向性について」平成29年1月)

② 所管課への指導・助言等について【意見】

公社等改革指針には、「運営費補助のあり方」「監査機能の強化」など、改革の具体的な取組事項に関する留意すべき事項が記載されている。団体によっては、各論で示すようにこれらの項目について、課題が発見されたところである。

具体的には以下のとおりである。

・公社等への補助金の補助対象経費が不明確、補助金額の必要額の交付について終期が未設定等。

・監事と会計顧問の兼任 等。

よって、これらの項目については、行革推進室は各団体の状況を把握し、必要に応じて、各団体又は各所管課へ指導・助言等を行うことが望ましい。

1 公社等による経営・組織等の見直し

(3) 組織体制の効率化等

⑤(中略)監事による監査機能を強化するため、可能な限り公認会計士等の専門的知識を有する人材の登用を図る。

2 県と公社等との関係の見直し

(2) 財政支出の見直し

② 運営費に対する補助は廃止・縮小を図るものとし、新たな補助金は措置しない。また、低金利による基金運用益の減収分相当の補助については、引き続き行わない。

(出所:新宮崎県公社等改革指針(平成31年4月改訂)抜粋)

③ 経営評価シートにおける各種指標の設定及び外部専門家の活用について【意見】

行革推進室は公社等の各団体に対し、所管課を通じて経営状況等の調査・ヒアリングを毎年実施し、副知事等から構成される「公社等改革推進委員会」において各団体の評価を行っている。経営評価シートには活動指標及び財務指標の目標値と実績値が記載され達成状況が検討されている。

しかし、特に経営評価シートに記載の各指標について設定プロセスや設定根拠が不明瞭な事例が多かった。いかなる指標を設定するかという点が各団体の経営状況の判断に影響するものと考えられるため、特に団体の中期計画等の明確な根拠資料がなく決定されている指標については、その設定プロセス、設定根拠等を明確化し、透明性を担保することが望ましい。

また、経営状況に問題のある団体等の経営健全化方針を策定する際には、毎年ではないが「宮崎県行財政改革懇談会」において外部委員に意見を求めることになっているとのことである。定期的に外部専門家に意見を求めることは評価できるが、経営評価シート作成においても、より一層の充実化及び実効性を高めるため、外部専門家の積極的な活用を検討することが望まれる。

④ 県職員の派遣及び県退職者の採用に関する助言等について【意見】

県職員の派遣については、まず公社等において、県と緊密な連携のもと業務を推進する必要がある場合など真に必要なものかどうか十分に精査し、県に対し派遣を要請する。そして県においては、所管課がその必要性を確認し、人事課と情報共有したうえで派遣を決定することである。また、県退職者の採用に関しても、県は公社等からの要請に基づき、退職者の知識と経験が真に公社等の経営に有効に活用される場合に退職者を推薦することである。

県職員の派遣及び県退職者の採用については、その必要性や妥当性について毎年度検討はしているとのことであるが、各所管課において、人数、役職、業務内容等を記載した資料を確認できたものの、複数の所管課で継続的・具体的に検討した内容の文書を確認できなかった。

個人情報も関係することから人事上の個別具体的な情報に関する資料保存は人事課において行うとしても、県全体として、説明責任や透明性確保の観点から、県職員の派遣及び県退職者の採用の必要性や妥当性を明確に把握できる資料の作成・保存について、行革推進室が該当する所管課に助言等を行うことが望ましい。

以下の項目は全庁的な対応が求められる事項であり、制度所管課や各所管課に個別の措置を求めるものではないが、全庁的な検討を望みたい。

⑤ 過年度包括外部監査における指摘事項及び意見に対する措置対応について

今回の監査では過年度包括外部監査の監査テーマであった平成 25 年度(出資法人)、29 年度(債権)、令和元年度(委託)及び2 年度(補助金)の指摘事項及び意見(以下、指摘事項等という。)の一部についても措置対応状況を検証した。結果的には、事務手続面の多くが改善されていた。

しかし、指摘事項等のうち、対応に長期を要すると認められる事項について課題が発見された。例えば、運営費補助金のあり方等である。また、補助金の指摘事項等への対応については過年度包括外部監査の監査対象が農林水産事業(農政水産部及び環境森林部)に限定されていたことや近年実施された監査であることから、監査対象とならなかった他の部局等への周知徹底が図られていないように見受けられた。そこで、今後、特に委託、補助金といった財政支出上の重要項目については過年度及び今回の監査で指摘事項等として取り上げた点を留意事項とした指針やマニュアル等を作成したうえで、全庁的にその運用を徹底しチェックする体制の整備が望まれる。また、対応に長期を要する事項は措置の工程表を作成したうえで、段階を経て措置対応し進捗状況に関する工程管理を行うことでより望ましい改善につながるものと思われるので検討いただきたい。

3. 指摘事項・意見の概要(公社等各論)

今回の監査における指摘事項及び意見の概要(公社等各論)は以下のとおりである。これは各公社等の所管課あるいは公社等に対応を求める事項である。

ある公社等では取り上げられている指摘事項及び意見が別の公社等では取り上げられていないことがある。これは各公社等における重点事項が違うだけであり、公社等の所管課においては他の公社等における指摘事項及び意見が自団体において該当するものはないかを確認いただきたい。

なお、表中の監査の視点は次のとおりである。

ア	県の指導、監督、助言等について
イ	県の人的支援・財政支出等について
ウ	公社等におけるガバナンスについて
エ	監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について
オ	会計処理及び資産管理等について
カ	過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

【1. 一般社団法人宮崎県林業公社(森林経営課森林管理推進室)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
エ	<p>① 分収林整備高度化事業補助金に係る補助金交付要綱における消費税等の取扱いについて</p> <p>林業公社は、補助金等の交付に関する規則第3条の規定により補助金の交付を申請するに当たって、「消費税等仕入控除税額」を減額して交付申請しなければならない。当該補助金の交付要綱には消費税等にかかる条文が欠落していた。したがって、県は当該補助金交付要綱に消費税等にかかる条文を追加し、林業公社からの実績報告において消費税等の報告を求め、仮に補助金から消費税等仕入控除税額相当額を返還すべき事項が生じた際には、補助金の返還を求める事務手続きを行うべきである。</p>	○	
	<p>② 分収林整備高度化事業補助金に係る収支決算書検査について</p> <p>県は分収林植栽未済地対策事業収支決算書の内容を証憑で確認している。林業公社は、分収林植栽未済地対策事業に関与してい</p>	○	

	<p>る職員の平均日給を算出し従事日数を乗じた金額を実績額として計上していたが、県は具体的な作業日数が記載した資料を確認していなかった。今後、県は林業公社が作成している作業日数の報告書を基礎にして検査すべきである。</p>		
	<p>③ 分収林整備高度化事業補助金に係る効果測定について</p> <p>当該補助金は林業公社が森林所有者に再造林に係る普及活動等を行う際の活動経費等を補助しているものである。県は補助金について再造林率等の成果目標までは設定していない(県が目指す再造林率:80%)。県の目指す再造林率80%を当該事業補助金によって達成できるとは当然に考えられないものであり、言い換えれば、その再造林率を達成する事業の一つが当該事業である。そのため事業ごとの目標値を設定し、実績値と対比することによって再造林率が達成されるのではないかと考える。したがって当該補助金において目標値を定め、実績値と比較分析することにより補助金の効果測定をすることが望まれる。</p>		○
カ	<p>① 林業公社の今後のあり方、経営改善策の妥当性及び進捗状況の検討について</p> <p>県による経営改善状況のモニタリング機能は発揮されるが、債務超過額は拡大しており経営健全化には至っていない。令和3年度決算においては債務超過額が113億円と拡大している。</p> <p>県の経営健全化方針においては、「今後5年間の財政的なリスク(債務超過)の解消は困難であるので、公社の第4期経営計画の計画期間中においては、これまでに公社が県及び社員市町村等より借入れを行ってきた資金の償還の着実な履行と、当計画で目標としている単年度収支黒字の遵守を求め、可能な限り債務超過額の拡大を抑制する」こととしている。近年、単年度収支黒字化は達成されているものの債務超過額は拡大している。この要因は経常的な森林勘定に関する減損損失の計上にある。</p> <p>今後も森林勘定の減損損失が経常的に計上されることが予想されるため債務超過額解消には長期を要することが見込まれる。長期視点に立ったキャッシュフロー重視の経営改善と財務の健全化の取り組みがなされるように県は林業公社を指導、助言していくことが必要となる。</p>		○
	<p>② 貸付条件及び今後の貸付方針について</p> <p>現状では市中銀行等の有利子負債の返済を優先しており、貸付条件の見直しまで至っていない。償還方法は利子負担軽減の観点から</p>		○

	日本政策金融公庫や市中銀行からの借入金を繰上償還している。結果として借入金総額は減少しているものの県からの借入金は年々増加している。引き続き借入金の最適ポートフォリオについては慎重な検討が求められる。		
--	--	--	--

【2. 公益財団法人宮崎県観光協会(観光推進課)】

監査の 視点	項目	指摘 事項	意見
ア	<p>① 公社等経営評価シートにおける財務指標について</p> <p>県は公社等経営評価シートにおいて財務指標の目標値、実績値、及び達成度を計算している。県は観光協会の財務指標として健全性に関する指標を入れていない。したがって、総合評価における財務内容評価をBとした根拠となる指標としては不十分である。</p> <p>県は財務指標の中に例えば流動性比率や固定比率を入れ、観光協会の財務健全性を評価したうえで総合評価における財務内容を評価すべきである。</p>		○
イ	<p>① 県職員及び県退職者の人的支援について</p> <p>観光協会では常勤役員2名全員が県退職者であり、常勤職員22名のうち5名が県退職者である。公社等経営評価シートでは県職員の役職就任・派遣の見直しについて、地域連携DMOとして広域的事業展開を進めていく必要があることから、県派遣職員の能力を生かし、プロパー職員の能力向上に努め、体制の強化を図ると計画している。一方で県退職者がプロパー職員よりも、より良い事業運営ができるという明確な情報は得られなかった。観光協会においては観光業界そのものがソフトな事業であるがゆえに、事務的な活動よりむしろ柔軟で機動的な活動を求められると考えられる。よって、観光に対するノウハウの蓄積や機動性の確保の観点から、観光協会職員は県退職者に頼らずプロパー化を押し進めていくことを検討すべきである。</p>		○
エ	<p>① みやざきユニバーサルツーリズムセンター事業費補助金に係る成果指標について</p> <p>みやざきユニバーサルツーリズムセンター事業費補助金要綱では高齢者や障がい者、ベビーカーの家族連れなど、すべての人が制約を感じずに気兼ねなく楽しむことができる旅行(ユニバーサルツーリズム)の受入体制を整備することを目的として定めている。県は当該補助金の達成すべき成果指標を観光入込客数の増加としている。しか</p>		○

	<p>し、当該補助金独自の達成すべき成果指標としては非常に漠然としたものとなっており、当該補助金の成果を単独で測れる指標にはなっていない。コロナ禍でユニバーサルツーリズムに対する相談件数も見込めない中、活動も「見てもらう、知ってもらう」という活動がなされていた。本来であれば県が中期計画等を作成し、その期間内でどのような情報を蓄積し発信していくのか、また相談に添えていくのかを具体的に示しておくべきであったと考える。</p>		
	<p>② 新しいニーズに対応した観光地域づくり支援事業費補助金に係る補助金効果の検証について</p> <p>当該補助金は旅行ニーズの変化に対応した観光地域づくりへの支援として、新しいニーズに対応した施設改修等に対する助成金での支援を観光施設等に行っている。当該施設改修等の支援はコロナ禍においてアウトドアや体験型観光及び密にならない施設改修等に対して行われる。改修が完了した際には現地確認を実施し、改修が適切に行われたかを確認していた。しかし、補助対象者が施設改修等を行った資産についてその後の資産の売却及び撤去に係わる条件や施設改修後の効果実績報告条件は付されていない。この補助金を活用した施設に対して一定年数の入込客増加情報等を報告させ、今後の更なる新たな観光客ニーズの発掘に役立てるべきである。</p>		○
	<p>③ 新しいニーズに対応した観光地域づくり支援事業費補助金に係る観光人材育成研修の達成状況の検証について</p> <p>当該補助金は稼ぐ人材づくり支援事業として、地域の中核となる観光人材育成を目的とした研修の実施等を行っている。研修は基礎コース(定員 30 名)と実践コース(定員 15 名)があり、令和3年度の研修参加者はそれぞれ 13 名及び 7 名であった。コロナ禍の影響もあるかもしれないが、観光協会賛助会員は 288 団体にも及び、会員数に比べると研修参加人数が少ないと考えられる。県内観光業界に実践的な人材を育成するうえでも賛助会員と連携して、より多くの研修受講完了者を育てる努力が必要である。そのためにも定員を受講者数の努力目標とし、研修受講者数増加のための各種施策を実施して補助事業の達成状況を検証することが望まれる。</p>		○
	<p>④ 宮崎県観光振興事業費補助金に係る事業実績書及び収支決算書の様式見直しについて</p> <p>県民県内旅行(ジモ・ミヤ・たび)キャンペーン事業などコロナ禍により当該事業費補助金が使われる事業内容及び金額は大きくなっている。観光協会事業は県の事業名と異なるケースがあり、県予算額と観</p>		○

	<p>光協会予算額の対応表を作成することで、県は事業実績報告書及び収支決算書の指導、監督、助言等を行っている。そのため、県と観光協会において当該補助金に対する事務負担が過大になっている。県は観光協会と連携を図り、実績報告書及び収支決算書の様式等の見直しを行い事務負担の軽減を図るべきである。</p>		
	<p>⑤ 宮崎県観光協会運営費補助金に係る補助金交付要綱における消費税等の取扱いについて</p> <p>観光協会は、補助金等の交付に関する規則第3条の規定により補助金の交付を申請するに当たって、「消費税等仕入控除税額」を減額して交付申請しなければならない。当該運営費補助金の交付要綱には消費税等にかかる条文が欠落していた。したがって、県は当該補助金交付要綱に消費税等にかかる条文を追加し、観光協会からの実績報告において消費税等の報告を求め、仮に補助金から消費税等仕入控除税額相当額を返還すべき事項が生じた際には、補助金の返還を求める事務手続きを行うべきである。</p>	○	
	<p>⑥ 宮崎県観光協会運営費補助金に係る職員残業手当の検討について</p> <p>観光協会は当該補助金内訳として職員時間外勤務手当を積算している。実績報告においては実際に支払われた時間外勤務手当で精算されている。県は時間外勤務手当を見込み額で把握しているものの具体的な時間外勤務内容まで把握していなかった。時間外勤務手当については、職員等の働き方改革にも繋がる重要なデータである。更に、観光協会の働き方が効率化した際には、運営費補助金の削減につながる可能性もある。したがって、県は予定されている時間外勤務業務及び実際の時間外勤務業務を把握するとともに比較検討し、観光協会の事務効率の向上に資するようにすべきである。</p>		○
カ	<p>① 自主事業収入のあり方について</p> <p>賛助会員受取会費は令和元年度 25,791 千円、令和2年度 20,451 千円、及び、令和3年度 20,501 千円と減少傾向になっている。カレンダー販売事業収益は、令和元年度 2,946 千円、令和2年度 2,916 千円、及び、令和3年度 3,615 千円と微増している。賛助会員受取会費については、コロナ禍の影響により観光業界そのものが疲弊していることもあり、観光協会の賛助会員増加のための活動に苦慮していたのではなかろうか。一方で令和3年度に多額の宮崎県観光振興事業費補助金が投入され、観光協会が観光業界の再建に尽力しているにもかかわらず賛助会員数が伸び悩んでいるということは、未だ観光協会</p>		○

	<p>の存在意義が観光業界に根付いていないのではないかと感じる。今後も引き続き観光協会の活動内容を業界に浸透させる方策を段階的・継続的に実施し、賛助会員数の増加による会費の増加に取り組むことが求められる。</p>		
--	--	--	--

【3. 公益財団法人宮崎県国際交流協会(オールみやざき営業課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
ア	<p>① 指導、監督、助言等に係る実施事項について</p> <p>県は、国際交流協会に対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業に係る事業の実施等を通じて、国際交流協会への指導、監督、助言等を行っているとのことである。しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。国際交流協会に対して、本監査を実施したところ、下記に示すように複数の意見が発見されたところであり、これは県から国際交流協会に対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により国際交流協会の担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。よって、県は、国際交流協会に対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。</p>		○
イ	<p>① 嘱託職員の育成方針について</p> <p>国際交流協会は嘱託職員が多いが、嘱託職員の育成方針の具体的な計画はないとのことである。県においては、嘱託職員を継続雇用していくことの重要性に鑑み、嘱託職員の育成方針について具体的な計画を策定することについて検討されたい。</p>		○
エ	<p>① 委託事業(多文化共生地域づくり推進事業、地域日本語教育体制整備事業、外国人住民等相談窓口運営事業)に係る見積依頼文書の整備について</p> <p>委託事業の随意契約にあたっては契約書案その他見積りに必要</p>		○

	な事項を示したうえで見積書をとらなければならない。 監査対象である委託事業の随意契約については、見積依頼は実施されていると思われるが、見積依頼文書が存在しない。契約締結に必要な条件等を示すとともにこれを裏付ける証拠を残すため、見積依頼文書を作成し、契約の相手方に示すのが相当である。		
オ	<p>① 基本財産のあり方について</p> <p>令和3年度における国際交流協会の基本財産の金額は543,600,000円であり、この金額は平成19年度から変化していない。基本財産については、平成16年度に4,000,000円、平成17年度に4,650,000円、平成18年度に2,000,000円、合計10,650,000円の取崩しが行われた。低金利によって基本財産の運用益が伸び悩み、国際交流協会の予算には遠く及んでいない。国際交流協会の収益は、県の委託料が大きな割合を占めている。県の委託料の見直し等が生じた場合には、国際交流協会の収益基盤は失われることになる。国際交流協会としてどのように対応するかについて、基本財産のあり方、すなわち運用方針や取崩しの方針等について十分に検討を重ねておく必要があると考えられる。</p>		○

【4. 公益社団法人宮崎県農業振興公社(農業担い手対策課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
ア	<p>① 経営評価シートにおける財務指標の算式について</p> <p>令和3年度公社等経営評価シートにおいて、財務指標の中の指標名として「県補助金比率」を設定している。その算式は、「(県委託費+県補助金+県交付費・負担金等+借入金)/経常費用×100」となっている。当該指標は、経常費用に含まれている県補助金や県交付費等を財源とする費用の割合を示すものである。そのため当該算式の分子に貸借対照表の科目である借入金が含まれており適切ではない。当該指標の意味合いを考慮の上、算式の修正を検討すべきである。</p>		○
	<p>② 経営評価シートにおける財務指標の設定について</p> <p>令和3年度公社等経営評価シートにおいて、財務指標名として「県補助金等比率」及び「管理費比率」が記載されている。これらは、いずれも業績に関する指標である。しかし、農業振興公社では、自主財源</p>		○

	が乏しい状況にあることに鑑みれば財務安全性指標の設定も検討されたい。具体的には流動比率や固定比率等が想定される。		
イ	① 経営評価シートにおける人的支援の記載について 令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程、県と公社等の関係見直し、人的支援見直し、適正人員の検討配置」という項目がある。このなかで、農業振興公社における人員の具体的な配置等が記載されているが、ここには本来、県職員及び県退職者の人数の増減に関する計画や実績を書くべき項目であり人員配置に関する計画や実績を書くべき項目ではない。当該箇所に記載すべき「県職員及び県退職者の人数の増減に関する計画や実績」については経営評価シート「県関与の状況、人的支援」においても確認できるが、今後は経営評価シートの作成の際に十分に留意されたい。		○
	② 経営評価シートにおける財政支出の記載について 令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程、県と公社等の関係見直し、財政支出見直し、適正な財政支出」という項目がある。このなかで、令和3年度については「県借入金残高の減少に努める。」と記載されているだけでその具体的な方策等については記載されていない。これでは、適切な経営評価とは言い難い。借入金減少の具体的な方策等について検討し文書化すべきである。		○
エ	① 令和3年度地域食資源高付加価値推進事業業務委託に係る随意契約理由について 県は、当該委託事業について農業振興公社と一者随意契約を締結している。農業振興公社が持つノウハウ、ネットワーク、及びその専門性は理解できる。しかし、農業振興公社以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについては、特段の記載がない。結果として、随意契約を行う理由の検討が不十分であると考えられる。よって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、農業振興公社が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。		○
	② 令和3年度地域食資源高付加価値化推進事業業務委託に係る業務用機器使用の理由について 県と農業振興公社との業務委託契約書で、県は委託業務の処理のため、業務用機器を無償で農業振興公社に使用させることとしている。しかし、関係資料等を閲覧したが、当該機器を無償で使用させることについての理由は記載されていなかった。無償で使用させる根拠を貸付理由とともに決裁伺書等に記載すべきである。		○

	<p>③ 令和3年度農業承継コーディネーター設置業務の業務委託に係る随意契約理由について</p> <p>県は、当該委託事業について農業振興公社と一者随意契約を締結している。農業振興公社は、本事業に関する情報、ノウハウ、及び農地中間管理機構の役割を担ってきた実績を有すること等は理解できる。しかし、農業振興公社以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについては、特段の記載がない。結果として、随意契約を行う理由の検討が不十分であると考えられる。よって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、農業振興公社が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。</p>		○
カ	<p>① 固定資産実査について</p> <p>ヒアリング並びに固定資産台帳を確認した結果、一定の改善が認められた。今後、固定資産台帳の様式の押印は、実査による確認済みの印であることを明記すべきである。</p>		○
	<p>② 農地売買支援緊急対策事業費に係る補助事業のあり方の検討について</p> <p>当該補助金は農業振興公社の人件費等を補助対象とする運営費補助である。農業振興公社の経営状況を考慮すると補助に一定の合理性が認められる。ただし、補助金の終期設定は行われず、補助金の金額も増加傾向にある。少なくとも補助金の終期設定を行い、農業振興公社の経営状況を考慮しながら補助事業を見直していくことが望ましい。また、公社等改革指針を踏まえると団体としての経営力向上と自立化を促し運営費補助を段階的に減額していくことを検討すべきである。</p>		○

【5. 一般社団法人宮崎県内水面振興センター(漁業管理課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
ア	<p>① 経営評価シートにおける財務指標の不備について</p> <p>令和3年度公社等経営評価シートにおいて、財務指標という項目がある。その中の指標名として「正味財産増減率」、算式として「当年度正味財産/前年度正味財産×100(%)」が記載されている。しかし、当該算式は誤っておりそれに基づき設定された目標値も意味のないものとなっている。したがって、算式については、「当年度正</p>	○	

	味財産/前年度正味財産×100%-1 または、当年度正味財産増減額/前年度正味財産×100%)」に修正が必要であるとともに目標値についても見直す必要がある。		
イ	<p>① 経営評価シートにおける人的支援について</p> <p>令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程、県と公社等の関係見直し、人的支援の見直し」という項目について令和元年度及び2年度は、「役職員や組織の在り方について、県と協議しながら、引き続き検討・見直しを進める。」と記載されている。しかし、令和3年度公社等経営評価シートの「県関与の状況、人的支援」という項目において県職員及び県退職者の実績値が記載されているが、令和2年度と令和3年度で全く変更がなく人的支援の見直しが行われているのか不明確である。したがって、県職員及び県退職者の人的支援に関し実効性のある方針を明確にすべきである。</p>		○
	<p>② 経営評価シートにおける財政支出等について</p> <p>令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程、県と公社等の関係見直し、財政支出見直し、借入金の圧縮」という項目がある。そこで令和元年度については収益の一部を経営基盤強化の資金として積立に充当したことにより、また令和2年度については事業収入の減少によりいずれの年度も借入金の圧縮は実現できていない。さらに、公益法人が行う事業活動から発生した財産である一般正味財産は、直近3期間においては、マイナス残高となっている。このような中で、内水面振興センターでは安定した収支構造の構築のため、令和元年6月に第5期経営改善計画を策定している。当該経営改善計画を確実に遂行するために、一層の経営改善努力が必要である。</p>		○
エ	<p>① 令和3年度河川パトロール等による新型コロナ感染防止啓発事業業務委託に係る随意契約理由について</p> <p>県は、当該委託事業について以下の理由で内水面振興センターと一者随意契約を締結している。一者随意契約を行うには、本業務委託を実施可能な事業者は内水面振興センター以外にいないことを示す必要がある。確かに内水面振興センターは本業務委託の実施に際して、能力・知識・設備、及び豊富な業務経験、実績があることから相応しいと考えられる。しかし、内水面振興センター以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについては、特段の記載がない。結果として、随意契約を行う理由の検討が不十分であると考えられる。よって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、内水面振興センターが受託事業者として相応しいかという点と併</p>		○

<p>せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。</p>		
<p>② 令和 3 年度うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金に係る補助対象経費の内容の具体化について</p> <p>本補助事業では補助対象経費の具体的な内容は、うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金交付要綱に規定されている。補助金交付要綱によると「補助金の交付の対象となる経費は、うなぎ稚魚の池入れ及び親うなぎの候補の制限に関する指導・監視並びに密漁・不正流通対策等のうなぎ資源の適正管理に係る全体指導に要する経費」である。この記載では、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、上記記載の事業全体に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。</p>	○	
<p>③ 令和3年度うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金に係る補助金交付要綱における消費税等の取扱いについて</p> <p>内水面振興センターは、補助金等の交付に関する規則第3条の規定により補助金の交付を申請するに当たって、「消費税等仕入控除税額」を減額して交付申請しなければならない。当該補助金の交付要綱には消費税等にかかる条文が欠落していた。したがって、県は当該補助金交付要綱に消費税等にかかる条文を追加し、内水面振興センターからの実績報告において消費税等の報告を求め、仮に補助金から消費税等仕入控除税額相当額を返還すべき事項が生じた際には、補助金の返還を求める事務手続きを行うべきである。</p>	○	
<p>④ 令和3年度うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金に係る補助事業のあり方等の検討について</p> <p>本補助事業は、平成 8 年度から開始されており、直近の補助事業の終期は令和 5 年度とされている。内水面振興センターの経営状況は、令和 2 年度を除いて黒字化を達成しているが、令和 3 年度によやく累積赤字（一般正味財産のマイナス）が解消されたところである。この経営状況を踏まえると、県からの人件費等補助（運営費補助）の合理性は一定程度あると考えられる。一方で、将来にわたり県が人件費を補助し続ける必要があるのか、補助金支出の妥当性を検討することも重要である。よって、県は令和 6 年度以降の補助事業実施については見直しを予定しているとのことであり、補助事業終了時には定</p>		○

	<p>期的に補助事業のあり方等を見直すことが望ましい。また、公社等改革指針を踏まえると団体としての経営力向上と自立化を促し運営費補助を段階的に減額していくことを検討すべきである。</p>		
	<p>⑤ 令和3年度宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金貸付金に係る貸付金の回収について</p> <p>県から内水面振興センターに対する貸付金の期末残高はないが、期中において新規貸付と償還を繰り返す、いわゆるオーバーナイト状態が継続している。当該金額は直近3年間同一である。内水面振興センターの財務状況は令和3年度において黒字化、累積損失解消されているものの、経営上の資金余力は脆弱であり継続的、安定的に収益力を維持していくのは困難も予想される。内水面振興センターの不安定な経営状態を考慮したとしても、少なくとも貸付金額を利益額と資金余力に応じて減額する等の措置が図られるべきである。黒字化と資金余力が生じた場合の貸付金減少額についての基準設定と黒字化した場合の貸付金減少を継続していくことが望ましい。</p>		○
オ	<p>① 賞与引当金の計上の検討について</p> <p>公益法人会計基準の運用指針の12.財務諸表の科目(1)貸借対照表に係る科目及び取扱要領において勘定科目として「賞与引当金」が設定されている。この趣旨は、収益と費用の適切な期間対応を図り、法人運営の経営成績を適時適確に把握するためであり、賞与を支給時の費用とするのではなく、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額については当期の費用として引当計上することが求められている。職員に支給する夏季賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、賞与引当金として引当計上することを検討されたい。</p>		○

【6. 一般社団法人宮崎県酪農公社(畜産振興課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
エ	<p>① 宮崎県酪農公社強化育成事業資金貸付の回収について</p> <p>県から酪農公社に対する貸付金の期末残高はないが、期中において新規貸付と償還を繰り返す、いわゆるオーバーナイト状態が継続している。当該金額は直近3年間同一である。酪農公社の財務状況は債務超過であるものの、JA 宮崎経済連の経営及び資金支援により酪農公社の破綻懸念はほとんどないものと考えられる。酪農公社の</p>		○

	<p>不安定な経営状態を考慮したとしても、少なくとも貸付金額を利益額に応じて減額する等の措置が図られるべきである。この点、県も認識しており、令和4年3月開催の令和3年度第4回酪農公社運営改善チーム会議において令和4年度の貸付は令和3年度黒字化分に基づき1,000千円減額している。ただし、貸付金額の減少額については明確な基準はなく、今後3年間は毎年の経営状況で金額を決定する(赤字であれば120,000千円の貸付)とのことである。黒字化した場合の貸付金減少額についての基準設定と黒字化した場合の貸付金減少を継続していくことが望まれる。</p>		
	<p>② 宮崎県酪農公社強化育成事業資金貸付金利子(無利子根拠)について</p> <p>県から酪農公社への貸付金は無利子である。酪農公社の経営支援のため無利子になっているものと思われる。しかし、予算執行同等に貸付理由の記載はあるが、無利子の根拠の記載がない。無利子の根拠を貸付理由とともに記載をすべきである。</p>	○	
	<p>③ 宮崎県酪農公社強化育成事業資金貸付金利子(無利子の妥当性)について</p> <p>県から酪農公社への貸付金は無利子であるが、JA 宮崎経済連及びJA 宮崎信連からの貸付金は有利子となっている。両者とも経営支援的な貸付であるにもかかわらず、県のみ無利子というのは貸付金額が違うとは言え県民理解は得にくいように思える。酪農公社の経営状況を踏まえつつ利子計上につき検討を要するものと考え。なお、いかなる場合に貸付金利子を無利子にするかのルール設定も必要である。</p>		○
オ	<p>① 情報公開について</p> <p>酪農公社のホームページにおいて財務状況その他の情報開示がなされていない。県の公社等改革指針によれば、「インターネット等を活用して積極的に県民に分かりやすい情報公開に努めるものとする」とある。県のホームページにおいては経営評価シートが開示されており大変参考になるものの、より詳細な情報を公社ホームページに示すことにより県民理解に資すると考える。</p>		○
カ	<p>① 財務諸表体系について</p> <p>現状の財務諸表には損失処理(案)が含まれたままとなっている。また、経理規程において剰余金処分案の作成、理事会、総会における承認が定められている。一般社団法人は、株式会社のように営利(剰余金の分配)を目的とした法人ではないため、剰余金の処分(損</p>	○	

	<p>失金の処理)という考え方はない。そのため、経理規程を修正のうえ財務諸表を作成する際に損失処理(案)を作成する必要はないものとする。</p>		
	<p>② 財務状況(債務超過)の改善について</p> <p>酪農公社は最近の3か年(令和元年度から3年度)については減益傾向にあるが、預託料値上げ等の経営努力により利益を計上している。しかし、過去の累積赤字が大きく直近期(令和3年度)においていまだ128,421千円の債務超過となっている。令和3年3月策定の中期3か年計画書においても最終損益が約2~8百万円にとどまり、債務超過解消には20年以上も時間を要する計算になる。酪農公社の経営は外部環境の影響を大きく受けやすく債務超過を短期間で解消するのは極めて困難と言える。債務超過の解消は困難であるが、減価償却費を控除する前の償却前利益は直近3か年で約30百万円以上はあるとともに、JA宮崎経済連の資金面の支援(5億円の事業前受金としての借入枠設定)により資金繰り懸念は今のところないよう見える。公社等改革指針では特に留意を要する公社等として挙げられているものの、JA宮崎経済連等からの借入金を疑似資本的などらえ方をすると実質的には債務超過状態にはないとも言える。形式的には債務超過解消は望まれるところであるが、実質的な債務超過のとりえ方をすると毎年債務超過解消を形式的に唱えているように見える経営評価シートの表現を工夫することも必要であるとする。</p>		○

【7. 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構(技術企画課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
ア	<p>① 指導、監督、助言等に係る実施事項について</p> <p>県は、建設技術推進機構に対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業の実施等を通じて、建設技術推進機構への指導、監督、助言等を行っているとのことである。しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。建設技術推進機構に対して、本監査を実施したところ、下記に示すように複数の意見が発見されたところであり、これは県から建設技術推進機構に対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起</p>		○

	<p>困すると考える。また、県所管課における人事異動により建設技術推進機構の担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。よって、県は、建設技術推進機構に対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。</p>		
	<p>② 公社等経営評価シートにおける財務指標の達成度について</p> <p>建設技術推進機構に関する公社等経営評価シートによれば、建設技術推進機構が達成すべき指標として財務指標の一つに「収支バランス」が設定されており、目標値は 100%となっている。収支バランスの、令和 2 年度の実績値は 108.9%であり、達成度は 108.9%と記載されている。すなわち、実績値が目標値を上回っていれば、達成度は 100%を超える数値となっている。しかし、本法人は公益法人であり収支相償が望ましいという観点からは、「収支バランス」の目標値は 100%が望ましいと考えられ、達成度は 100%からの乖離状況で判断すべきである。このため、現在の記載内容では、読み手をミスリードする可能性があると言わざるを得ない。よって、県は、本法人のように公益法人において財務指標として収支バランスを設定する場合には、達成度は乖離率を算定して記載することとし、さらに達成度の考え方について留意事項を記載することで、読み手の理解を深めるように配慮することが望ましい。</p>		○
イ	<p>① 県職員の派遣の必要性等について</p> <p>公社等改革指針では、県が公社等に対して行う人的支援について、「県職員の派遣については、(中略)県と緊密な連携のもと業務を推進する必要がある場合など真に必要なものに限ることとし、派遣の必要性については毎年度見直しを行う」との記載がある。建設技術推進機構に対して県職員の派遣を行う必要性や妥当性が分かる資料、県職員の派遣人数の根拠が分かる資料、毎年度見直しが行われている具体的な内容が分かる資料の閲覧を依頼し、ヒアリングを行った。その結果、派遣人数、役職、業務内容等が記載された資料は確認できたものの、県が建設技術推進機構に対して、県職員の派遣を行う必要性や妥当性を具体的に検討した内容までの文書は確認できなかった。「毎年度見直し」の趣旨は、県職員の派遣について、派遣</p>		○

	<p>の必要性、派遣先における役職や派遣職員が行う業務内容の妥当性等を毎年度具体的に確かめることで、「真に必要なもの」かどうかを見極めるためと考えられる。よって、県においては、「毎年度見直し」に当たっては、継続して同役職、同業務内容等で派遣している場合であっても具体的検討を行うとともに、説明責任や透明性を図るためにも検討結果について文書化を行うことが望ましい。</p>		
ウ	<p>① 内部監査の実施の検討について</p> <p>建設技術推進機構では、理事会、評議員会等の会議体の開催や事務分掌において組織の内部統制の構築が図られているとともに、監事や県監査事務局により監査が実施されている。しかし、建設技術推進機構内では、内部監査は実施されていない。本監査において、建設技術推進機構について明らかな内部統制上の問題点が発見されたわけではない。しかし、経常収益で7億円を超える程の事業規模であること、事業を取り巻く様々なリスクがあることを踏まえ、建設技術推進機構においては、内部監査の実施を検討することが望ましい。</p>		○
エ	<p>① 建設ICT研修業務委託に係る随意契約理由について</p> <p>県は、建設ICT研修業務委託については、建設技術推進機構と一者随意契約を行っている。一者随意契約を行うには、本業務委託を実施可能な事業者は建設技術推進機構以外にいないことを示す必要がある。確かに建設技術推進機構は本業務委託の実施に際して、経験やノウハウ等の面から相応しいと考えられる。しかし、建設技術推進機構以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについては、特段の記載がない。結果として、随意契約を行う理由の検討が不十分であると考えられる。よって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、建設技術推進機構が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。</p>		○
	<p>② 建設ICT研修業務委託に係る再委託について</p> <p>本業務委託に係る業務委託契約書は再委託に関して規定している。一方、見積書、収支精算書等の書類を閲覧したところ、建設技術推進機構は、外部の研修講師を活用するとともに、外部業者のソフトウェアや機器類を利用して、研修を実施している。本業務に関して、外部研修講師の活用や外部業者のソフトウェアや機器類の利用が、契約上の再委託に該当するのであれば、再委託に関する県の同意が必要となる。県は、外部研修講師の活用や外部業者のソフトウェア</p>		○

	や機器類の利用が、契約上の再委託に該当するかどうかについて整理を行った上で、取扱いを文書化しておくことが望まれる。その上で、再委託に該当するのであれば、契約書において要求されている再委託の承諾手続きを行う必要があると考える。		
	<p>③ 若年技術者等資格取得支援事業に係る随意契約理由について</p> <p>県は、若年技術者等資格取得支援事業については、建設技術推進機構と一者随意契約を行っている。一者随意契約を行うには、本業務委託を実施可能な事業者は建設技術推進機構以外にいないことを示す必要がある。確かに建設技術推進機構は本業務委託の実施に際して、経験やノウハウ等の面から相応しいと考えられる。しかし、建設技術推進機構以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについては、特段の記載がない。結果として、随意契約を行う理由の検討が不十分であると考えられる。よって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、建設技術推進機構が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。</p>		○
	<p>④ 公共工物品質確保強化業務に係る確定額及び返還額について</p> <p>公共工物品質確保強化業務の終了時には、建設技術推進機構から収支精算書が提出されており、業務実施に必要な支出額を上回る金額については過払金として返還がされている。この点について、過払金の具体的な計算方法を契約書等で把握したところ、業務終了時に県が確定した委託料を超える金額を返還する旨の規定があるのみであり、確定額や返還額の具体的な算定方法等は規定されていない。このため、県の裁量により委託料の確定額が決定される可能性を否定できず、受託業者側に不利な決定がなされるリスクが生じかねない。よって、県は、本業務委託の終了時における確定額及び返還額について、その具体的な計算方法を規定するとともに、契約書等に盛り込むことが望ましい。</p>		○
オ	<p>① 事業別収支状況の把握の検討について</p> <p>建設技術推進機構は、積算支援事業、施工体制監視等支援事業、アセットマネジメント支援事業等様々な事業を行っている。しかし、建設技術推進機構では、各事業別の収支状況は把握されていない。このため、事業毎の収支状況、すなわち、各事業に係る黒字や赤字の状況は把握されていない。仮に、特定の事業で大きく赤字であった場合は、赤字であるにもかかわらず無理に事業を行っている可能性があり、逆に特定の事業で大きく黒字であった場合は、建設技術推</p>		○

	<p>進機構が行う当該事業に係る価格設定等の妥当性に疑念が生じかねない。法人運営において、事業毎に課題を認識するためには、事業毎の収支状況の把握は重要であると考えられる。よって、建設技術推進機構においては、事業別の収支状況の把握について、検討することが望まれる。</p>		
--	---	--	--

【8. 公益財団法人宮崎県芸術文化協会(みやざき文化振興課)】

監査の 視点	項目	指摘 事項	意見
ア	<p>① 経営評価シートにおける指標の設定等について</p> <p>令和3年度公社等経営評価シートにおいて、活動指標として「県民芸術祭の総入場者数」及び「みやざき文学賞の応募作品数」、財務指標として「自主事業比率」及び「自己収入比率」があり、それぞれの指標について目標値、実績値、及び達成度が設定されている。しかし、目標値の設定について合理的な根拠がない。本来目標値は、前年度の評価結果を受けて毎年度見直すべきものである。しかし、経営評価シートにおける令和2年度から令和4年度まで目標値が全く同じ数値となっている。また、目標値設定についての根拠資料もない。適切な目標値設定が行われていない場合、有効な評価及び管理を行うことはできない。したがって、県は、芸術文化協会に目標値の設定の根拠資料等の提出を求めるとともにその適否を評価すべきである。</p>		○
	<p>② 経営評価シートにおける財務内容の評価について</p> <p>令和3年度公社等経営評価シートにおいて、財務指標として自主事業比率及び自己収入比率がある。当該自主事業比率の達成度は低く、また自己収入比率に関しては、実績値が目標値を大きく下回る達成度となっている。しかし、当該経営評価シートの総合評価における財務内容の評価は、B判定(ほぼ良好)となっている。この評価は財務指標の達成度を適切に反映しているとは言い難いものである。さらに公社等自己評価において上記比率の改善方法等についての記載はなく、県所管部課二次評価においても、これについての指導及び監督に関する記述はない。したがって、県所管部課二次評価において適切な評価を行うべきである。また、県から芸術文化協会への具体的な指導、監督、及び助言等を行いそれに対する芸術文化協会の措置報告を求める等の明確なルール作成が求められる。</p>		○

イ	<p>① 経営評価シートにおける県の人的支援について</p> <p>令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程」という項目の中に具体的な内容として「県と公社等の関係見直し、人的支援見直し、県派遣職員の必要性の検討」という項目がある。本来であれば、当該箇所に人的支援の取組実績や今後の計画等を記載すべきであるが、令和3年度については何ら記載されていない。計画等を検討していないのであれば検討を行ったうえで記載を行うべきであり、また検討しているのであればその結果を記載すべきである。</p>		○
	<p>② 経営評価シートにおける県の財政支出の見直しについて</p> <p>令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程」という項目の中に具体的な内容として「県と公社等の関係見直し、財政支出見直し、補助金支出の在り方の検討」という項目がある。当該項目等は、公社等の自主財源を強化し補助金への依存度を低くすることを目的としているように見える。当該経営評価シートにおける評価結果では「県財政への依存度がさらに高まったが、公益性の観点から妥当である」との記載である。しかし、これでは補助金への依存度を低くするという目的は達成できていないことになる。このように経営評価シート上で矛盾が生じているように見える原因は、公社等の方向性として財政支出削減による自立化を求める公社等と県の施策に必要な事業を実施することが期待される公社等が明確に区別されていないことによるのではなかろうか。よって、この公社等の方向性を明確化したうえで経営評価シートの記載をすることが望まれる。</p>		○
エ	<p>① 「アーツカウンシルみやざき」機能拡充に関する事業業務委託に係る随意契約理由について</p> <p>県は、当該委託事業について以下の理由で芸術文化協会と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づいて随意契約を締結している。「本事業の目的を十分に達成するためには、県全域の文化活動の現状、課題等について精通し、本県の芸術文化の将来像について積極的に検討できる者が主体となることが必要であり、本事業を実施できるのは、県内で唯一の文化に関する総合的な団体である同協会以外にない。」上記随意契約の理由は、委託先が本業務を行えることの説明にはなっているが、委託先以外が本業務を行えないことの説明はなされておらず不十分である。したがって、県は委託先以外が本業務を行えないことについて説明資料等を添付した上で検討するべきである。</p>		○

	<p>② 令和 3 年度県民芸術祭補助金に係る各実施団体からの助成金実績報告書について</p> <p>芸術文化協会は、当該補助金事業に関して関係団体に助成金を支給し事業年度末に事業実績報告書、収支決算書、対象経費の明細書及び領収書の写し等の助成金実績報告書の提出を義務付けている。その中に日付が未記入のもの、及び芸術文化協会独自の様式(様式3号)と異なるものが散見された。また、添付書類として領収書の写しが求められているが、すべての関係団体で添付されていなかった。今後は、助成金に関する実績報告において書類の日付の記入、芸術文化協会独自の様式での記載、及び領収書の添付がなされているか考慮すべきである。</p>		○
	<p>③ 補助金(令和3年度県民芸術祭補助金及び令和3年度公益財団法人宮崎県芸術文化協会補助金)に係る補助金交付要綱における消費税等の取扱いについて</p> <p>芸術文化協会は、補助金等の交付に関する規則第3条の規定により補助金の交付を申請するに当たって、「消費税等仕入控除税額」を減額して交付申請しなければならない。当該補助金の交付要綱には消費税等にかかる条文が欠落していた。したがって、県は当該補助金交付要綱に消費税等にかかる条文を追加し、芸術文化協会からの実績報告において消費税等の報告を求め、仮に補助金から消費税等仕入控除税額相当額を返還すべき事項が生じた際には、補助金の返還を求める事務手続きを行うべきである。</p>		○
	<p>④ 補助金(令和3年度県民芸術祭補助金及び令和3年度公益財団法人宮崎県芸術文化協会補助金)に係る補助金事業実績報告書の日付の未記載について</p> <p>芸術文化協会は、「令和 3 年度県民芸術祭補助金」及び「令和 3 年度公益財団法人宮崎県芸術文化協会補助金」の交付を受けており、県に補助金等の交付に関する規則(昭和 39 年宮崎県規則第 49 条)第1条の規定によりその実績について関係書類を添えて報告しているが、いずれの補助金事業実績報告書においても日付が未記載となっていた。これは実績報告書が未完成の状態にあることから、日付を記載するよう指導すべきである。</p>		○
オ	<p>① 賞与引当金の計上の検討について</p> <p>公益法人会計基準の運用指針の 12.財務諸表の科目(1)貸借対照表に係る科目及び取扱要領において勘定科目として「賞与引当金」が設定されている。この趣旨は、収益と費用の適切な期間対応を</p>		○

	<p>図り、法人運営の経営成績を適時適確に把握するためであり、賞与を支給時の費用とするのではなく、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額については当期の費用として引当計上することが求められている。職員に支給する夏季賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、賞与引当金として引当計上することを検討されたい。</p>		
	<p>② 財務諸表の注記について</p> <p>芸術文化協会では、財務諸表の注記が作成されていなかった。公益法人会計基準においては財務諸表に注記すべき事項が列挙されており当該記載を求めている。また、財務諸表の注記は、利害関係者が法人の財務状況をより理解しやすくするための財務諸表の補足説明情報である。このため、財務諸表の注記が記載されていない場合、利害関係者が法人の財務状況を正しく理解できない可能性があり誤った意思決定を行う恐れがある。したがって、財務諸表の注記を作成すべきである。</p>	○	
	<p>③ 会計処理規程について</p> <p>芸術文化協会では、公益財団法人宮崎県芸術文化協会会計処理規程を作成しているが、その規程の中で誤植等が散見された。該当箇所を適切に修正するとともに理事会での承認を受け施行時期の記載を行うようにすべきである。</p>	○	
	<p>④ 情報公開推進について</p> <p>令和3年度公社等経営評価シートにおいて、改革工程の内容として「情報公開推進、ホームページでの財務状況の開示の検討」がある。これについては、内閣府の公益法人インフォメーションホームページ上で財務情報を開示しているとのことである。しかし、財務情報利用者のアクセスの利便性等を考慮すると芸術文化協会独自のホームページ上でも開示すべきではないか検討されたい。</p>		○

【9. 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会(福祉保健課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
ア	<p>① 指導、監督、助言等に係る実施事項について</p> <p>県は、県社協に対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業や補助事業に係る事業の実施等を通じて、県社協への指導、監督、助言等を</p>		○

	<p>行っているとのことである。しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。県社協に対して、本監査を実施したところ、下記に示すように複数の指摘や意見が発見されたところであり、これは県から県社協に対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により県社協の担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。よって、県は、県社協に対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。</p>		
	<p>② 公社等経営評価シートにおける指標の選定理由等について</p> <p>公社等経営評価シートに記載の各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠が分かる決裁文書を依頼したところ、県社協が作成している「第5次宮崎県社会福祉協議会活動推進計画【中間見直し計画】」において同様の指標に関する記載があるとともに、代表的な指標を選定したとのことであるが、具体的な選定理由や設定根拠を明示した決裁文書の提出は無かった。公社等経営評価シートは、公社等改革の進捗状況や経営状況について、毎年度、点検・評価を行うことにより改革の着実な推進を図るために作成されているものであり、県のホームページにも公表されていることから重要性は高いと考えられる。このような公社等経営評価シートに記載される各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠を明示した決裁文書がないことは、選定された指標及び指標の目標値について妥当性や合理性が判断できない。結果として、形式的に指標が選定され、又は指標の目標値が設定されているとも考えられる。よって、県は、公社等経営評価シートに記載の各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠を明確化し、決裁文書として保存すべきである。</p>	○	
イ	<p>① 県職員の派遣の必要性等について</p> <p>公社等改革指針では、県が公社等に対して行う人的支援について、「県職員の派遣については、(中略)県と緊密な連携のもと業務を推進する必要がある場合など真に必要なものに限ることとし、派遣の</p>		○

	<p>必要性については毎年度見直しを行う」との記載がある。県社協に対して県職員の派遣を行う必要性や妥当性が分かる資料、県職員の派遣人数の根拠が分かる資料、毎年度見直しが行われている具体的な内容が分かる資料の閲覧を依頼し、ヒアリングを行った。その結果、派遣人数、役職、業務内容等が記載された資料は確認できたものの、県が県社協に対して、県職員の派遣を行う必要性や妥当性を具体的に検討した内容までの文書は確認できなかった。ただし、県によれば県職員の派遣を行う必要性や妥当性については、毎年度検討を行っているとのことである。公社等改革指針における「毎年度見直し」の趣旨は、県職員の派遣について、派遣の必要性、派遣先における役職や派遣職員が行う業務内容の妥当性等を毎年度具体的に確かめることで、「真に必要なもの」かどうかを見極めるためと考えられる。よって、県においては、「毎年度見直し」に当たっては、継続して同役職、同業務内容等で派遣している場合であっても具体的検討を行うとともに、説明責任や透明性を図るためにも検討結果について文書化を行うことが望ましい。</p>		
エ	<p>① 宮崎県福祉人材センター運営事業業務委託に係る収支決算書と法人決算書の整合性確認について</p> <p>宮崎県福祉人材センター運営事業業務委託について、当該事業の終了時に収支決算書が県社協から提出されている。また、県社協は法人決算書において福祉人材センター事業拠点区分の資金収支計算書を作成している。この委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の内容を比較したところ、収入及び支出の合計額は互いに一致していたが、消耗品費、印刷製本費等の内訳項目の金額が不一致であった。内訳項目の金額が不一致である内容を確認したところ、収支の内訳に係る計上区分が異なっていたが、明らかな誤りは発見されなかった。委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認していないことは、当該二つの計算書類が計算誤り等によって不整合だった場合に発見できないことにつながりかねない。よって、県は、委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認を行うことが望ましい。</p>		○
	<p>② 介護ロボット体験・普及促進業務委託に係る随意契約理由について</p> <p>県は、介護ロボット体験・普及促進業務委託については、県社協と一者随意契約を行っている。一者随意契約を行うには、本業務委託を実施可能な事業者は県社協以外にいないことを示す必要がある。</p>		○

	<p>確かに県社協は本業務委託の実施に際して、経験やノウハウ等の面から相応しいと考えられる。しかし、県社協以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについては、特段の記載がない。結果として、随意契約を行う理由の検討が不十分であると考えられる。よって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、県社協が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。</p>		
	<p>③ 介護ロボット体験・普及促進業務委託に係る収支決算書と法人決算書の整合性確認について</p> <p>介護ロボット体験・普及促進業務委託について、当該事業の終了時に収支決算書が県社協から提出されている。また、県社協は法人決算書において介護ロボット体験・普及促進事業拠点区分の資金収支計算書を作成している。この委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の内容を比較したところ、収入及び支出の合計額は互いに一致していたが、需用費、役務費等の内訳項目の金額が不一致であった。内訳項目の金額が不一致である内容を確認したところ、収支の内訳に係る計上区分が異なっていたが、明らかな誤りは発見されなかった。委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認していないことは、当該二つの計算書類が計算誤り等によって不整合だった場合に発見できないことにつながりかねない。よって、県は、委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認を行うことが望ましい。</p>		○
	<p>④ 福祉活動指導員等設置費補助金の位置づけの明確化等について</p> <p>本補助金における補助対象経費及び補助額は、人件費に対する補助である。令和3年度の本補助金に係る事業実績報告によれば、補助対象となる人件費は総務や企画など管理部門における人件費が計上されている。これらの内容を踏まえると、本補助金は、事実上、県社協に対する運営費補助であると考えられる。一方で、県の公社等改革指針によれば、「運営費に対する補助は廃止・縮小を図る」とされている。この点、所管課へ質問したところ、県社協にとって必要不可欠な補助と考えており、廃止や縮小は考えていないとのことである。また、本補助金の精算書によれば、県社協が積算した対象経費支出済額は41,971千円であるが、県の補助金額は36,997千円である。以上から本補助金については、次のような課題があると考えられる。</p>		○

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本補助金は事実上の運営費補助と考えられるが、公社等改革指針の方向性と異なっており、本補助金の存在意義に問題が生じかねない。 ・ 補助対象となる福祉活動指導員及び事務職員の県社協における部署及び職員が具体的に定められていないため、補助対象経費の算定方法も不明瞭なものとなっている。 ・ 補助金額は、県社協が積算した対象経費支出済額より少ない金額が交付されており、本補助金を通して真に必要な金額が県社協へ補助されているのか判断できない。 <p>県社協は、財政基盤が弱く、本補助金のように県として一定の補助を行うべきことは理解できる。よって、県は、次の内容を実施することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県社協に対する運営費補助の重要性を踏まえ、公社等改革指針に記載の運営費補助に係る方針の例外として明確に位置付けること。 ・ 補助対象となる部署や具体的な職員の定義を明確化し、補助対象経費の算定方法を明瞭化すること。 ・ 本補助金に係る補助目的、及び算定される補助対象経費を踏まえ、社会福祉指導員及び事務職員設置に係る経費について、真に必要な補助金額を交付すること。 		
	<p>⑤ 元気に活躍する明るい長寿社会づくり支援事業費補助金に係る事業実績書と法人決算書の整合性確認について</p> <p>元気に活躍する明るい長寿社会づくり支援事業費補助金について、当該事業の終了時に事業実績書が県社協から提出されている。また、県社協は法人決算書において元気に活躍明るい長寿社会づくり支援事業拠点区分の資金収支計算書を作成している。この補助事業の事業実績書と拠点区分の資金収支計算書の内容を比較したところ、収入及び支出の合計額は互いに一致していたが、需用費、役員費等の内訳項目の金額が不一致であった。内訳項目の金額が不一致である内容を確認したところ、収支の内訳に係る計上区分が異なっていたが、明らかな誤りは発見されなかった。補助事業の事業実績書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認していないことは、当該二つの計算書類が計算誤り等によって不整合だった場合に発見できないことにつながりかねない。よって、県は、補助事業の事業実績書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認を行うことが望ましい。</p>		○

【10. 公益財団法人宮崎県産業振興機構(企業振興課)】

監査の 視点	項目	指摘 事項	意見
ア	<p>① 公社等経営評価シートにおける財務指標について</p> <p>県は公社等経営評価シートにおいて財務指標の目標値、実績値、及び達成度を計算している。県は産業振興機構の財務指標として自己収益額を指標としている。自己収益額は、基本財産運用益と自己収益及び自主事業収益の合計額としている。しかし、自己収益額には指定正味財産から一般正味財産に振り替えた受取補助金も含めている。自己収益額に受取補助金を含めてしまえば、自主財源確保の指標としてふさわしくない。したがって、県は自己収益額を財務指標とするのであれば、指定正味財産から振り替えられた受取補助金を含めるべきではない。</p>		○
イ	<p>① 委託事業等と運営費補助金について</p> <p>令和3年度公社等経営評価シート財政支出の見直しの中で、国や県などの委託事業等の積極的な獲得に努めるという記載がある。しかし、産業振興機構の受託事業は県からの受託事業が大半で、受託事業収入は事業支出額を超えて獲得することはできない。このような実費精算の受託事業が可能であるのは、産業振興機構は公益財団法人宮崎県産業振興機構創業支援等事業費補助金という所謂運営費補助金による管理費補填があるためであると考えられる。県は産業振興機構の自主財源確保による自立を考えるのであれば、委託事業の獲得のみではなく委託事業と運営費補助金の在り方を一体的に捉えたうえで自主事業の確保や運営費補助金の段階的縮小について考慮すべきだと考える。</p>		○
エ	<p>① フードビジネス推進基盤強化事業に係るフードコーディネーターに対する再委託について</p> <p>当該事業に係る業務委託契約書には再委託を禁止する旨が記載されている。業務遂行に際して、産業振興機構は外部の者と準委任契約を結び、フードコーディネート業務を実施している。しかし産業振興機構は、県から再委託に関する承諾を得ていなかった。したがって産業振興機構はフードコーディネートに対する準委任契約は再委託契約であることを認識し、県から再委託契約に関する承諾を得るべきである。</p>	○	

	<p>② フードビジネス推進基盤強化事業に係る収支精算書の誤りについて</p> <p>産業振興機構は委託業務の委託料を契約額限度内で実費を請求することになっている。そのため産業振興機構は委託期間に係る収支精算書を県に提出して委託料を受け取っている。令和3年度に係る収支精算書を確認したところ、産業振興機構は消費税非課税である公用車任意保険料を課税仕入れと認識し、需用費に含まれる試食品や日刊新聞の課税仕入れに適用される軽減税率を適用せずに収支精算書を作成していた。県は産業振興機構が適切に課税取引を認識したうえで収支精算書を作成しているか確認すべきである。</p>	○	
	<p>③ トータルコーディネーターによる販路開拓等サポート事業に係るトータルコーディネーターに対する再委託について</p> <p>当該事業に係る業務委託契約書には再委託を禁止する旨が記載されている。業務遂行に際して、産業振興機構は外部の者と準委任契約を結び、トータルコーディネート業務を実施している。しかし産業振興機構は、県から再委託に関する承諾を得ていなかった。したがって産業振興機構はトータルコーディネーターに対する準委任契約は再委託契約であることを認識し、県から再委託契約に関する承諾を得るべきである。</p>	○	
	<p>④ 公益財団法人宮崎県産業振興機構創業支援等事業費補助金に係る補助対象経費の具体化について</p> <p>令和3年度収支決算書を確認したところ、例えば広告宣伝費、備品費、保険料、租税公課、委託費のように補助対象経費に含まれていない全ての法人会計の管理費が補助対象経費とされていた。また、法人会計の管理費には非常勤理事の報酬も含まれていた。補助対象経費には「等」が付けられ、尚且つ各種事業とは直接関係性がない非常勤理事報酬まで対象経費とされている状況からすれば、当該補助金の対象そのものが曖昧になっている。したがって県は、補助金と事業との関係性及び対象となる経費の範囲をより具体化すべきである。</p>	○	
	<p>⑤ 公益財団法人宮崎県産業振興機構創業支援等事業費補助金に係る職員残業手当の検討について</p> <p>産業振興機構は当該補助金内訳として職員時間外勤務手当を積算している。実績報告においては実際に支払われた時間外勤務手当で精算されている。県は時間外勤務手当を見込み額で把握しており、具体的な時間外勤務内容まで把握していなかった。時間外勤務</p>	○	

	<p>手当については、職員等の働き方改革にも繋がる重要なデータである。更に、産業振興機構の働き方が効率化した際には、運営費補助金の削減につながる可能性もある。したがって、県は予定されている時間外勤務業務及び実際の時間外勤務業務を把握するとともに比較検討し、産業振興機構の事務効率の向上に資するべきである。</p>		
	<p>⑥ 宮崎県小規模事業者等設備導入資金貸付金に係る繰り上げ返済について</p> <p>令和3年度末において当該貸付金を利用した小規模事業者等への設備資金貸付金は全額回収されていた。ただし、県と産業振興機構との貸付契約の返済期日は令和4年5月31日となっており、その貸付金残高は令和4年3月31日末において28,420千円あった。既に小規模事業者への新規貸付実行が実施されないことは確実であったので、県は速やかに産業振興機構から当該無利息貸付金を繰り上げ返済させることが県民負担を最も少なくする手段になったのではないかと思料する。</p>		○
	<p>⑦ みやざき農商工連携支援事業補助金に係る事業化等状況報告について</p> <p>産業振興機構は当該補助金を活用して商品開発等を行った事業者に対して、実績報告後5年間は事業化等状況報告書の提出を求めている。事業化状況報告書には事業化の有無、総収入金額、総支出額、及び収益額を記載するよう求めている。報告書に書かれたデータを産業振興機構がどう生かしているのか具体的な資料は見受けられなかった。産業振興機構は当該報告書を事業者全体で一律に考えるのではなく、今後の支援事業に繋がる報告内容及び具体策を補助対象事業者ごとに工夫すべきある。</p>		○
	<p>⑧ みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金に係る貸倒申請書について</p> <p>産業振興機構が事業者に貸し付けた資金が貸し倒れた際には、県に貸倒申請書を提出する。貸倒申請書は県が作成していた様式に産業振興機構が入力する形で報告されるものであるが、貸倒処理を厳格に処理する観点から、貸倒申請書は様式化し、貸倒申請にあたる判断を適切に行うためのチェックリストの作成も必要であると考ええる。</p>		○
オ	<p>① 宮崎県小規模事業者等設備導入資金貸付金に係る会計処理誤りについて</p> <p>産業振興機構の令和3年度貸借対照表内訳表において、宮崎県</p>		○

	小規模事業者等設備導入資金貸付事業に係る正味財産期末残高が5,825,181円あったが、その内、県に返還すべき5,359,230円が含まれていた。産業振興機構は県に対する債務が既に確定していることから、令和3年度決算において未払金処理すべきであったと判断する。		
	② みやざき小規模事業者等設備導入資金貸付金に係る会計処理誤りについて 産業振興機構の令和3年度貸借対照表内訳表において、みやざき小規模事業者等設備導入資金貸付事業に係る正味財産期末残高が240,158円あったが、その内、県に返還すべき240,000円が含まれていた。産業振興機構は県に対する債務が既に確定していることから、令和3年度決算において未払金処理すべきであったと判断する。		○

【11. 公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター(オールみやざき営業課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
ア	① 指導、監督、助言等に係る実施事項について 県は、物産貿易振興センターに対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業や補助事業に係る事業の実施等を通じて、物産貿易振興センターへの指導、監督、助言等を行っているとのことである。しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されていないわけではない。物産貿易振興センターに対して、本監査を実施したところ、下記に示すように複数の指摘や意見が発見されたところであり、これは県から物産貿易振興センターに対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により物産貿易振興センターの担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。よって、県は、物産貿易振興センターに対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。		○

	<p>② 公社等経営評価シートにおける指標の選定理由等について</p> <p>公社等経営評価シートに記載の各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠が分かる決裁文書を依頼したところ、具体的な選定理由や設定根拠を明示した決裁文書の提出は無かった。公社等経営評価シートは、公社等改革の進捗状況や経営状況について、毎年度、点検・評価を行うことにより改革の着実な推進を図るために作成されているものであり、県のホームページにも公表されていることから重要性は高いと考えられる。このような公社等経営評価シートに記載される各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠を明示した決裁文書がないことには、選定された指標及び指標の目標値について妥当性や合理性が判断できない。結果として、形式的に指標が選定され、又は指標の目標値が設定されているとも考えられる。よって、県は、公社等経営評価シートに記載の各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠を明確化し、決裁文書として保存すべきである。</p>	○	
イ	<p>① 県職員の派遣の必要性等について</p> <p>公社等改革指針では、県が公社等に対して行う人的支援について、次のとおり、「県職員の派遣については、(中略)県と緊密な連携のもと業務を推進する必要がある場合など真に必要なものに限ることとし、派遣の必要性については毎年度見直しを行う。」との記載がある。物産貿易振興センターに対して県職員の派遣を行う必要性や妥当性が分かる資料、県職員の派遣人数の根拠が分かる資料、毎年度見直しが行われている具体的な内容が分かる資料の閲覧を依頼し、ヒアリングを行った。その結果、派遣人数、役職、業務内容等が記載された資料、並びに、役職や業務の変更等特定事情がある場合における県職員の派遣を行う必要性や妥当性が記載された資料は確認できた。しかし、継続して同役職及び同業務内容で派遣している場合には、県職員の派遣を行う必要性や妥当性については部分的な記載しかなく、全ての職員について具体的に検討した内容までの文書は確認できなかった。ただし、県によれば県職員の派遣を行う必要性や妥当性については、毎年度検討を行っているとのことである。公社等改革指針における「毎年度見直し」の趣旨は、県職員の派遣について、派遣の必要性、派遣先における役職や派遣職員が行う業務内容の妥当性等を毎年度具体的に確かめることで、「真に必要なもの」かどうかを見極めるためと考えられる。よって、県においては、「毎年度見直し」に当たっては、継続して同役職、同業務内容等で派遣している場</p>	○	

	合であっても具体的検討を行うとともに、説明責任や透明性を図るためにも検討結果について文書化を行うことが望ましい。		
ウ	<p>① 中期経営計画の策定の検討について</p> <p>物産貿易振興センターは、宮崎県産品の宣伝及び紹介、販路拡大及び取引斡旋、商品開発及び品質の向上、研修・相談、情報の収集及び提供に関する事業を行っており、東京や海外においても事業を行う等、県の経済発展に寄与する重要な団体であると考えられる。このような団体であるが、経営に係る中期経営の内容を質問したところ、当該中期経営計画等は策定していないとのことであった。団体の中期的な経営方針を定め、具体的な計画を策定することは、当該団体の道しるべともいべきものであり、将来の3年から5年を見据えた中期経営計画の策定の重要性は高いと考えられる。よって、物産貿易振興センターにおいては、中期経営計画の策定を検討することが望ましい。</p>		○
	<p>② 監事監査の実効性の強化について</p> <p>物産貿易振興センターでは、決算書等の作成及び税務申告について、特定の会計事務所に会計顧問業務を委託している。しかし、当該会計事務所の代表者は物産貿易振興センターの監事も兼ねている。すなわち、会計顧問業務の実施者と監事が同一であることとなるが、この場合、監事は自身が作成した決算書や税務申告書に対して監査を行うこととなり、事実上、自己監査となってしまう可能性を否定できず、監査の実効性に疑念が生じかねない。よって、物産貿易振興センターにおいては、監事監査の実効性を強化するため、会計顧問業務の受託者と監事を明確に分けることが望ましい。</p>		○
	<p>③ 内部監査の実施の検討について</p> <p>物産貿易振興センターでは、理事会、評議員会等の会議体の開催や事務分掌において組織の内部統制の構築が図られているとともに、監事や県監査事務局により監査が実施されている。しかし、物産貿易振興センター内では、内部監査は実施されていない。本監査において、物産貿易振興センターについて、「中期経営計画の策定の検討について」及び「監事監査の実効性の強化について」の問題点が発見された。また、経常収益で約3億円程度の事業規模であること、東京や海外でも事業を実施していること等、事業を取り巻く様々なリスクがある。よって、物産貿易振興センターにおいては、内部監査の実施を検討することが望ましい。</p>		○

エ	<p>① 県産品販路拡大・魅力発信強化事業及び県産品振興指導事業に係る事業別委託額の明確化について</p> <p>県は物産貿易振興センターに対して行う業務委託のうち、「1 県産品販路拡大・魅力発信強化事業」「2 県産品需要回復促進事業」「3 県産品振興事業」及び「4 みやざき観光情報お届け事業」の 4 つの事業について、すべてを取り纏めの上、一本の業務委託として契約手続を行っている。合計の契約金額は、52,917,000 円である。令和 3 年物産振興業務処理要領によれば、各事業の事業費は別途定める委託費積算内訳に沿って執行する旨が定められているが、別途定める委託費積算内訳は契約書には添付されておらず、また覚書等が取り交わされている訳でもない。事業別の委託費積算内訳は、事業毎の財源額を示すもので重要な情報であることから、委託者と受託者の双方合意の上で決定すべきである。すなわち、事業別の委託費積算内訳が契約書に添付等されていないことは、実質的に事業執行時に沿うべきルールが一部欠如していることになり、業務執行の妥当性にも影響しかねない。よって、県は、委託費積算内訳について契約書等に添付し、事業別の委託費を明確化すべきである。</p>	○	
	<p>② 県産品販路拡大・魅力発信強化事業に係る再委託について</p> <p>本業務委託に係る業務委託契約書には再委託に関して規定している。一方、収支決算書等の書類を閲覧したところ、支出経費の区分に委託費が計上されており、機器等の保守や売上金回収業務が再委託されている。これは、契約上の再委託に該当するため、再委託に関する県の同意が必要となる。このため、県へ再委託の承諾手続を実施しているかについて質問したところ、再委託に該当するか把握しておらず、当該承諾手続等は実施していないとのことである。よって、県は、契約書において要求されている再委託の承諾手続を行う必要がある。</p>	○	
	<p>③ 県産品振興指導事業の具体的な業務内容について</p> <p>県産品振興指導事業について、令和 3 年物産振興業務処理要領によれば、「県産品振興指導費」との記載はあるものの、より具体的かつ詳細な委託内容を記載した仕様書等の書類は作成されていない。当該事業の内容を把握したところ、県産品の販路拡大支援事業実施のための事務局職員人件費に充てられている。しかし、事業実績報告には事務局職員の出勤状況が分かる資料が添付されているものの、当該事業で具体的にどのような業務を実施したのかを明確かつ詳細に記載した報告書は提出されていない。以上を踏まえると、業</p>	○	

<p>務委託であるにもかかわらず業務内容は仕様書等で明確化されていないだけでなく、実績報告においても業務内容は報告されておらず、業務委託の内容は極めて杜撰であると言わざるを得ない。また、その支出対象は事務局人件費であり、物産貿易振興センターの運営経費に充てられている。このことを踏まえると、本事業は業務委託であるが、実質的には事務局人件費に対する補助事業のように見える。以上から、県は、支出対象は事務局人件費であることを踏まえ、まずは、本事業について業務委託として実施すべきか、補助事業として実施すべきかを再考し、整理すべきである。その上で、業務委託が適するのであれば仕様書等を明確化するとともに適切な実績報告を物産貿易振興センターへ求める必要がある。また、補助事業が適するのであれば人件費補助としての必要性を見極めた上で、補助事業としての運営方法へ改める必要がある。</p>		
<p>④ みやざき海外拠点運営強化事業及びみやざき輸出対応力強化推進事業に係る事業別委託額の明確化について</p> <p>県は物産貿易振興センターに対して行う業務委託のうち、「1みやざき海外拠点運営強化事業」「2みやざき輸出対応力強化推進事業」「3世界市場で稼ぐ！輸出強化事業」及び「4みやざき観光誘客再生事業」の4つの事業について、すべてを取り纏めの上、一本の業務委託として契約手続を行っている。合計の契約金額は、59,498,000円である。また、県は令和3年度輸出・インバウンド振興業務処理要領を定めており、当該要領に基づき業務が実施されている。契約書や当該業務処理要領等には、各事業の委託費の積算内訳は規定されていないが、業務終了時の実行経費一覧表を閲覧したところ、各事業の委託費の内訳が記載されている。事業別の委託費積算内訳は、事業毎の財源額を示すもので重要な情報であることから、委託者と受託者の双方合意の上で決定すべきである。すなわち、事業別の委託費積算内訳が契約書に添付等されていないことは、実質的に事業執行時に沿うべきルールが一部欠如していることになり、業務執行の妥当性にも影響しかねない。よって、県は、委託費積算内訳について契約書等に添付し、事業別の委託費を明確化すべきである。</p>	○	
<p>⑤ みやざき海外拠点運営強化事業及びみやざき輸出対応力強化推進事業に係る再委託について</p> <p>本業務委託に係る業務委託契約書には再委託に関して規定し</p>	○	

	<p>ている。一方、実行経費一覧表等の書類を閲覧したところ、支出経費の区分に委託費が計上されており、イベント運営、清掃等の様々な業務が再委託されている。これは、契約上の再委託に該当するため、再委託に関する県の同意が必要となる。このため、県へ再委託の承諾手続を実施しているかについて質問したところ、再委託に該当するか把握しておらず、当該承諾手続等は実施していないとのことである。よって、県は、契約書において要求されている再委託の承諾手続を行う必要がある。</p>		
	<p>⑥ みやざき輸出対応力強化推進事業の具体的な業務内容について</p> <p>みやざき輸出対応力強化推進事業について、前述の令和3年度輸出・インバウンド振興業務処理要領によれば、「(1) 県産品のプロモーションに係る業務」といった記載はあるものの、より具体的かつ詳細な委託内容を記載した仕様書等の書類は作成されていない。当該事業の内容を事業実績書で把握したところ、「①宮崎・鹿児島フェア@NOJOの実施、②香港ブックフェア2021『お菓子博』における県産品の販売、③『Genting Dream Japan Festival』における焼酎PR」等様々な事業が実施されている。しかし、契約時点における令和3年度輸出・インバウンド振興業務処理要領や仕様書において具体的な業務内容の記載がないことから、事業実績書の事業内容が本業務委託で実施すべき必要十分な事業であるのか判断できない。よって、県は、みやざき輸出対応力強化推進事業について、処理要領や仕様書において契約時点で、より具体的かつ詳細な業務内容を定めるべきである。</p>	○	
オ	<p>① 共通事業に係る赤字額の解消に向けた検討について</p> <p>物産貿易振興センターの経営状況は、令和2年度の収支差額は若干の黒字が計上されているものの、概ね毎期の収支差額は赤字が継続している状況にある。この点、県では、「公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターの在り方検討委員会」を設置し、平成31年3月に最終報告を同委員会から答申を受け、当該最終報告を参考にしながら、県と物産貿易振興センターと協力しながら経営改善に取り組んでいる。物産貿易振興センターでは、アンテナショップ運営の他、様々な事業を実施しているが、アンテナショップ運営以外の事業を「その他の事業」として纏めている。この「その他の事業」の多くは県からの委託事業であるため当該事業からは原則として赤字は発生しないと考えられる。よって、経営改善で着目すべきは、「アンテナショップ</p>	○	

	<p>機能強化事業」と「共通事業」ということになる。「アンテナショップ機能強化事業」は、「公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターの在り方検討委員会」の最終報告でも積極的に述べられているところであり、種々の施策が現在取り組まれている。新型コロナウイルス感染症の影響もあるため、近年は厳しい経営状況にあるものの令和3年度実績では約5百万円の収支差額である。次に「共通事業」であるが、これは管理部門の人件費等物産貿易振興センターの運営に係る共通経費が計上されている。このため、共通事業は必ず毎期赤字となる。しかし、この共通事業の赤字については、「公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターの在り方検討委員会」の最終報告では直接的には触れられていない。令和3年度の実績では約8百万円の収支差額である。</p> <p>よって、県及び物産貿易振興センターは、法人の経営改善に係る取り組みにおいては、共通事業の赤字額解消も併せて検討することが望ましい。具体的には、共通事業は管理部門の人件費等共通経費であり、その共通経費はそもそもその他全ての事業が負担すべきであると考えられる。このため、物産貿易振興センターが県と種々の業務委託契約を行う場合は、県へ提出する見積書には当該共通経費見合いの金額を含めて算定することが望ましい。また、県は物産貿易振興センターに業務委託を行う際は、予算編成の時点で当該共通経費見合いの金額を適切に見積もり、編成することが望ましい。</p>		
	<p>② 賞与引当金の計上の検討について</p> <p>物産貿易振興センターの決算書を閲覧したところ、貸借対照表に賞与引当金が計上されていない。物産貿易振興センターの職員には期末勤勉手当が支給されていることから、賞与引当金の計上が必要と考えられる。よって、物産貿易振興センターにおいては、期末勤勉手当を支給している実態を踏まえ、賞与引当金の計上について検討することが望ましい。</p>		○

【12. 宮崎県土地改良事業団体連合会(農村整備課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
ア	<p>① 公社等経営評価シートにおける財務指標について</p> <p>県は公社等経営評価シートにおいて財務指標の目標値、実績値、</p>		○

	及び達成度を計算している。また総合評価では財務内容をAからD判定までのランクで評価している。県は土改連の財務指標として健全性に関する指標を入れていない。したがって、総合評価における財務内容評価をBとした根拠となる指標としては不十分と考えられる。県は財務指標の中に例えば流動性比率や固定比率を入れ、土改連の財務健全性を評価したうえで総合評価における財務内容を評価すべきである。		
エ	<p>① 将来の農業を担う人材育成事業委託業務に係る田管理の再委託について</p> <p>農業体験学習において、土改連は体験学習を行う田所有農家に対して支払う田管理全面委託費用を、体験学習を行う小学校を介して支払っていた。当該田全面作業は再委託であると判断するが、土改連は県から再委託に関する承諾を得ていなかった。したがって、土改連は田管理全面委託について業務委託契約書第6条に基づき県から再委託に関する承諾を得るべきである。</p>	○	

【13. 公益社団法人宮崎県畜産協会(畜産振興課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
ア	<p>① 経営評価シートにおける効率的組織体制の検討について</p> <p>令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程、公社等の経営見直し、経営・事業運営改善、効率的組織体制の検討」という項目がある。この中で令和元年度及び2年度において、いずれも電算システムの改善等に取り組んだとの記載があるが、令和3年度においても電算システム改善等に取り組むとされている。これでは、結果的に単なる努力目標に過ぎず県として適切な管理を行っているとは言い難い。県は、畜産協会に対して電算システムに関する具体的な改善計画及び実績報告書の提出、並びに必要な場合には現物確認等を求め実際にどのような改善が行われたのかを指導監督する必要がある。</p>		○
イ	<p>① 人的支援見直しの理由について</p> <p>令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程、県と公社等の関係見直し、人的支援見直し、県職員派遣の見直し検討」という項目で令和3年度は「県退職者3名、県からの派遣職員2名の計5名、前年から1名の増で対応する。」と記載されている。当該記載のみ</p>		○

	<p>では人的支援見直しの内容が明確でない。特に県の関与を高める見直しとなる県派遣職員等の人員増加の合理的で具体的な理由を文書化しておくべきである。</p>		
	<p>② 補助金及び委託料といった財政支出見直しの方針について</p> <p>令和3年度公社等経営評価シートの財政支出見直しの項目において「各補助金については、県との役割分担を明確化し、協力・連携の強化を図ることで、効率的で適正な業務執行に努める。」と記載されている。しかし、具体的な方針が記載されていない。また、委託料については、何ら記載されていない。各補助金及び委託料について明確な方針を具体的に記載することを検討されたい。</p>		○
エ	<p>① 令和3年度畜産コンサル体制強化支援事業業務委託に係る随意契約検討資料について</p> <p>県は、当該委託事業について畜産協会と一者随意契約を締結している。随意契約理由に関してその適否を判断する資料等の提出を県に依頼したが、該当する資料等はないとのことであった。これでは、随意契約にすべきか否かの調査を実施したのか、どのように判断したか不明である。今後は、調査等を実施したことが明確となるように検討資料等を作成し残すべきである。</p>		○
	<p>② 令和3年度みやざきの家畜防疫強靱化事業業務委託に係る随意契約理由について</p> <p>県は、当該委託事業について畜産協会と一者随意契約を締結している。本業務については、委託先以外に本業務を行える者がいないとの理由で一者随意契約とされているが、委託先以外が本業務を行えないことに関する資料等はない。随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式であり、随意契約の理由は、当該団体が契約の相手方として相応しいというだけでなく、当該団体以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについて具体的に示されなければならない。したがって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、畜産協会が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。</p>		○
	<p>③ 令和3年度畜産の基盤を支える獣医師の安定確保推進事業補助金に係る文言訂正について</p> <p>本補助金に関する実績報告書「様式3号(第10条、規則第3条関係)」と事業計画書「様式3号(第10条、規則第3条関係)」とで文言の不整合が発見された。具体的には、実績報告書における区分につ</p>		○

	<p>いては、「1 県への就業を希望する獣医系大学生への修学資金の給付」とされ、一方、事業計画書における区分については、「1 県への就業を希望する獣医系大学生への修学資金の貸与」となっていた。給付の場合には当該金額の回収は不要であるが、貸付の場合には当該金額を回収しなければならない。取扱いが全く異なることになる。県に確認したところ「修学資金の給付」が正しいとのことである。誤り部分の文言訂正が必要となる。</p>		
オ	<p>① 賞与引当金の計上の検討について</p> <p>公益法人会計基準の運用指針の 12.財務諸表の科目(1)貸借対照表に係る科目及び取扱要領において勘定科目として「賞与引当金」が設定されている。この趣旨は、収益と費用の適切な期間対応を図り、法人運営の経営成績を適時適確に把握するためであり、賞与を支給時の費用とするのではなく、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額については当期の費用として引当計上することが求められている。職員に支給する夏季賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、賞与引当金として引当計上することを検討されたい。</p>		○
	<p>② 固定資産の実査について</p> <p>畜産協会では、決算において固定資産の実査を実施しているとのことである。しかし、決算資料等の中に固定資産実査に関する証跡が残された資料等はなかった。当該資料がない場合、第三者に対して固定資産の実査を実施したことを証明することができない。したがって、固定資産実査を実施した場合、その証跡を残すべきである。</p>	○	

【14. 公益財団法人宮崎県スポーツ協会(教育庁 スポーツ振興課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
ア	<p>① 指導、監督、助言等に係る実施事項について</p> <p>県は、スポーツ協会に対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業や補助事業に係る事業の実施等を通じて、スポーツ協会への指導、監督、助言等を行っているとのことである。しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。スポーツ協会に対して、本監査を実施したところ、複数の指摘や意見が発見されたと</p>		○

	<p>ころであり、これは県からスポーツ協会に対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動によりスポーツ協会の担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。よって、県は、スポーツ協会に対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。</p>		
	<p>② 公社等経営評価シートにおける指標の選定理由等について</p> <p>公社等経営評価シートに記載の各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠が分かる決裁文書を依頼したところ、具体的な選定理由や設定根拠を明示した決裁文書の提出は無かった。公社等経営評価シートは、公社等改革の進捗状況や経営状況について、毎年度、点検・評価を行うことにより改革の着実な推進を図るために作成されているものであり、県のホームページにも公表されていることから重要性は高いと考えられる。このような公社等経営評価シートに記載される各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠を明示した決裁文書がないことには、選定された指標及び指標の目標値について妥当性や合理性が判断できない。結果として、形式的に指標が選定され、又は指標の目標値が設定されているとも考えられる。よって、県は、公社等経営評価シートに記載の各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠を明確化し、決裁文書として保存すべきである。</p>	○	
ウ	<p>① 中期経営計画の策定の検討について</p> <p>スポーツ協会は、宮崎県におけるアマチュアスポーツを統括し、これを代表する団体であって本県体育・スポーツの健全な普及発展を図り、県民の体力向上に寄与することを目的として設立された団体であり、競技力向上事業、国民体育大会派遣及び関連事業、みやざき県民総合スポーツ祭事業等の事業を行っており、県の発展に寄与する重要な団体であると考えられる。このような団体であるが、経営に係る中期経営の内容を質問したところ、当該中期経営計画等は策定していないとのことであった。団体の中期的な経営方針を定め、具体的な計画を策定することは、当該団体の道しるべともいべきものであり、将来の3年から5年を見据えた中期経営計画の策定の重要性は</p>		○

	高いと考えられる。よって、スポーツ協会においては、中期経営計画の策定を検討することが望ましい。		
	<p>② 内部監査の実施の検討について</p> <p>スポーツ協会では、理事会、評議員会等の会議体の開催や事務分掌において組織の内部統制の構築が図られているとともに、監事や県監査事務局により監査が実施されている。しかし、スポーツ協会内では、内部監査は実施されていない。本監査において、スポーツ協会について、「中期経営計画の策定の検討について」の問題点が発見された。また、経常収益で約2億円程度の事業規模であり、事業を取り巻く様々なリスクがある。よって、スポーツ協会においては、内部監査の実施を検討することが望ましい。</p>		○
エ	<p>① 世界へはばたけ！宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト企画運營業務委託に係る支出額の確認の強化について</p> <p>世界へはばたけ！宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト企画運營業務委託事業は、業務委託契約書第10条に過払金の返還の規定があるため、事業実施に必要な金額を委託料として支出するものの委託料の確定額を超える金額は県へ返還されることとなる。本事業においては委託料の確定額に係る精査が重要である。本事業に係る決算書を閲覧したところ、決算額は18,293,923円であり、うち最も支出額が大きい科目は賃金の11,430,434円であった。このため、県に対して、決算書における特に重要と考えられる賃金について、具体的な内容確認、賃金台帳との整合性の確認等を質問したところ、具体的な確認等は実施していないとのことであった。前述のとおり、本事業においては委託料の確定額に係る精査が重要であるところ、具体的な確認等を実施していない場合は、委託料の確定額の正確性に疑念が生じかねない。よって、県は、特に、本事業のように過払金の返還があるような委託業務については、委託料の確定のため、支出額の確認の強化を図る必要がある。具体的には、支出額のうち重要な科目については原始証憑との整合性を確かめる、仕様書等の内容に沿った支出内容となっているか確かめる等が考えられる。</p>	○	
	<p>② 宮崎県体育振興費補助金に係る補助対象経費の具体化について</p> <p>本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、「宮崎県体育振興費補助金（（財）宮崎県体育協会交付関連）」取扱要領に規定されている。記載のうち、一部の用途区分においては補助対象</p>	○	

	<p>経費の具体的な支出科目の記載がある。しかし、「○選手強化費補助（団体、個人指定等）に係る経費」「○指導者養成講習、スポーツ指導者研修・協議会等経費」のような使途区分については、具体的な科目の記載がない。このため、「宮崎県体育振興費補助金（（財）宮崎県体育協会交付関連）」取扱要領を見る限り、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の支出科目を具体化する必要がある。例えば、補助制度の趣旨を踏まえ、各使途区分の内容ごとに、旅費、消耗品費、会場使用料等の支出科目を整理し、同取扱要領に記載することが考えられる。</p>		
	<p>③ 宮崎県体育振興費補助金に係る人件費補助のあり方の検討について</p> <p>本補助金における補助対象経費については前述のとおりであり、項目のうち管理費については人件費に対する補助である。当該補助金の収支決算関係書類を閲覧したところ、人件費はスポーツ協会の専務理事（常勤）及び事務局長の人件費に充てられている。専務理事は役員であるところ、本補助事業における補助対象経費では職員に係る人件費とされており、役員は含まれない。よって、「宮崎県体育振興費補助金（（財）宮崎県体育協会交付関連）」取扱要領に基づかない運用がなされており問題である。また、管理費との記載があるところ、事実上、運営費補助であると考えられる。公社等改革指針によれば、「運営費に対する補助は廃止・縮小を図る」とされている。さらに、県へ補助対象となっている専務理事（常勤）及び事務局長について質問したところ、県退職職員とのことであった。すなわち、実質的な補助対象は県退職職員に対する人件費であり、県退職職員の人件費相当額を運営費補助として支出しているようにも見られかねない。よって、県は補助金支出に係る公益性、公平性、透明性等を担保するため、本補助事業に係る人件費補助金のあり方を再検討すべきである。具体的には、運営費補助である点、県退職者人件費としての補助である点等を踏まえ、縮小又は廃止を念頭に、補助金を交付する年数の制限を設けること等が考えられる。なお、経過措置的に本補助事業を継続する場合は、補助対象経費に役員（常勤）の人件費を含む旨を明示すべきである。</p>	○	
	<p>④ 宮崎県体育振興費補助金に係る支出額の確認の強化について</p> <p>本事業に係る決算書を閲覧したところ、決算額は145,463,414</p>	○	

	<p>円であり、うち支出額が大きい科目は選手強化費の 67,553,596 円、管理費の 37,448,903 円であった。このため、県に対して、決算書における特に重要と考えられる選手強化費、管理費等について、具体的な内容確認、原始証憑との整合性の確認、人件費については賃金台帳との整合性の確認等を質問したところ、具体的な確認等は実施していないとのことであった。補助金は実施された事業の内容に応じて支出されるものであり、支出額について具体的な確認等を実施していない場合は、補助金額の正確性に疑念が生じかねない。よって、県は、本補助金に係る支出額の確認の強化を図る必要がある。具体的には、支出額のうち重要な科目について、具体的な内容を詳細に把握する、原始証憑との整合性を確かめる等が考えられる。</p>		
	<p>⑤ 国体選手サポート強化事業補助金に係る適切な収支予算書の作成、及び収支予算書の内容把握について</p> <p>本事業に係る収支予算書を閲覧したところ、3月11日に交付決定額の変更が行われており、当初の交付決定額5,458,000円に対して、変更後の交付決定額は4,798,633円と、差額659,367円が減額されている。減額理由は、変更承認申請書によれば「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から実施できない事業があったため」とのことである。これを踏まえ、収支を科目別に把握したところ、実施できない事業があったにもかかわらず、報償費は変更前616,000円から変更後1,585,500円と969,500円増額、需用費は変更前112,000円から変更後626,619円と514,619円増額している。このように科目によっては金額が増額している理由を県へ質問したところ、県は増額理由を把握していなかった。同内容をスポーツ協会へ質問したところ、新型コロナウイルス感染症の影響で増額したわけではなく、そもそも変更前の金額、すなわち当初作成した収支予算書の金額が事業の実態に合っておらず、報償費又は需用費のいずれも例年変更後の金額と同程度の支出を行っているとのことである。収支予算書は、補助事業を実施する際の収支における計画であり、事業内容を金額面から説明する重要な書類である。県が増額理由を把握していないことは、事実上、収支予算書を通じて事業自体の内容把握を行っていないと判断せざるを得ない。また、スポーツ協会においては、事業の実態と収支予算書の内容が合致していないにもかかわらず、当該収支予算書を補助金の交付申請時に添付しており、不備のある申請をしているとも考えられる。よって、スポーツ協会においては、事業の実態に即し</p>	○	

	<p>た収支予算書を作成して、補助金の交付申請を行うべきである。また、県においては、スポーツ協会から提出のあった収支予算書の内容を把握し、事業の実態と照らして誤り等がないか十分に検討すべきである。</p>		
	<p>⑥ 国体選手サポート強化事業補助金に係る支出額の確認の強化について</p> <p>本事業に係る決算書を閲覧したところ、決算額は4,798,633円であり、うち支出額が大きい科目は雇用費の1,737,240円、報償費の1,585,500円であった。このため、県に対して、決算書における特に重要と考えられる雇用費、報償費等について、具体的な内容確認、原始証憑との整合性の確認、人件費については賃金台帳との整合性の確認等を質問したところ、具体的な確認等は実施していないとのことであった。補助金は実施された事業の内容に応じて支出されるものであり、支出額について具体的な確認等を実施していない場合は、補助金額の正確性に疑念が生じかねない。よって、県は、本補助金に係る支出額の確認の強化を図る必要がある。具体的には、支出額のうち重要な科目について、具体的な内容を詳細に把握する、原始証憑との整合性を確かめる等が考えられる。</p>	○	
オ	<p>① 決算書における委託料の計上区分について</p> <p>スポーツ協会の決算書のうち、正味財産増減計算書を閲覧したところ、県の委託事業に係る収益については、委託収益のような勘定科目ではなく受取補助金等の県補助金に含めて計上されている。委託料は対価性のある収益であり、補助金は対価性のない収益であり、両者の性質は全く異なるものである。委託料を補助金に含めて収益計上した場合には、性質の異なる収益が混同されて計上されるだけでなく、決算書を閲覧した利害関係者に対して、誤った情報を提供してしまう可能性を否定できない。よって、スポーツ協会は、委託料については、受取補助金の区分ではなく、委託収益等として計上すべきである。具体的には、事業収益の区分に委託収益といった科目を設けて計上することが考えられる。</p>	○	

【15. 一般財団法人宮崎県公衆衛生センター(衛生管理課)】

監査の 視点	項目	指摘 事項	意見
ア	<p>① 指導、監督、助言等に係る実施事項について</p> <p>県は、公衆衛生センターに対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業に係る事業の実施等を通じて、公衆衛生センターへの指導、監督、助言等を行っているとのことである。しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。公衆衛生センターに対して、本監査を実施したところ、複数の指摘や意見が発見されたところであり、これは県から公衆衛生センターに対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により公衆衛生センターの担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。よって、県は、公衆衛生センターに対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。</p>		○
イ	<p>① 県退職者の採用、プロパー職員の育成方針について</p> <p>公社等改革指針では、県が公社等に対して行う人的支援について、「県退職者の推薦については、当該職員の知識と経験が、真に公社等の経営に有効に活用される場合に行うものとし、」との記載がある。公衆衛生センターに対して県退職者の推薦依頼を行う必要性や妥当性が分かる資料、県退職者の推薦人数の根拠が分かる資料の閲覧を依頼し、ヒアリングを行った。その結果、県が公衆衛生センターに対して、県退職者の推薦を行う必要性や妥当性を具体的に検討した内容の文書は確認できなかった。ただし、県によれば県退職者の推薦を行う必要性や妥当性については、毎年度検討を行っているとのことである。公社等改革指針における「毎年度公表」の趣旨は、県退職者の推薦について、推薦の必要性、推薦先における役職や業務内容の妥当性を毎年度具体的に確かめることで、「真に公社等の</p>		○

	<p>経営に有効に活用される」かどうかを見極めるためと考えられる。よって、県においては、「毎年度公表」に当たっては、説明責任や透明性を図るため、検討結果について文書化を行うことが望ましい。また、公衆衛生センターにおいてはプロパー職員も多いが、プロパー職員の育成方針の具体的な計画はないとのことである。プロパー職員の育成方針について具体的な計画を策定することについて検討されたい。</p>		
エ	<p>① 犬の捕獲抑留業務等補助業務委託に係る再委託の承認手続きについて</p> <p>宮崎県財務規則 107 条において、再委託を原則として禁止する旨が規定されている。また、県の契約書作成の手引(令和 2 年 4 月、総務部総務課)においても、委託業務を第三者に再委託することは原則として禁止すべき旨が規定されている。県は、犬の捕獲抑留業務等補助業務委託において、契約書第 6 条に、再委託できる業務、再委託の相手方等を規定していることを理由として、承認手続は不要とする運用を行っている。このような再委託について承認手続を不要とする現在の運用は、財務規則 107 条に抵触するおそれがあるのではないかと、また、契約書作成の手引に基づかないものではないかが問題となると考える。よって、県は、公衆衛生センターとの契約において、再委託について承認手続を不要とする現在の運用について、それが業務の一部の再委託であっても、財務規則の趣旨を踏まえるとともに、契約書作成の手引に基づき、再委託の承認手続を実施しよう変更することが望ましい。</p>		○
	<p>② 委託事業(犬の捕獲抑留業務等補助業務委託、殺処分ゼロに向けての動物愛護センター機能強化事業委託)に係る見積依頼文書の整備について</p> <p>委託事業の随意契約にあたっては契約書案その他見積りに必要な事項を示したうえで見積書をとらなければならない。監査対象である委託事業の随意契約については、見積依頼は実施されていると思われるが、見積依頼文書が存在しない。契約締結に必要な条件等を示すとともにこれを裏付ける証拠を残すため、見積依頼文書を作成し、契約の相手方に示すことが望ましい。</p>		○
オ	<p>① 賞与引当金の計上の検討について</p> <p>会計理論上、「賞与引当金」の設定が求められるのは、収益と費用の適切な期間対応を図り、法人運営の経営成績を適時適確に把握するためである。すなわち、賞与を支給時の費用とするのではなく、</p>		○

	<p>翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額については当期の費用として引当計上することが求められる。本団体では、夏季及び冬季に期末勤勉手当が支給されている。よって、職員に支給する夏季賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、適切な期間損益計算を行うため賞与引当金として引当計上することの検討が望まれる。</p>		
	<p>② 機器設備等引当金について</p> <p>現状、公衆衛生センターは将来の機器等設備の更新に備えるため、機器等設備引当金を計上するとともに特定資産の機器等設備引当資産を同額計上している。機器等設備引当金は、将来の機器等設備の更新に備えるものであり、当期以前の事象に起因するものではなく、また、その発生が高いとも言い切れず、さらに、金額を合理的に見積もることもできない。すなわち、本引当金は、引当資産という預金を積立てる反対勘定として計上されているものであり、引当金の4要件を満たさない。そのため、本件のような特定資産の積み立てに当たっては、引当金計上をせず(会計上の費用を認識せず)に特定資産のみ計上する会計処理が正しい処理となる。すなわち、機器等設備引当金を計上せずに特定費用準備資金(特定資産)を積立計上すべきということになる。令和元年度以降は引当金の追加計上はないが今後の会計処理には注意を要する。</p>		○
カ	<p>① 犬の捕獲抑留業務等補助業務委託に係る委託業務費に含まれる人件費の内容について</p> <p>県が、令和元年度包括外部監査の意見を受けて、管理業務を行う人員の人件費を統括業務関係委託費用という名称の積算項目を設定して整理を行ったことは確認できたが、上記意見のうち「人件費は当該業務に従事する職員への役務対価として計上する方が、契約の目的と合致しているものと考え。」という点に関しては、対応がなされておらず、改善が不十分である。管理業務を行う人員の人件費が、業務遂行上必要な費用であることは理解できるが、契約内容に応じた人件費の積算内容の見直しや積算根拠の明確化など、今後も引き続き検討が必要である。</p>		○

【16. 宮崎県中小企業団体中央会(商工政策課)】

監査の 視点	項目	指摘 事項	意見
ア	<p>① 指導、監督、助言等に係る実施事項について</p> <p>県は、中央会に対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、決算書の入手、各補助事業に係る事業の実施等を通じて、中央会への指導、監督、助言等を行っているとのことである。しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。中央会に対して、本監査を実施したところ、複数の指摘や意見が発見されたところであり、これは県から中央会に対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により中央会の担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。よって、県は、中央会に対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。</p>		○
イ	<p>① 県退職者の採用、プロパー職員の育成方針について</p> <p>公社等改革指針では、県が公社等に対して行う人的支援について、「県退職者の推薦については、当該職員の知識と経験が、真に公社等の経営に有効に活用される場合に行うものとし、」との記載がある。中央会に対して県退職者の推薦依頼を行う必要性や妥当性が分かる資料、県退職者の推薦人数の根拠が分かる資料の閲覧を依頼し、ヒアリングを行った。その結果、県退職者の推薦の見込みや人事更新に関する資料は確認できたものの、県が中央会に対して、県退職者の推薦を行う必要性や妥当性を具体的に検討した内容までの文書は確認できなかった。ただし、県によれば県退職者の推薦を行う必要性や妥当性については、毎年度検討を行っているとのことである。公社等改革指針における「毎年度公表」の趣旨は、県退職者の推薦について、推薦の必要性、推薦先における役職や業務内容の妥当性を毎年度具体的に確かめることで、「真に公社等の経営に有効に活用される」かどうかを見極めるためと考えられる。よって、県において</p>		○

	<p>は、「毎年度公表」に当たっては、説明責任や透明性を図るため、検討結果について文書化を行うことが望ましい。また、中央会においてはプロパー職員も多いが、プロパー職員の育成方針の具体的な計画はないとのことである。プロパー職員の育成方針について具体的な計画を策定することについて検討されたい。</p>		
エ	<p>① 宮崎県中小企業団体中央会等補助金に係る成果指標の設定について</p> <p>宮崎県中小企業団体中央会等補助金においては、補助金の効果を測定する成果指標が設定されていない。費用対効果を重視する観点からは、県は補助金の効果を測定する成果指標を設定する必要があり、補助効果を把握できる定量的な成果指標が存在しない補助金については、定性的な情報による分析を行うか、もしくは補助効果が明確に把握できないにもかかわらず補助を実施・継続する合理的理由を整理し、文書化する必要がある。宮崎県中小企業団体中央会等補助金は、中小企業連携組織化の推進及び中小企業団体の育成・指導等の取組支援補助する目的で、中央会に対し交付されるものである。補助金の有効性の観点から、宮崎県中小企業団体中央会等補助金がどの程度目的達成に寄与しているかについて、成果指標を設定した上で効果測定を行うことが望まれる。成果指標の例としては中央会会員数等が挙げられる。</p>	○	
	<p>② 宮崎県中小企業団体中央会等補助金に係る指導体制強化費について</p> <p>宮崎県中小企業団体中央会等補助金の補助対象経費には、指導体制強化費として常勤役員である専務理事の人件費の一部（賞与）が含まれている。国では、行政改革の取組みとして、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）において、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。中央会は、公益法人ではなく、国の当該計画の直接の対象ではない。また、地方公共団体である県が国の当該計画に直接的に従う義務はないと考える。しかし、運営費補助は、団体の維持・存続が県民全体の利益に資するという公益性があることを前提として、団体の財務状況等から補助の必要性を検討し、かつ、交付先自身が自主財源の確保など自立的な経営に向けた努力を行っていることを確認</p>		○

	して必要額の補助を行うべきものである。そのため、役員人件費に対する補助により自立的経営が阻害され、本来は団体自らの財源で運営費を賄うべきところがインセンティブが働かず、結果として運営費補助が本来の必要額以上となる場合には公益性の観点から問題となるものとする。運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を算出することを検討されたい。		
オ	① 賞与引当金の計上の検討について 中央会が決算において適用している中小企業等協同組合会計基準においても、職員に対する賞与引当金を処理する勘定科目として「賞与引当金」が設定されている。この趣旨は、収益と費用の適切な期間対応を図り、法人運営の経営成績を適時適確に把握するためであり、賞与を支給時の費用とするのではなく、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額については当期の費用として引当計上することが求められている。職員に支給する夏季賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、賞与引当金として引当計上することを検討されたい。		○

【17. 一般財団法人宮崎県交通安全協会(警察本部 交通企画課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
ア	① 指導、監督、助言等に係る実施事項について 県は、交通安全協会に対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業及び補助事業に係る事業の実施等を通じて、交通安全協会への指導、監督、助言等を行っているとのことである。しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。交通安全協会に対して、本監査を実施したところ、複数の意見が発見されたところであり、これは県から交通安全協会に対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により交通安全協会の担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当		○

	者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。よって、県は、交通安全協会に対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。		
イ	<p>① 県退職者の採用、プロパー職員の育成方針について</p> <p>公社等改革指針では、県が公社等に対して行う人的支援について、「県退職者の推薦については、当該職員の知識と経験が、真に公社等の経営に有効に活用される場合に行うものとし、」との記載がある。公社等改革指針における当該記載内容を踏まえ、交通安全協会に対して県退職者の推薦依頼を行う必要性や妥当性が分かる資料、県退職者の推薦人数の根拠が分かる資料の閲覧を依頼し、ヒアリングを行った。その結果、推薦人数、職種、業務内容、勤務地、経歴、希望等が記載された資料は確認できたものの、県が交通安全協会に対して、県退職者の推薦を行う必要性や妥当性を具体的に検討した内容までの文書は確認できなかった。ただし、県によれば県退職者の推薦を行う必要性や妥当性については、毎年度検討を行っているとのことである。公社等改革指針における「毎年度公表」の趣旨は、県退職者の推薦について、推薦の必要性、推薦先における役職や業務内容の妥当性を毎年度具体的に確かめることで、「真に公社等の経営に有効に活用される」かどうかを見極めるためと考えられる。よって、県においては、「毎年度公表」に当たっては、説明責任や透明性を図るため、検討結果について文書化を行うことが望ましい。また、交通安全協会においてはプロパー職員も多いが、プロパー職員の育成方針の具体的な計画はないとのことである。プロパー職員の育成方針について具体的な計画を策定することについて検討されたい。当該内容は後述する中期経営計画に盛り込むことが望ましい。</p>		○
ウ	<p>① 中長期的な事業計画の策定について</p> <p>公社等改革指針においては、成果重視の経営の推進を行うものとされ、限られた経営資源を効率的に活用し、効果的な事業展開を行うため、中長期的な事業計画の策定に努めるものとされている。交通安全協会においては、中長期的な事業計画は検討しているものの、策定には至っていない。事業の達成状況や効果等の検証のためにも中長期的な事業計画は欠かせないものと言え策定を検討されたい。</p>		○
エ	<p>① 交通安全指導員外委託料(補助金)に係る法的性格について</p> <p>交通安全指導員外委託料は、「委託料」という名称であるにもかかわらず補助金となっている。同補助金は、交通安全広報活動に従事</p>		○

	<p>する交通安全指導員及び交通安全協力隊並びに高齢者交通安全教育に対して県が委託し交通事故防止活動の推進を図る事業を対象としているところ、反対給付を求める対価的性格を有するものでもとも評価でき、法的性格として委託料と解釈する余地がある。そこで、交通安全指導員外委託料の法的性格について改めて検討するとともに、検討の結果、委託料である場合には事務手続きの内容を変更する必要がある。一方、補助金の法的性格を有するというのであれば、事務手続きの変更は不要であるが、名称の変更について検討されたい。</p>		
カ	<p>① 運転免許証更新時講習、停止処分者・違反者講習、原動機付自転車講習業務委託における委託先について</p> <p>令和元年度包括外部監査の後も、一者入札が続いており、競争性を確保するという課題は継続して残っているため、改善が不十分であると考え。運転免許証更新時講習、停止処分者・違反者講習、原動機付自転車講習業務について参入障壁が高い等の事情は理解できるところであるが、今後も競争性を確保するという課題について認識しながら、引き続きさらなる工夫を行うことで競争性を確保することが望まれる。</p>		○

第4 監査の結果及び意見(各論)

1. 一般社団法人宮崎県林業公社(森林経営課森林管理推進室)

(1) 公社等概要

1) 公社等の概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	一般社団法人宮崎県林業公社			
所管課	森林経営課森林管理推進室			
所在地	宮崎市旭1丁目2番2号			
設立年月日	昭和42年9月5日			
出資(出えん)状況	出資総額	13,500 千円	県出資額(率)	5,000 千円(37%)
	他の出資者及び出資額	林業公社社員、市町村、関連団体等 計 8,500 千円		
職員数	役員16名(うち非常勤15名)職員9名(うち非常勤2名)			
設立目的	森林及び林業に関する事業その他緑化に関する事業を行うことにより、国土の保全、森林資源の培養、木材の安定供給、水資源のかん養及び自然環境・地球環境の保全を図り、地域経済の振興及び県民福祉の向上に寄与する。			
主な事業内容	① 分収林事業 ② 森林施業受託事業			

2) 県の財政支出、人的支援(役員・職員数を含む)の状況

・ 県の財政支出の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託料 (うち随契)	— (—)	— (—)	— (—)
補助金	47,748	40,890	60,059
交付金・負担金・出資金	—	—	—
県借入金残高	27,969,803	28,274,169	28,496,652
県の損失補償契約等 に基づく債務残高	5,304,283	4,899,106	4,403,666

県職員人件費(県支給分)	12,160	11,444	11,753
その他県からの支援等	累積債務の抑止を図るため、無利子貸付を実施し、有利子負債の圧縮に努めている。		

・県有財産の無償・減額貸付

財産種別	使用目的	面積 (㎡)	規定額 (千円)	支払額 (千円)	減免額 (千円)	減免理由
行政財産	事務室及び駐車場	283.89	1,883	906	977	行政財産の目的外使用許可事務取扱算定要領別表「行政財産の使用料の減免基準」事案2により5/10の減免を行う。

・役員・職員及び県の人的支援の状況

(単位:人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		合計	うち 県職員	うち 退職者	合計	うち 県職員	うち 退職者	合計	うち 県職員	うち 退職者
役員	常勤	1	—	1	1	—	1	1	—	1
	非常勤	15	2	2	15	2	2	15	2	2
職員	常勤	8	2	1	8	2	1	7	2	1
	非常勤	2	—	—	2	—	—	2	—	—

3) 財務諸表の推移

・貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	348,669	393,444	434,963
固定資産	27,731,507	26,877,311	25,879,364
資産合計	28,080,176	27,270,756	26,314,328
流動負債	1,113,486	1,007,618	1,121,097
固定負債	36,790,919	36,838,570	36,495,987
負債合計	37,904,405	37,846,188	37,617,084

指定正味財産	—	—	—
一般正味財産	▲9,824,229	▲10,575,433	▲11,302,756
正味財産合計	▲9,824,229	▲10,575,433	▲11,302,756

・正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	473,703	491,618	794,952
経常費用	903,505	1,208,930	766,538
評価損益等	—	—	—
当期経常増減額	▲429,802	▲717,312	28,414
経常外収益	—	—	209
経常外費用	11,485	33,891	755,947
当期経常外増減額	▲11,485	▲33,891	▲755,738
当期一般正味財産増減額	▲441,287	▲751,203	▲727,324

4) 指標

・活動指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
契約延長面積	分収林契約の延長を実施した面積(ha)	295.9	202.7	296.8	371.4
再造林率	再造林地面積/伐採地面積×100(%)	80	57.3	80	57.2
指標の設定に関する留意事項		<p>① 分収林の契約延長は、伐採量の平準化、長伐期施業転換のために実施しているため、目標値は当該年度末までに延長すべき面積としている。</p> <p>② 社営林主伐後の再造林について所有者等へ普及啓発等を実施しており、成果として県の目指す再造林率を設定した。</p>			

・財務指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
年度末資金残高	流動資産－流動負債(千円)	316,313	327,822	316,313	325,917
令和3年度の実績値の算式	434,963千円－(1,121,097千円－1,012,051千円)				
主間伐等収入	主伐・間伐・立木損失補償金・支障木売り上げ代金(千円)	411,439	391,307	411,439	633,516
経営改善効果	公社自身の経営努力及び利息軽減策の効果額(千円)	65,565	67,588	61,600	77,420
令和3年度の実績値の算式	53,883千円＋23,537千円				
指標の設定に関する留意事項	平成30年度を始期とする第4期経営計画における主な計画値を指標とした。「年度末資金残高」の「令和3年度実績値の算式」において、「流動負債」のうち「1年内返済予定長期借入金」については、資金の範囲に含まれないため補正(流動負債合計額から控除)を行った。				

(2) 監査対象の財政支出

【委託料】

該当なし。

【補助金】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
分収林整備高度化事業補助金	分収林伐採後の植栽未済地及び未植栽の伐採跡地の解消を図るため、土地所有者への意向調査を踏まえ、再生林の働きかけなどを行う。また、今後の分収林伐採地が植栽未済地化することを抑制するため、伐採予定箇所の現況調査(再生林の適地調査)を行うとともに、土地所有者に対する再生林の普及啓発、返地後に土地所有者がたてる森林経営計画の作成支援などを行う。	4,566

【貸付金】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)	摘要
一般社団法人宮崎県 林業公社貸付金	一般社団法人宮崎県 林業公社貸付金貸付 要綱に基づく貸付	期末残高 28,496,652	平成29年度意見あり 令和3年度 新規貸付 565,858千円 償還額 343,374千円

(3) 監査の結果

ア 県の指導、監督、助言等について

林業公社は公社等改革指針により特に留意を要する公社等とされている。経営状況や経営改善に向けた取組の進捗を管理するため、県と林業公社の関係者により経営改善実行管理会議等を毎月開催し、情報共有に努めている。

県による指導、監督等が実施され、それ自体に問題となる事項はないと考えるが、継続的な経営改善努力が望まれる(カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について ①参照)。

イ 県の人的支援・財政支出等について

県からの派遣職員及び退職者による人的支援についてヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。財政支出については特に県の貸付金につき検討を要する事項があると判断する(カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について ②参照)。

ウ 公社等におけるガバナンスについて

林業公社のガバナンスにつき各種資料閲覧及び県や林業公社関係者へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

① 分収林整備高度化事業補助金に係る補助金交付要綱における消費税等の取扱いについて【指摘事項】

林業公社は、補助金等の交付に関する規則第3条の規定により補助金の交付を申請するに当たって、「消費税等仕入控除税額」(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

当該補助金の交付要綱には消費税等にかかる条文が欠落していた。したがって、県は当該補助金交付要綱に消費税等にかかる条文を追加し、林業公社からの実績報告において消費税等の報告を求め、仮に補助金から消費税等仕入控除税額相当額を返還すべき事項が生じた際には、補助金の返還を求める事務手続きを行うべきである。

② 分収林整備高度化事業補助金に係る収支決算書検査について【指摘事項】

県は分収林植栽未済地対策事業収支決算書の内容を証憑で確認している。林業公社は、分収林植栽未済地対策事業に関与している職員の平均日給を算出し従事日数を乗じた金額を実績額として計上していたが、県は具体的な作業日数が記載した資料を確認していなかった。今後、県は林業公社が作成している作業日数の報告書を基礎にして検査すべきである。

③ 分収林整備高度化事業補助金に係る効果測定について【意見】

当該補助金は林業公社が森林所有者に再生林に係る普及活動等を行う際の活動経費等を補助しているものである。県は補助金について再生林率等の成果目標までは設定していない(県が目指す再生林率:80%)。再生林の実施にあたっては森林所有者の意向によるものが大きく、本普及活動等の成果が必ずしも再生林率の向上に直結するものではないことからである。このため、申請時には普及活動等の計画件数、実施報告時には実施件数等の記載を求めることで、再生林に係る森林所有者への働きかけの件数等に対して評価を行うとともに、再生林の実施状況の確認も行うことで、再生林率の向上を図っている。また、林業公社においては本事業に係る再生林率の目標を県の目指す目標値と同様に80%とし、公表も行っている。

県の目指す再生林率80%を当該事業補助金によって達成できるとは当然に考えられないものであり、言い換えれば、その再生林率を達成する事業の一つが当該事業である。そのため事業ご

との目標値を設定し、実績値と対比することによって再造林率が達成されるのではないかと考える。したがって当該補助金において目標値を定め、実績値と比較分析することにより補助金の効果測定をすることが望まれる。

オ 会計処理及び資産管理等について

林業会社の会計処理及び資産管理等につき各種資料閲覧及び県や林業会社関係者へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

- ① 林業会社の今後のあり方、経営改善策の妥当性及び進捗状況の検討について(平成 29 年度包括外部監査の指摘事項)

監査の結果	講じた措置
<p>分収林事業そのものを継続する判断は現状においては妥当と判断する。また、林業会社を存続させるという県の判断は、現状においては妥当であると判断する。但し、林業会社が存続できる前提条件は、今後分収林事業に関する運営状況が改善し、その結果将来的に県の財政負担が減ることである。したがって、県は、これまでと同様、常に林業会社の状況をモニタリングし、経営改善努力を行っているかを確認することが必要である。</p> <p>今後、県は、林業会社が「不断の経営改善努力」と「経営改善に向けた新たな取組」を具体的に実践し、その成果として財務改善が図られ、最終的に県の財政負担が軽減されるように引き続き長期的な視点に立った十分な指導を行うことが必要である。</p>	<p>平成 26 年度に策定した「宮崎県林業会社の今後の在り方に関する県方針」において、会社の存続に当たり「不断の経営改善努力」と「経営改善に向けた新たな取組」を求めているところであるが、県は、これらの実践と財務改善へ向け、林業会社を指導してきたところである。</p> <p>今後、林業会社は、平成 30 年 3 月に平成 30 年度を始期とする 10 年間の「第 4 期経営計画」を策定し、これに基づき経営改善に取り組むこととした。</p> <p>県としては、会社と一体となって経営改善を行うこととしており、これまで同様、毎月「経営改善実行管理会議」を実施し、その実行状況の確認、経営状況のモニタリングを行うとともに、必要に応じて指導、助言を行うこととしている。</p>
改善状況:改善が不十分	
林業会社の今後のあり方、経営改善策の妥当性及び進捗状況の検討について【意見】	

県による経営改善状況のモニタリング機能は発揮されるが、債務超過額は拡大しており経営健全化には至っていない。平成 29 年度末において債務超過額が約 90 億円と非常に大きいものがあつたため、県は平成 30 年度に経営健全化方針を定め、毎年度経営健全化方針に基づく取組状況を公表している。令和3年度決算においては債務超過額が 113 億円と拡大している。

県の経営健全化方針においては、「社営林の簿価である森林勘定と、現状の木材価格低下による販売価格に大きな乖離があるため、伐採収入でこれまで保育等にかけてきた費用を賄うことができないという現状において、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について(平成 30 年2月 20 日付け総財公第 26 号)」で求められる今後5年間での財政的なリスク(債務超過)の解消は困難であるので、公社の第4期経営計画の計画期間中においては、これまでに公社が県及び社員市町村等より借入れを行ってきた資金の償還の着実な履行と、当計画で目標としている単年度収支黒字の遵守を求め、可能な限り債務超過額の拡大を抑制する」こととしている。近年、単年度収支黒字化は達成されているものの債務超過額は拡大している。この要因は経常的な森林勘定に関する減損損失の計上にある。

今後も森林勘定の減損損失が経常的に計上されることが予想されるため債務超過額解消には長期を要することが見込まれる。長期視点に立ったキャッシュフロー重視の経営改善と財務の健全化の取り組みがなされるように県は林業公社を指導、助言していくことが必要となる。

② 貸付条件及び今後の貸付方針について(平成 29 年度包括外部監査の意見)

監査の結果	講じた措置
<p>県としては、今まで無利子貸付による膨大な資金を拠出している事実に鑑み、無利子貸付から有利子貸付への変更によって実質的な補助金の交付ではないことを明確にするなど、林業公社の経営状況を見ながら貸付条件の見直しについて再度検討が必要である。</p> <p>今までどおり無利子貸付への切り替えを進めるのではなく、有利子貸付への変更や、県の貸付と日本政策金融公庫や市中銀行からの借入を併存させる方法を、伐採収入の状況を見ながら柔軟に検討すべきである。つまり、県は、たとえ無利子貸付であるとしても県の貴重な公費から拠出される事実を重く受け止めて、全て県の貸付へとするのではなく、県の貸付、日本政策公庫、市中銀行及び市町村から</p>	<p>県は、最終的な県民負担を最小限にすることが基本と考えている。</p> <p>林業公社への県の無利子貸付は、平成26年に策定した「宮崎県林業公社の今後の在り方に関する県方針」に基づくもので、木材価格など、現在の林業公社を取り巻く状況から判断して、県民負担を最も少なくする手段であると考えている。</p> <p>今後、木材価格が上昇するなど、公社の経営状況が大きく好転する場合には、ご意見を踏まえて検討したい。</p>

の借入の最適な比率(ポートフォリオ)を検討する必要がある。	
改善状況:改善(対応)されていない	
貸付条件及び今後の貸付方針について【意見】	
<p>現状では市中銀行等の有利子負債の返済を優先しており、貸付条件の見直しまで至っていない。現状、木材価格が安定していることから営業キャッシュフローを生み出しており、当該資金を借入金の償還に充当している。償還方法は利子負担軽減の観点から日本政策金融公庫や市中銀行からの借入金を繰上償還している。結果として借入金総額は減少しているものの県からの借入金は年々増加している。引き続き借入金の最適ポートフォリオについては慎重な検討が求められる。</p>	

③ 分収林事業整備高度化事業補助金における収支決算の確認について(令和2年度包括外部監査の指摘事項)

監査の結果	講じた措置
<p>実績報告書に添付された収支決算書記載の支出金額の正確性について、特段確認するような事は行われていない。</p> <p>補助金交付先の会計帳簿等を閲覧する等の方法により、収支決算書に記載されている各支出金額が正確であるか否かを確認すべきである。</p>	<p>会計帳簿等の閲覧等により収支決算書記載の支出金額の正確性を確認することとした。</p>
改善状況:改善されている	
会計帳簿等の閲覧等により収支決算書記載の支出金額の正確性が確認されていた。	

④ 分収林事業整備高度化事業補助金における実績報告の添付資料について(令和2年度包括外部監査の意見)

監査の結果	講じた措置
<p>分収林事業高度化事業補助金交付要綱第6条において、分収林植栽未済地対策事業の実績報告につき、別記様式第2号の実績報告書を提出することが定められている。実績報告書には、調査結果などの資料を添付することとされている。</p> <p>しかし、分収林植栽未済地対策事業のう</p>	<p>実績報告において、伐採予定地対策事業についても、調査対象すべての調査結果を記した一覧表の添付を求めることとした。</p>

<p>ち、植栽未済地・未植栽地対策事業に関しては、調査対象件数・面積の地区ごとの一覧表に加えて調査対象すべての調査結果等を記した一覧表が添付されているのに対し、伐採予定地対策事業に関しては、調査対象件数・面積の地区ごとの一覧表のみが添付されているだけである。</p> <p>これでは、伐採予定地対策事業につき、報告されている調査対象件数どおりの調査等が実際に実施されたかどうか把握できない。したがって、同事業についても、調査対象すべての調査結果等がわかる資料の添付を求めるべきである。</p>	
<p>改善状況:改善されている</p>	
<p>実績報告において、伐採予定地対策事業についても、調査対象すべての調査結果を記した一覧表が添付されていた。</p>	

2. 公益財団法人宮崎県観光協会(観光推進課)

(1) 公社等概要

1) 公社等の概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	公益財団法人宮崎県観光協会			
所管課	観光推進課			
所在地	宮崎市錦町1番10号 宮崎グリーンズフィア壱番館3階			
設立年月日	平成16年4月1日			
出資(出えん)状況	出資総額	280,000千円	県出資額(率)	107,500千円 (38.4%)
	他の出資者及び出資額	宮崎市 107,500千円 (一社)宮崎青年会議所 10,000千円 (株)宮崎銀行 10,000千円 宮崎交通(株) 10,000千円 フェニックスリゾート(株) 10,000千円 その他 25,000千円		
職員数	役員26名(うち非常勤24名)職員25名(うち非常勤3名)			
設立目的	国内外の観光客、コンベンション及びスポーツ大会・合宿等の誘致並びに関係者に対する支援等を行うことにより、宮崎県内における観光の振興を図り、地域経済の活性化、文化の向上及び国際交流の促進に寄与することを目的とする。			
主な事業内容	① 国内外の観光客、コンベンション及びスポーツイベント等の誘致及び受入支援 ② コンベンション主催者及び観光関連施設を運営する者に対する支援 ③ 観光みやざき振興基金を活用する事業に対する拠出			

2) 県の財政支出、人的支援(役員・職員数を含む)の状況

・ 県の財政支出の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託料	—	—	—
(うち随契)	(—)	(—)	(—)

補助金	292,444	779,917	4,868,817
交付金・負担金・出資金	—	—	—
県借入金残高	—	—	—
県の損失補償契約等に基づく債務残高	—	—	—
県職員人件費(県支給分)	26,577	25,584	25,809
その他県からの支援等	—		

・県有財産の無償・減額貸付
該当なし。

・役員・職員及び県の人的支援の状況

(単位:人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者
役員	常勤	2	—	2	2	—	2	2	—	2
	非常勤	22	1	2	24	1	2	24	1	2
職員	常勤	23	5	4	23	5	5	22	5	5
	非常勤	—	—	—	3	—	—	3	—	—

3) 財務諸表の推移

・貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	115,306	212,909	149,580
固定資産	289,742	292,787	292,265
資産合計	405,048	505,695	441,846
流動負債	81,693	180,287	117,277
固定負債	864	3,219	2,697
負債合計	82,558	183,506	119,974
指定正味財産	282,449	282,449	282,449
一般正味財産	40,042	39,741	39,423
正味財産合計	322,491	322,190	321,872

・正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	359,454	842,811	4,919,261
経常費用	357,392	843,112	4,919,579
評価損益等	—	—	—
当期経常増減額	2,062	▲301	▲318
経常外収益	—	—	—
経常外費用	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—
当期一般正味財産増減額	2,062	▲301	▲318

4) 指標

・活動指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
①観光入込客数	(千人回)	15,770	10,197	15,920	10,126
②MICE参加者数	(延人)	230,400	4,838	235,200	12,458
③スポーツキャンプ 参加者数	(延人)	199,000	97,503	202,000	128,578
指標の設定に関する留意事項	①は暦年の数値 ①から③の目標値には宮崎県観光振興計画 (令和元年度から令和4年度)の目標値を記載				

・財務指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
①自己収入比率	(基本財産運用収入+ 自己収入+自主事業 収入)÷当期支出合計 ×100(%)	20.0	5.3	20.0	0.9

令和3年度の実績値の算式		(4,948 千円 + 34,482 千円 + 3,622 千円) / 4,919,579 千円 × 100			
②自主事業比率	自主事業 / 当期支出 合計 × 100 (%)	60.0	98.0	60.0	99.6
令和3年度の実績値の算式		4,902,299 千円 / 4,919,579 千円 × 100			
③管理費比率	管理費 / 当期支出合 計 × 100 (%)	25.0	2.0	25.0	0.4
令和3年度の実績値の算式		17,280 千円 / 4,919,579 千円 × 100			
指標の設定に関する留意事項		—			

(2) 監査対象の財政支出

【委託料】

該当なし。

【補助金】

名称 内容	令和3年度金額 (単位:千円)
みやぎきユニバーサルツーリズムセンター事業費補助金 ・「みやぎきユニバーサルツーリズムセンター」を設置し、ユニバーサルツーリズムに関する相談への対応 ・県内の宿泊施設や観光地のバリアフリー状況等について調査し、調査結果を Web ページにて公表 ・ユニバーサルツーリズムの促進に向けた研修の実施	4,433
新しいニーズに対応した観光地域づくり支援事業費補助金 ・新しいニーズに対応した観光地域づくりを支援するための専門人材の配置 ・地域の中核となる観光人材育成を目的とした研修の実施 ・新しいニーズに対応した「稼ぐ」観光地域における受入体制整備への支援	29,007
宮崎県観光振興事業費補助金 ・MICE推進強化事業・・・キーパーソン招聘、セールスプロモーション、MICE 開催経費補助 ・みやぎき観光情報お届け事業・・・YouTube・SNS 広告を活用した情報発信	1,111,149

<ul style="list-style-type: none"> ・「日本のひなた宮崎県」国内誘致推進事業・・・大手旅行会社等と連携した観光誘客事業 ・九州圏域観光誘客促進事業・・・大分県等と連携した相互誘客 ・教育旅行誘致・定着促進事業・・・教育旅行貸切バス助成、旅行会社の企画開発費助成 ・みやざき観光誘客再生事業・・・国内交通機関と連携したプロモーション ・インバウンド誘客強化事業・・・韓国、台湾、香港、中国に対する誘客対策の強化 ・観光みやざき緊急誘客促進事業・・・県内限定クーポン付与、交通機関等と連携した誘客 ・県民県内旅行(ジモ・ミヤ・タビ)キャンペーン事業・・・県内限定クーポン付与 ・春季プロスポーツキャンプ受入強化事業・・・タクシーによる観光周遊促進 ・東京オリパラ等合宿受入推進事業・・・大規模大会等受入支援 ・スポーツランドみやざき誘客推進事業・・・プロスポーツキャンプ等受入支援 ・Jリーグ等キャンプ誘致強化事業・・・トレーニングマッチを行いやすい環境整備 ・スポーツランドみやざき県内消費促進事業・・・アマチュアスポーツ合宿支援 ・観光みやざき再生加速化事業・・・インターネット系旅行会社を活用した誘客促進 	
<p>宮崎県観光協会運営費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客、MICE、スポーツ大会・合宿等を誘致するための活動費 ・宮崎県観光協会の事務所家賃等経費について補助 ・プロパー職員等の活動費について補助 	65,130

【貸付金】

該当なし。

(3) 監査の結果

ア 県の指導、監督、助言等について

① 公社等経営評価シートにおける財務指標について【意見】

県は公社等経営評価シートにおいて財務指標の目標値、実績値、及び達成度を計算している。また総合評価では財務内容をAからD判定までのランクで評価している。県は観光協会の財務指標として健全性に関する指標を入れていない。したがって、総合評価における財務内容評価をBとした根拠となる指標としては不十分である。

県は財務指標の中に例えば流動性比率や固定比率を入れ、観光協会の財務健全性を評価したうえで総合評価における財務内容を評価すべきである。

イ 県の人的支援・財政支出等について

① 県職員及び県退職者の人的支援について【意見】

観光協会では常勤役員2名全員が県退職者であり、常勤職員22名のうち5名が県退職者である。公社等経営評価シートでは県職員の役職就任・派遣の見直しについて、地域連携DMOとして広域的事業展開を進めていく必要があることから、県派遣職員の能力を生かし、プロパー職員の能力向上に努め、体制の強化を図ると計画している。一方で県退職者がプロパー職員よりも、より良い事業運営ができるという明確な情報は得られなかった。観光協会においては観光業界そのものがソフトな事業であるがゆえに、事務的な活動よりむしろ柔軟で機動的な活動を求められると考えられる。よって、観光に対するノウハウの蓄積や機動性の確保の観点から、観光協会職員は県退職者に頼らずプロパー化を推し進めていくことを検討すべきである。

ウ 公社等におけるガバナンスについて

観光協会のガバナンスにつき各種資料閲覧及び県や観光協会関係者へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

① みやぎきユニバーサルツーリズムセンター事業費補助金に係る成果指標について【意見】

みやぎきユニバーサルツーリズムセンター事業費補助金要綱では高齢者や障がい者、ベビーカートの家族連れなど、すべての人が制約を感じずに気兼ねなく楽しむことができる旅行(ユニバーサルツーリズム)の受入体制を整備することを目的として定めている。県は当該補助金の達成すべき成果指標を観光入込客数の増加としている。確かにユニバーサルツーリズムによって新たな観光

客を発掘し、観光業全体の目標である観光入込客数の増加につながる。しかし、当該補助金独自の達成すべき成果指標としては非常に漠然としたものとなっており、当該補助金の成果を単独で測れる指標にはなっていない。更に観光協会の事業規模からすれば、当該補助金額は少ないため観光入込客数の増加に大きく貢献できるとは考えられない。コロナ禍でユニバーサルツーリズムに対する相談件数も見込めない中、活動も「見てもらう、知ってもらう」という活動がなされていた。本来であれば県が中期計画等を作成し、その期間内でどのような情報を蓄積し発信していくのか、また相談に応じていくのかを具体的に示しておくべきであったと考える。

② 新しいニーズに対応した観光地域づくり支援事業費補助金に係る補助金効果の検証について【意見】

当該補助金は旅行ニーズの変化に対応した観光地域づくりへの支援として、新しいニーズに対応した施設改修等に対する助成金での支援を観光施設等に行っている。

令和3年度 新しいニーズに対応した施設改修等に対する支援	
① 門川町観光協会	189 千円
② サンメッセ日南	1,791 千円
③ ハマテック	2,324 千円
④ ユニオンコート	1,130 千円
⑤ 藤木石油店	2,500 千円
⑥ 高千穂あまてらす鉄道	1,034 千円
⑦ 奥口商店	1,010 千円

(出所:補助事業実績報告書)

当該施設改修等の支援はコロナ禍においてアウトドアや体験型観光及び密にならない施設改修等に対して行われる。改修が完了した際には現地確認を実施し、改修が適切に行われたかを確認していた。しかし、補助対象者が施設改修等を行った資産についてその後の資産の売却及び撤去に係わる条件や施設改修後の効果実績報告条件は付されていない。

当該施設改修等は今までにない観光客の新しいニーズに対応するためのものであり、その施設は今後の観光施設における模範となる可能性を秘めている。そうであれば、この補助金を活用した施設に対して一定年数の入込客増加情報等を報告させ、今後の更なる新たな観光客ニーズの発掘に役立てるべきである。

③ 新しいニーズに対応した観光地域づくり支援事業費補助金に係る観光人材育成研修の達成状況の検証について【意見】

当該補助金は稼ぐ人材づくり支援事業として、地域の中核となる観光人材育成を目的とした研修の実施等を行っている。研修は基礎コース(定員 30 名)と実践コース(定員 15 名)があり、令和3年度の研修参加者はそれぞれ 13 名及び 7 名であった。コロナ禍の影響もあるかもしれないが、観光協会賛助会員は 288 団体にも及び、会員数に比べると研修参加人数が少ないと考えられる。県内観光業界に実践的な人材を育成するうえでも賛助会員と連携して、より多くの研修受講完了者を育てる努力が必要である。そのためにも定員を受講者数の努力目標とし、研修受講者数増加のための各種施策を実施して補助事業の達成状況を検証することが望まれる。

④ 宮崎県観光振興事業費補助金に係る事業実績書及び収支決算書の様式見直しについて

【意見】

県民県内旅行(ジモ・ミヤ・タビ)キャンペーン事業などコロナ禍により当該事業費補助金が使われる事業内容及び金額は大きくなっている。観光協会事業は県の事業名と異なるケースがあり、県予算額と観光協会予算額の対応表を作成することで、県は事業実績報告書及び収支決算書の指導、監督、助言等を行っている。そのため、県と観光協会において当該補助金に対する事務負担が過大になっている。県は観光協会と連携を図り、実績報告書及び収支決算書の様式等の見直しを行い事務負担の軽減を図るべきである。

⑤ 宮崎県観光協会運営費補助金に係る補助金交付要綱における消費税等の取扱いについて

【指摘事項】

観光協会は、補助金等の交付に関する規則第3条の規定により補助金の交付を申請するに当たって、「消費税等仕入控除税額」(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

当該運営費補助金の交付要綱には消費税等にかかる条文が欠落していた。したがって、県は当該補助金交付要綱に消費税等にかかる条文を追加し、観光協会からの実績報告において消費税等の報告を求め、仮に補助金から消費税等仕入控除税額相当額を返還すべき事項が生じた際には、補助金の返還を求める事務手続きを行うべきである。

⑥ 宮崎県観光協会運営費補助金に係る職員残業手当の検討について【意見】

観光協会は当該補助金内訳として職員時間外勤務手当を積算している。実績報告においては

実際に支払われた時間外勤務手当で精算されている。県は時間外勤務手当を見込み額で把握しているものの具体的な時間外勤務内容まで把握していなかった。時間外勤務手当については、職員等の働き方改革にも繋がる重要なデータである。更に、観光協会の働き方が効率化した際には、運営費補助金の削減につながる可能性もある。したがって、県は予定されている時間外勤務業務及び実際の時間外勤務業務を把握するとともに比較検討し、観光協会の事務効率の向上に資するようにすべきである。

オ 会計処理及び資産管理等について

観光協会の会計処理及び資産管理等につき各種資料閲覧及び県や観光協会関係者へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

① 事業収入について(平成 25 年度包括外部監査の指摘事項・意見)

監査の結果	講じた措置
<p>平成 24 年度の事業活動収入のうち、補助金が全体の 81.7%を占めている。債権金利が低迷している現状では基本財産運用収入の増加は見込めないため、賛助会員の増加による会費の増加やカレンダー、グッズの販売等による事業収入の増加を図ることが今後の課題といえる。</p>	<p>観光カレンダー等の質を向上させ、広く観光PRに資するものとし、商品の魅力を高めることで販売促進に努めてまいりたい。</p> <p>また、活動について周知に努め、賛助会員の増加に努めてまいりたい。</p>
改善状況:改善が不十分	
自主事業収入のあり方について【意見】	
<p>賛助会員受取会費は令和元年度 25,791 千円、令和 2 年度 20,451 千円、及び、令和3年度 20,501 千円と減少傾向になっている。カレンダー販売事業収益は、令和元年度 2,946 千円、令和 2 年度 2,916 千円、及び、令和3年度 3,615 千円と微増している。</p> <p>賛助会員受取会費については、コロナ禍の影響により観光業界そのものが疲弊していることもあり、観光協会の賛助会員増加のための活動に苦慮していたのではなかろうか。一方で令和 3年度に多額の宮崎県観光振興事業費補助金が投入され、観光協会が観光業界の再建に尽力しているにもかかわらず賛助会員数が伸び悩んでいるということは、未だ観光協会の存在意義が観光業界に根付いていないのではないかと感じる。今後も引き続き観光協会の活動内容を業界に浸透させる方策を段階的・継続的に実施し、賛助会員数の増加による会費の増加に取り組むことが求められる。なお、カレンダー販売事業収益が増収していることに努力を感じる。</p>	

3. 公益財団法人宮崎県国際交流協会(オールみやざき営業課)

(1) 公社等概要

1) 公社等の概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	公益財団法人宮崎県国際交流協会			
所管課	オールみやざき営業課			
所在地	宮崎市橘通東4丁目8番1号			
設立年月日	平成2年2月1日			
出資(出えん)状況	出資総額	543,600千円	県出資額(率)	443,070千円(81.5%)
	他の出資者及び出資額	宮崎市外 100,530千円		
職員数	役員 10名(うち非常勤9名) 職員 10名(うち非常勤0名)			
設立目的	多文化共生の社会づくりと県民の幅広い参加による国際交流活動を促進し、諸外国との相互理解や友好親善を深めることにより、宮崎県の国際化を図るとともに、地域の活性化にも寄与することを目的とする。			
主な事業内容	①交流推進事業 ②情報提供事業 ③外国人住民支援事業 ④国際化推進事業			

2) 県の財政支出、人的支援(役員・職員数を含む)の状況

・ 県の財政支出の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託料 (うち随契)	43,998 (43,998)	52,313 (52,313)	50,546 (50,546)
補助金	—	—	—
交付金・負担金・出資金	—	—	—
県借入金残高	—	—	—
県の損失補償契約等 に基づく債務残高	—	—	—
県職員人件費(県支給分)	5,287	5,421	5,070
その他県からの支援等	—	—	—

・県有財産の無償・減額貸付

該当なし

・役員・職員及び県の人的支援の状況

(単位:人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者
役員	常勤	1	—	1	1	—	1	1	—	1
	非常勤	8	—	2	7	—	1	9	—	2
職員	常勤	7	1	1	11	1	1	10	1	1
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3) 財務諸表の推移

・貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	10,769	8,094	10,535
固定資産	543,697	543,600	544,018
資産合計	554,466	551,694	554,553
流動負債	6,803	3,448	5,635
固定負債	—	—	—
負債合計	6,803	3,448	5,635
指定正味財産	543,600	543,600	543,600
一般正味財産	4,063	4,645	5,318
正味財産合計	547,663	548,245	548,918

・正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	50,821	58,785	54,882
経常費用	50,079	57,857	54,210
評価損益等	—	—	—

当期経常増減額	742	928	673
経常外収益	—	—	—
経常外費用	130	346	—
当期経常外増減額	▲130	▲346	—
当期一般正味財産増減額	611	582	673

4) 指標

・活動指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
研修・講座の延べ参加者数	(人)	7,500	4,754	7,500	5,326
ホームページアクセス数	(件)	20,000	23,429	20,000	25,063
宮崎県国際プラザ延べ来館者数	(人)	7,500	3,997	7,500	2,881
指標の設定に関する留意事項	<p>研修・講座の延べ参加者数: 様々な事業を行っているが、活動状況を把握するためには参加者数が重要と判断されることから指標とした。</p> <p>ホームページアクセス数: ホームページ上で情報提供しているが、多数の方が閲覧することが必要であることから指標とした。</p> <p>宮崎県国際プラザ延べ来館者数: 多文化共生づくりの更なる推進には、外国人や日本人が来館して交流機会を増やす必要があることから指標とした。</p>				

・財務指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
自己収入比率	(基本財産運用収入+自己収入+事業収入)/当期支出合計×100(%)	12	9.7	10	6.4
令和3年度の実績値の算式	(2,599千円+648千円+240千円)/54,210千円×100				
管理費比率	管理費(物件費)/経常費用(物件費)×100(%)	14.5	12.3	12	12

令和3年度の実績値の算式	3,035千円 / 25,201千円 × 100
指標の設定に関する留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自己収入比率:自己収入増の取組など自主性を高める必要があることから指標としているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業縮小に伴い、賛助会費や事業収入が減少した。 ・管理費比率:経費削減など効率的な事業運営のための指標としているが、目標値と同等の実績が得られた。

(2) 監査対象の財政支出

【委託料】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
多文化共生地域づくり推進事業	多文化共生の地域づくりのための普及・啓発、外国人住民支援	28,030
地域日本語教育体制整備事業	日本語教育体制の構築、県内各地域における日本語教育の実施、日本語教育人材の育成	10,551
外国人住民等相談窓口運営事業	外国人住民等相談窓口の運営、外国人住民等からの相談対応、外国人住民等への情報提供	11,965

【補助金】

該当なし。

【貸付金】

該当なし。

(3) 監査の結果

ア 県の指導、監督、助言等について

① 指導、監督、助言等に係る実施事項について【意見】

県は、国際交流協会に対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業に係る事業の実施等を通じて、国際交流協会への指導、監督、

助言等を行っているとのことである。

しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。

国際交流協会に対して、本監査を実施したところ、下記に示すように複数の意見が発見されたところであり、これは県から国際交流協会に対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により国際交流協会の担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。

よって、県は、国際交流協会に対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。

イ 県の人的支援・財政支出等について

① 嘱託職員の育成方針について【意見】

国際交流協会は嘱託職員が多いが、嘱託職員の育成方針の具体的な計画はないとのことである。

県においては、嘱託職員を継続雇用していくことの重要性に鑑み、嘱託職員の育成方針について具体的な計画を策定することについて検討されたい。

ウ 公社等におけるガバナンスについて

国際交流協会のガバナンスにつき各種資料閲覧及び県や国際交流協会関係者へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

① 委託事業(多文化共生地域づくり推進事業、地域日本語教育体制整備事業、外国人住民等相談窓口運営事業)に係る見積り依頼文書の整備について【意見】

委託事業の随意契約にあたっては契約書案その他見積りに必要な事項を示したうえで見積書をとらなければならない。

契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、2人以上から見積書をとらなければならない。

(出所:宮崎県財務規則 138 条第 1 項本文)

監査対象である委託事業の随意契約については、見積依頼は実施されていると思われるが、見積依頼文書が存在しない。

契約締結に必要な条件等を示すとともにこれを裏付ける証拠を残すため、見積依頼文書を作成し、契約の相手方に示すのが相当である。

オ 会計処理及び資産管理等について

① 基本財産のあり方について【意見】

令和 3 年度における国際交流協会の基本財産の金額は 543,600,000 円であり、この金額は平成 19 年度から変化していない。基本財産については、平成 16 年度に 4,000,000 円、平成 17 年度に 4,650,000 円、平成 18 年度に 2,000,000 円、合計 10,650,000 円の取崩しが行われた。

低金利によって基本財産の運用益が伸び悩み、国際交流協会の予算には遠く及んでいない。国際交流協会の収益は、県の委託料が大きな割合を占めている。県の委託料の見直し等が生じた場合には、国際交流協会の収益基盤は失われることになる。国際交流協会としてどのように対応するかについて、基本財産のあり方、すなわち運用方針や取崩しの方針等について十分に検討を重ねておく必要があると考えられる。

カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

該当なし。

4. 公益社団法人宮崎県農業振興公社(農業担い手対策課)

(1) 公社等概要

1) 公社等の概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	公益社団法人宮崎県農業振興公社			
所管課	農業担い手対策課			
所在地	宮崎市恒久一丁目7番地14			
設立年月日	昭和35年9月17日			
出資(出えん)状況	出資総額	60,000千円	県出資額(率)	20,000千円(33.3%)
	他の出資者及び出資額	都城市 5,600千円等		
職員数	役員13名(うち非常勤11名)職員24名(うち非常勤0名)			
設立目的	農業経営の規模拡大、農業の担い手の確保・育成、農業生産性の向上等に係る諸事業を総合的に実施し、もって宮崎県の農業の振興に寄与することを目的とする。			
主な事業内容	① 農用地の集積及び集約化に関する事業 ② 農業の担い手の確保・育成に関する事業 ③ 就農支援資金の貸付けに関する事業 ④ 畜産基盤施設及び畜産環境施設整備に関する事業 ⑤ 農業構造改善に関する事業 ⑥ 農商工連携等の推進に関する事業 ⑦ その他公社の目的を達成するために必要な事業			

2) 県の財政支出、人的支援(役員・職員数を含む)の状況

・ 県の財政支出の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託料 (うち随契)	41,510 (41,510)	38,915 (38,915)	38,530 (38,530)
補助金	508,200	713,172	724,918
交付金・負担金・出資金	2,500	2,500	2,500
県借入金残高	22,388	19,892	17,374
県の損失補償契約等 に基づく債務残高	637,680	583,367	512,781

県職員人件費(県支給分)	52,900	53,354	53,272
その他県からの支援等	—		

・県有財産の無償・減額貸付

財産種別	使用目的	面積 (㎡)	規定額 (千円)	支払額 (千円)	減免額 (千円)	減免理由
行政財産	事務所、 倉庫及び 駐車場	1,848.76	4,643	2,709	1,934	行政財産の目的外使用 許可事務取扱要領に基 づき5割以内の減免とし ている。

・役員・職員及び県の人的支援の状況

(単位:人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		合計	うち 県職員	うち 県 退職者	合計	うち 県職員	うち 県 退職者	合計	うち 県職員	うち 県 退職者
役員	常勤	2	—	2	2	—	2	2	—	2
	非常勤	14	1	—	14	1	—	11	1	—
職員	常勤	25	9	5	23	9	5	24	9	6
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3) 財務諸表の推移

・貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	998,602	1,081,061	1,025,769
固定資産	1,060,544	1,041,001	1,009,034
資産合計	2,059,146	2,122,062	2,034,803
流動負債	254,105	396,367	415,073
固定負債	656,308	605,148	530,322
負債合計	910,413	1,001,515	945,395
指定正味財産	988,383	973,437	950,306
一般正味財産	160,350	147,109	139,103
正味財産合計	1,148,733	1,120,547	1,089,409

・正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	1,214,871	1,587,431	1,725,752
経常費用	1,273,310	1,600,745	1,733,509
評価損益等	▲1,212	▲620	▲844
当期経常増減額	▲59,651	▲13,934	▲8,601
経常外収益	56,733	4,843	8,729
経常外費用	6,000	4,150	8,135
当期経常外増減額	50,733	693	594
当期一般正味財産増減額	▲8,918	▲13,241	▲8,007

4) 指標

・活動指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
農地中間管理事業の 借入面積	(ha)	3,000	1,356	3,000	1,184
就農相談件数	(件)	510	522	510	505
6次産業化プランナー による支援回数	(件)	200	89	180	165
指標の設定に関する留意事項	—				

・財務指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
県補助金等比率	(県委託費+県補助金+ 県負担金+県借入金)/ 経常費用×100(%)	50.0	47.1	50.0	44.2
令和3年度の 実績値の算式	(38,530,000+724,917,539+2,500,000+0)/1,734,352,826×100(%)				

管理費比率	管理費/経常費用× 100(%)	1.0	0.4	1.0	0.3
令和3年度の 実績値の算式	5,303,781/1,734,352,826×100(%)				
指標の設定に関する留意事項	—				

(2) 監査対象の財政支出

【委託料】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
令和3年度地域食資源高付加価値化推進事業 (6次産業化都道府県サポート事業)に係る業務委託	農林業者等へのサポート活動に関する業務	10,261
令和3年度農業承継コーディネーター設置業務に係る業務委託	① 農業承継コーディネーターの設置 ② 農業承継のノウハウの蓄積及び普及	7,468

【補助金】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)	摘要
令和3年度農地売買支援緊急対策事業費補助金	県農業振興公社(農地中間管理機構)が行う特例事業の支援 (1) 農地売買支援総合推進対策事業実施要領で規定する事業 (2) 農地売買支援緊急対策事業費補助金交付要綱で規定する事業	53,040	令和2年度指摘事項・意見あり
令和3年度地域食資源高付加価値化推進事業(推進組織運営事業)補助金	地域食農連携のための推進組織の体制強化	8,579	

令和3年度宮崎県農業経営支援事業費補助金(新規就農相談支援事業)	① 就農希望者の掘り起こし、情報の提供 ② 新規就農者のフォローアップ ③ コーディネーターの設置	6,732	
----------------------------------	---	-------	--

【貸付金】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)	摘要
就農支援資金貸付金	就農に必要な研修・準備のための貸付金	17,374	平成29年度意見あり

(3) 監査の結果

ア 県の指導、監督、助言等について

① 経営評価シートにおける財務指標の算式について【意見】

令和3年度公社等経営評価シートにおいて、財務指標の中の指標名として「県補助金比率」を設定している。その算式は、「(県委託費+県補助金+県交付費・負担金等+借入金)/経常費用×100」となっている。当該指標は、経常費用に含まれている県補助金や県交付費等を財源とする費用の割合を示すものである。そのため当該算式の分子に貸借対照表の科目である借入金が含まれており適切ではない。

当該指標の意味合いを考慮の上、算式の修正を検討すべきである。

② 経営評価シートにおける財務指標の設定について【意見】

令和3年度公社等経営評価シートにおいて、財務指標名として「県補助金等比率」及び「管理費比率」が記載されている。これらは、いずれも業績に関する指標である。しかし、農業振興公社では、自主財源が乏しい状況にあることに鑑みれば財務安全性指標の設定も検討されたい。具体的には流動比率や固定比率等が想定される。

イ 県の人的支援・財政支出等について

① 経営評価シートにおける人的支援の記載について【意見】

令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程、県と公社等の関係見直し、人的支援見直し、適正人員の検討配置」という項目がある。このなかで、農業振興公社における人員の具体的な配置等が記載されているが、ここには本来、県職員及び県退職者の人数の増減に関する計画や実績を書くべき項目であり人員配置に関する計画や実績を書くべき項目ではない。当該箇所に記載すべき「県職員及び県退職者の人数の増減に関する計画や実績」については経営評価シート「県関与の状況、人的支援」においても確認できるが、今後は経営評価シートの作成の際に十分に留意されたい。

② 経営評価シートにおける財政支出の記載について【意見】

令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程、県と公社等の関係見直し、財政支出見直し、適正な財政支出」という項目がある。このなかで、令和3年度については「県借入金残高の減少に努める。」と記載されているだけでその具体的な方策等については記載されていない。これでは、適切な経営評価とは言い難い。借入金減少の具体的な方策等について検討し文書化すべきである。

ウ 公社等におけるガバナンスについて

農業振興公社のガバナンスにつき社員総会及び理事会議事録の閲覧並びに県や農業振興公社へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

① 令和3年度地域食資源高付加価値推進事業業務委託に係る随意契約理由について【意見】

県は、当該委託事業について以下の理由で農業振興公社と一者随意契約を締結している。

公益社団法人宮崎県農業振興公社は、農家の担い手育成や農地対策等の様々な農業分野に精通した専門知識が豊富なスタッフが駐在しており、平成 20 年度から農商工連携や 6 次産業化等の新たな取組に対応するため新農業支援課を設置し、県内唯一の専門機関として本県の 6 次産業化を先導してきた。また、当事業の核となる農林漁業者等へのサポート活動においては、相談内容に応じた 6 次産業化プランナーの派遣から各普及センターや市町村等の担当者と連携したフォローアップまできめ細かく実施できる業務知識と体制を備えている。以上のように本県において、

農業に関する専門性、かつ、6次産業化に対する専門知識やノウハウ、そして様々な農林漁業者や関係機関等とのネットワークを持ち、当該契約に係る役務の提供を行える者が他に存在しないため随意契約とする。

(出所: 県提出資料)

農業振興公社が持つノウハウ、ネットワーク、及びその専門性は理解できる。しかし、農業振興公社以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについては、特段の記載がない。結果として、随意契約を行う理由の検討が不十分であると考えられる。

よって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、農業振興公社が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。

② 令和3年度地域食資源高付加価値化推進事業業務委託に係る業務用機器使用の理由について【意見】

県と農業振興公社との業務委託契約書で、県は委託業務の処理のため、業務用機器を無償で農業振興公社に使用させることとしている。しかし、関係資料等を閲覧したが、当該機器を無償で使用させることについての理由は記載されていなかった。無償で使用させる根拠を貸付理由とともに決裁伺書等に記載すべきである。

③ 令和3年度農業承継コーディネーター設置業務の業務委託に係る随意契約理由について【意見】

県は、当該委託事業について以下の理由で農業振興公社と一者随意契約を締結している。

本事業は、中古ハウスや畜舎、栽培技術などを新規就農者に円滑に承継する仕組みの構築を目的としている。このため、契約の相手方は、就農希望者の情報や相談対応に関するノウハウ、市町村等関係機関との連携体制を有する必要がある。また、中古ハウスや果樹などの承継においては、農地の所有権や利用権移転を一体的に進めることが必須である。公益社団法人宮崎県農業振興公社は、県新規就農支援センターの総合窓口として、就農希望者に関する情報やノウハウを有するとともに、農地集積バンクとしての農地中間管理機構の役割を担ってきた実績があり、本事業の目的を達成することができる組織であり、かつ、当該契約に係る役務の提供を行える者が他に存在しないため。

(出所: 県提出資料)

農業振興公社は、本事業に関する情報、ノウハウ、及び農地中間管理機構の役割を担ってきた実績を有すること等は理解できる。しかし、農業振興公社以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについては、特段の記載がない。結果として、随意契約を行う理由の検討が不十分であると考えられる。

よって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、農業振興公社が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。

オ 会計処理及び資産管理等について

「カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について ① 固定資産実査について」参照。

カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

① 固定資産実査について(平成 25 年度包括外部監査の指摘事項)

監査の結果	講じた措置
固定資産の実査が規程に定められたとおりに実施されていない。固定資産の現物管理の観点から実施することが必要である。	規程に定められたとおりに実査を行うよう指導を行い、農業振興公社において固定資産台帳との照合を実施した。
改善状況:改善が不十分	
固定資産実査について【意見】	
ヒアリング並びに固定資産台帳を確認した結果、一定の改善が認められた。今後、固定資産台帳の様式の押印は、実査による確認済みの印であることを明記すべきである。	

② 就農支援貸付金について(平成 29 年度包括外部監査の意見)

監査の結果	講じた措置
本件就農支援資金貸付金の実質的な貸倒れリスクは、宮崎県農業振興公社等が負っている。債権管理は公社に委ねられるものではあるが、貸倒れに伴う負担は同公社の出資者である県に影響することも考えられることから、同公社における債権管理状況の把握、貸倒引当金設定根拠等適切な決算審査、及び、資金状況の適時把握等、運営管理を十分に行われたい。	県としては昨年度から定期的な債権管理状況の把握・助言を行っており、今後も公社の運営管理について指導・監督を行う。

改善状況:改善されている

ヒアリング並びに契約書の写し及び返済予定表を確認した結果、改善が認められた。

③ 農地売買支援緊急対策事業費に係る補助対象経費の内容の具体化について(令和2年度包括外部監査の指摘事項)

監査の結果	講じた措置
本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、農地売買支援緊急対策事業費補助金交付要綱及び農地売買支援総合推進対策事業実施要領に規定されている。これらには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、上記記載の各事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。本補助金は実際には公益社団法人宮崎県農業振興公社における役職員の人件費、事業実施に伴う旅費、需用費、使用料賃借料等の経費に充てられている。したがって、人件費、法定福利費、旅費、需用費、使用料賃借料等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。	補助金交付要綱を改正し、補助対象となる経費の具体的な費目を規定した。
改善状況:改善されている	
農地売買支援緊急対策事業費補助金交付要綱を確認した結果、改善が認められた。	

④ 農地売買支援緊急対策事業費に係る実績報告書における事業費の確認の強化について(令和2年度包括外部監査の指摘事項)

監査の結果	講じた措置
補助対象事業者から提出された「平成31年度農地売買支援緊急対策事業費補助金実績報告書」に添付されている「平成31年度農地売買支援緊急対策事業実績書」には補助金	事業費内訳と合わせ、詳細がわかる明細書の提出を求め、経費としてふさわしいか確認を行うこととした。

<p>交付対象の事業費が記載されており県農業振興公社の役職員の人件費に相当する金額が記載されていた。この事業費について、県へ、補助金による人件費の対象となっている職員の勤務日数、給与支給明細等の確認内容を質問したところ、詳細な確認は行っていないとの回答を得た。「平成31年度農地売買支援緊急対策事業実績書」を閲覧する限り、具体的な給与の支給状況までは確認できず、補助対象経費として認められるのか判断できない。結果として、適切な補助金が交付されたのか疑念が生じかねない。よって、県は、事業費の内訳として記載されている内容の確認を強化し、補助対象経費として認められるか否かを確認すべきである。</p>	
<p>改善状況:改善されている</p>	
<p>実績報告書の事業費内訳及び明細表を確認した結果、改善が認められた。</p>	

⑤ 農地売買支援緊急対策事業費に係る補助事業のあり方の検討について(令和2年度包括外部監査の意見)

監査の結果	講じた措置
<p>本補助事業は、平成11年度から開始されており、終期の設定はされていない。</p> <p>県農業振興公社の経営状況は、令和元年度は、1,214百万円の経常収益が計上されているものの経常費用は1,273百万円計上されており、当期経常増減額は59百万円の赤字である。また、経常外増減も含めると、当期一般正味財産増減額は8百万円の赤字となっている。</p> <p>この経営状況を踏まえると、県からの人件費等補助の合理性は一定程度あると考えられる。一方で、1,214百万円もの経常収益を計上しながら、将来に亘り県が人件費を補助し続ける必要があるのか、補助金支出の妥当性を検</p>	<p>公社の経営の改善については、継続して取り組むとともに、補助事業についても、事業に関係する法令等の推移を見ながら、適宜見直しを実施していく。</p>

<p>討することも重要である。</p> <p>よって、県は、県公社に対して経営力の強化、独立採算の検討を促すとともに、3年に1度等定期的に補助事業のあり方等を見直すことが望ましい。</p>	
改善状況:改善が不十分	
農地売買支援緊急対策事業費に係る補助事業のあり方の検討について【意見】	
<p>当該補助金は農業振興公社の人件費等を補助対象とする運営費補助である。農業振興公社の経営状況を考慮すると補助に一定の合理性が認められる。ただし、補助金の終期設定は行われず、補助金の金額も増加傾向にある。少なくとも補助金の終期設定を行い、農業振興公社の経営状況を考慮しながら補助事業を見直していくことが望ましい。また、公社等改革指針を踏まえると団体としての経営力向上と自立化を促し運営費補助を段階的に減額していくことを検討すべきである。</p>	

5. 一般財団法人宮崎県内水面振興センター(漁業管理課)

(1) 公社等概要

1) 公社等の概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	一般財団法人宮崎県内水面振興センター			
所管課	漁業管理課			
所在地	宮崎市佐土原町下那珂字圀 3992 番地 2			
設立年月日	平成6年11月1日			
出資(出えん)状況	出資総額	30,000 千円	県出資額(率)	15,000 千円(50%)
	他の出資者及び出資額	関係市町村 2,300 千円 (一社)宮崎県シラスウナギ協議会 10,600 千円 宮崎県内水面漁業協同組合連合会 100 千円 内水面漁業協同組合 2,000 千円		
職員数	役員 9 名(うち非常勤 7 名)職員 10 名(うち非常勤 0 名)			
設立目的	県内の内水面における漁業及び内水面の水産動植物に係る養殖業の振興を図るとともに、内水面の水産動植物の保護培養、環境保全等を行い、もって内水面の振興に資することを目的とする。			

主な事業内容	① 内水面における漁業及び養殖業の振興に関する事業 ② 内水面における秩序維持対策に関する事業 ③ 内水面の増養殖用種苗(うなぎ稚魚)の採捕・供給等に関する事業 ④ 内水面の水産動植物の保護培養及び環境保全に関する事業
--------	--

2) 県の財政支出、人的支援(役員・職員数を含む)の状況

・ 県の財政支出の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	摘要
委託料 (うち随契)	47,141 (47,141)	50,528 (50,528)	55,444 (55,444)	
補助金	14,940	15,200	15,300	
交付金・負担金・出資金	—	—	—	
県借入金残高	—	—	—	期末残高 は0円
県の損失補償契約等 に基づく債務残高	—	—	—	
県職員人件費(県支給分)	12,214	12,617	12,341	
その他県からの支援等	内水面振興センター経営基盤強化対策資金の借入金 30,000 千円 (R3.4.1~R4.3.31)			

・ 県有財産の無償・減額貸付

財産種別	使用目的	面積 (㎡)	規定額 (千円)	支払額 (千円)	減免額 (千円)	減免理由
行政財産	事務所、採捕 警備用器材 及び船置場	3,847	1,998	999	999	県の事務に関連のある 公益を目的とした事務に 供するため。

・役員・職員及び県の人的支援の状況

(単位:人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者
役員	常勤	2	—	2	2	—	2	2	—	2
	非常勤	7	2	—	7	2	—	7	2	—
職員	常勤	10	2	—	10	2	—	10	2	—
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3) 財務諸表の推移

・貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	24,035	8,591	11,799
固定資産	55,637	52,925	61,647
資産合計	79,672	61,516	73,446
流動負債	51,131	36,664	36,587
固定負債	2,422	2,651	1,396
負債合計	53,553	39,314	37,982
指定正味財産	30,000	30,000	30,000
一般正味財産	▲3,881	▲7,798	5,464
正味財産合計	26,119	22,202	35,464

・正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	97,420	90,217	107,700
経常費用	96,393	94,135	95,647
評価損益等	—	—	—
当期経常増減額	1,027	▲3,917	12,053
経常外収益	45	—	1,210
経常外費用	—	—	—
当期経常外増減額	45	—	1,210
当期一般正味財産増減額	1,072	▲3,917	13,263

4) 指標

・活動指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
県内産種苗に 占めるセンター 割合	センター捕獲量/ 県内産種苗量× 100(%)	30.0	16.0	30.0	16.8
県内各河川の 監視・指導回数	(回)	200	244	200	263
指標の設定に関する留意事項		—			

・財務指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
正味財産増減率	当年度正味財産/ 前年度正味財産×100(%)	100.0	85.0	100.0	159.7
令和3年度の 実績値の算式	35,464千円/22,202千円×100				
管理費比率	管理費/経常費用計× 100(%)	19.2	16.8	19.2	16.5
令和3年度の 実績値の算式	15,755千円/95,647千円×100				
指標の設定に関する留意事項		安定した収支構造の構築のため、令和元年6月に策定した第5期経営改善計画に基づき、「正味財産増減率」及び「管理費比率」を指標として設定している。			

(2) 監査対象の財政支出

【委託料】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
令和3年度河川パトロール等による新型コロナウイルス感染防止啓発事業委託業務	第5種共同漁業権が設定されている全ての河川(漁業権数:21)を対象として、啓発パンフレット、ポスター等の配布等により、遊漁者向けに新型コロナウイルス感染防止対策の周知及び普及啓発を行う。	4,477
令和3年度うなぎ資源持続的利用対策事業に関する業務	① うなぎ稚魚の流通の適正化(透明化)に資する調査等業務 ② 県が行う内水面漁業取締及び密漁防止業務に伴う補助的業務 ③ その他うなぎ資源等の適正な管理及び効果的な増殖の推進に係る業務	36,372

【補助金】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
令和3年度うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金	① 内水面における遊漁実態把握、各種規則の周知指導及び密漁・不正流通対策 ② 密漁及び不正流通監視業務の計画立案、進捗管理、情報収集及び連絡調整	15,300

【貸付金】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)	摘要
令和3年度一般財団法人宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金の貸付金	一般財団法人宮崎県内水面振興センターの経営の安定・強化に必要な運転資金	0	期末残高0円であるが年度内に30,000千円の新規貸付と償還が実施されている。

(3) 監査の結果

ア 県の指導、監督、助言等について

① 経営評価シートにおける財務指標の不備について【指摘事項】

令和3年度公社等経営評価シートにおいて、財務指標という項目がある。その中の指標名として「正味財産増減率」、算式として「当年度正味財産/前年度正味財産×100(%)」が記載されている。

しかし、当該算式は誤っておりそれに基づき設定された目標値も意味のないものとなっている。

したがって、算式については、「当年度正味財産/前年度正味財産×100(%)⁻¹」または、「当年度正味財産増減額/前年度正味財産×100(%)」に修正が必要であるとともに目標値についても見直す必要がある。

財務指標	指標名	算式	令和2年度		
	正味財産増減率	当年度正味財産/前年度正味財産 ×100(%)	目標値	実績値	達成度 (%)

イ 県の人的支援・財政支出等について

① 経営評価シートにおける人的支援について【意見】

令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程、県と公社等の関係見直し、人的支援の見直し」という項目について令和元年度及び2年度は、「役職員や組織の在り方について、県と協議しながら、引き続き検討・見直しを進める。」と記載されている。

しかし、令和3年度公社等経営評価シートの「県関与の状況、人的支援」という項目において県職員及び県退職者の実績値が記載されているが、令和2年度と令和3年度で全く変更がなく人的支援の見直しが行われているのか不明確である。

したがって、県職員及び県退職者の人的支援に関し実効性のある方針を明確にすべきである。

② 経営評価シートにおける財政支出等について【意見】

令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程、県と公社等の関係見直し、財政支出見直し、借入金の圧縮」という項目がある。そこで令和元年度については収益の一部を経営基盤強化の資金として積立に充当したことにより、また令和2年度については事業収入の減少によりいずれの年度も借入金の圧縮は実現できていない。さらに、公益法人が行う事業活動から発生した財産である一般正味財産は、直近3期間においては、マイナス残高となっている。

このような中で、内水面振興センターでは安定した収支構造の構築のため、令和元年6月に第5期経営改善計画を策定している。当該経営改善計画を確実に遂行するために、一層の経営改善努力が必要である。

ウ 公社等におけるガバナンスについて

内水面振興センターのガバナンスにつき評議員会及び理事会議事録の閲覧並びに県や内水面振興センターへのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

① 令和3年度河川パトロール等による新型コロナ感染防止啓発事業業務委託に係る随意契約理由について【意見】

県は、当該委託事業について以下の理由で内水面振興センターと一者随意契約を締結している。

以下により、業務履行に必要な能力・知識・設備を有する県内唯一の団体であるセンターと随意契約を行う。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

- 1 内水面漁業及び内水面の水産動植物に係る養殖業の振興を目的として県や市町村等からの出捐により設立された公益性、信頼性の高い団体であること。
- 2 令和元年度及び2年度において、県が行う内水面漁業取締及び密漁防止業務に伴う補助的業務等類似の業務を受託しており、豊富な業務経験、実績があること。

(出所: 県提出資料)

一者随意契約を行うには、本業務委託を実施可能な事業者は内水面振興センター以外にいないことを示す必要がある。確かに内水面振興センターは本業務委託の実施に際して、能力・知識・設備、及び豊富な業務経験、実績があることから相応しいと考えられる。しかし、内水面振興センター以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについては、特段の記載がない。結果として、随意契約を行う理由の検討が不十分であると考えられる。

よって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、内水面振興センタ

一が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。

② 令和3年度うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金に係る補助対象経費の内容の具体化について【指摘事項】

本補助事業では補助対象経費の具体的な内容は、うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金交付要綱(以下、本項では「補助金交付要綱」という。)に規定されている。補助金交付要綱によると「補助金の交付の対象となる経費は、うなぎ稚魚の池入れ及び親うなぎの採捕の制限に関する指導・監視並びに密漁・不正流通対策等のうなぎ資源の適正管理に係る全体指導に要する経費」である。この記載では、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、上記記載の事業全体に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。

よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。本補助金は実際には内水面振興センターの役職員の人件費に充てられている。したがって、人件費、法定福利費等が具体的な科目になると考えられる。

③ 令和3年度うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金に係る補助金交付要綱における消費税等の取扱いについて【指摘事項】

内水面振興センターは、補助金等の交付に関する規則第3条の規定により補助金の交付を申請するに当たって、「消費税等仕入控除税額」(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

当該補助金の交付要綱には消費税等にかかる条文が欠落していた。したがって、県は当該補助金交付要綱に消費税等にかかる条文を追加し、内水面振興センターからの実績報告において消費税等の報告を求め、仮に補助金から消費税等仕入控除税額相当額を返還すべき事項が生じた際には、補助金の返還を求める事務手続きを行うべきである。

④ 令和3年度うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金に係る補助事業のあり方等の検討について【意見】

本補助事業は、平成 8 年度から開始されており、直近の補助事業の終期は令和 5 年度とされている。内水面振興センターの経営状況は、令和 2 年度を除いて黒字化を達成しているが、令和 3 年度によりやく累積赤字(一般正味財産のマイナス)が解消されたところである。

この経営状況を踏まえると、県からの人件費等補助(運営費補助)の合理性は一定程度あると考えられる。一方で、将来にわたり県が人件費を補助し続ける必要があるのか、補助金支出の妥当性を検討することも重要である。黒字化を達成したとはいえ継続的、安定的に収益力を維持していくのは困難も予想される。

よって、県は令和 6 年度以降の補助事業実施については見直しを予定しているとのことであり、補助事業終了時には定期的に補助事業のあり方等を見直すことが望ましい。また、公社等改革指針を踏まえると団体としての経営力向上と自立化を促し運営費補助を段階的に減額していくことを検討すべきである。

⑤ 令和3年度宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金貸付金に係る貸付金の回収について【意見】

県から内水面振興センターに対する貸付金の期末残高はないが、期中において新規貸付と償還を繰り返す、いわゆるオーバーナイト(注)状態が継続している。当該金額は直近 3 年間同一である。内水面振興センターの財務状況は令和 3 年度において黒字化、累積損失解消されているものの、経営上の資金余力は脆弱であり継続的、安定的に収益力を維持していくのは困難も予想される。

一方、オーバーナイト状態は地方財政にとって望ましいものとはいえ、本来であれば長期貸付金への切り替えが望まれる。

内水面振興センターの不安定な経営状態(令和 2 年度を除いて黒字化を達成しているが、令和 3 年度によりやく累積赤字(一般正味財産のマイナス)が解消されたところ)を考慮したとしても、少なくとも貸付金額を利益額と資金余力に応じて減額する等の措置が図られるべきである。

黒字化と資金余力が生じた場合の貸付金減少額についての基準設定と黒字化した場合の貸付金減少を継続していくことが望ましい。

(注)地方公共団体から第三セクター等に対する短期貸付の中には、毎年度、反復かつ継続的に行われているが、返済は年度末までに行われているものもある。第三セクター等は地方公共団体への返済のため、一般的に年度末の日をまたいで2日間(数日間～数ヶ月間の場合もある。)のみ金融機関から資金を借り入れる。いわゆる「オーバーナイト」と呼ばれる財政運営手法である。(総務省 地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書 平成27年12月)

オ 会計処理及び資産管理等について

① 賞与引当金の計上の検討について【意見】

公益法人会計基準の運用指針の 12.財務諸表の科目(1)貸借対照表に係る科目及び取扱要領において勘定科目として「賞与引当金」が設定されている。この趣旨は、収益と費用の適切な期間対応を図り、法人運営の経営成績を適時適確に把握するためであり、賞与を支給時の費用とするのではなく、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額については当期の費用として引当計上することが求められている。

職員に支給する夏季賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、賞与引当金として引当計上することを検討されたい。

カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

① 財務状況について(平成 25 年度包括外部監査の意見)

監査の結果	講じた措置
<p>平成 25 年 3 月 31 日現在で当法人は債務超過の状況にあり、状況を改善するために、経営改善計画検討会において経営改善計画を策定し、組織の見直しや職員数の削減及び経費の節減に取り組んでいる。経営改善計画を着実に実行し、速やかに債務超過の状況を脱することが必要である。</p>	<p>第 3 期経営改善計画に則った運営を行った結果、平成 26 年度収支は黒字の見込みである。 引き続き経営改善計画の着実な実践等により、財務状況の改善を図るよう指導した。</p>
<p>改善状況:改善されている</p>	
<p>決算書を確認した結果、債務超過は解消され改善が認められた。ただし、一般正味財産のマイナス(欠損金)が継続しており、さらなる経営改善が求められる。</p>	

6. 一般社団法人宮崎県酪農公社(畜産振興課)

(1) 公社等概要

1) 公社等の概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	一般社団法人宮崎県酪農公社			
所管課	畜産振興課			
所在地	都城市御池町無番地			
設立年月日	昭和43年8月12日			
出資(出えん)状況	出資総額	160,580千円	県出資額(率)	80,000千円(49.8%)
	他の出資者及び出資額	都城市 25,170千円、宮崎県経済農業協同組合連合会(*) 55,410千円		
職員数	役員 11名(うち非常勤 10名)職員 15名(うち非常勤 0名)			
設立目的	宮崎県内における農業者の預託に係る乳用牛の保育、育成及び家畜の能力検定、乳用牛、肉用牛の育成、繁殖、肥育等を行うことにより畜産の近代化を強力に推進するとともに家畜の生産改良を促進し、もって当該地域の農業生産力の増強と農業者の経済的社会的地位の向上を図ることを目的とする。			
主な事業内容	①預託事業(農家からの乳用牛の保育、育成預託) ②乳用素牛供給事業 ③生乳生産・販売事業 ④和牛子牛生産・販売事業 ⑤自給飼料生産事業			

(*)以下「JA 宮崎経済連」という。

2) 県の財政支出、人的支援(役員・職員数を含む)の状況

・ 県の財政支出の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	摘要
委託料 (うち随契)	—	300 (300)	—	
補助金	2,769	4,794	5,069	

交付金・負担金・出資金	—	—	—	
県借入金残高	—	—	—	期末残高 は0円
県の損失補償契約等 に基づく債務残高	—	—	—	
県職員人件費(県支給分)	—	—	—	
その他県からの支援等	宮崎県酪農公社強化育成事業に係る県からの借入金 120,000千円(R3.4.1~R4.3.31)			

・県有財産の無償・減額貸付

該当なし。

・役員・職員及び県の人的支援の状況

(単位:人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者
役員	常勤	1	—	—	1	—	—	1	—	—
	非常勤	10	2	—	10	2	—	10	2	—
職員	常勤	14	—	—	17	—	—	15	—	—
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3) 財務諸表の推移

・貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	128,127	119,765	114,137
固定資産	177,144	188,424	171,044
資産合計	305,270	308,189	285,181
流動負債	379,071	382,403	366,271
固定負債	59,099	55,723	47,332
負債合計	438,170	438,125	413,602
指定正味財産	160,580	160,580	160,580

一般正味財産	▲293,479	▲290,516	▲289,001
正味財産合計	▲132,899	▲129,936	▲128,421

・正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	441,466	441,733	443,308
経常費用	429,480	434,888	438,743
評価損益等	0	0	0
当期経常増減額	11,985	6,845	4,565
経常外収益	1,084	641	759
経常外費用	4,862	4,452	3,739
当期経常外増減額	▲3,778	▲3,811	▲2,979
当期一般正味財産増減額	8,136	2,963	1,514

4) 指標

・活動指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
預託牛入牧延べ頭数	(頭)	247,050	248,635	255,500	268,113
年間生乳出荷数量	(トン)	993	1,001	868	1,020
指標の設定に関する留意事項	令和4年3月に策定した第4次経営改善計画の数値を基に目標を設定				

・財務指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
当期収支差額	当期純利益 (千円)	4,326	2,963	4,878	1,514

自己収入比率	自主事業収入 / 総支出額 ×100 (%)	100.9	95.1	101.2	95.3
管理費比率	管理費/総支 出 額 ×100 (%)	23.7	21.9	24.5	21.1
指標の設定に関する留意事項		課題は、累積欠損金の早期解消であり、令和4年3月に策定した第4次経営改善計画に基づき、当期収支差額の黒字化を指標としている			

(2) 監査対象の財政支出

【委託料】

該当なし。

【補助金】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
宮崎県酪農公社運営強化対策 事業費補助金	酪農公社施設整備に係る起債償還額 の一部助成	2,768

【貸付金】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)	摘要
宮崎県酪農公社強化 育成事業資金貸付	宮崎県酪農公社の公益的 事業を円滑に実施するた めの運営資金	期末残高 0	期末残高0円である が年度内に120,000 千円の新規貸付と 償還が実施されて いる。

(3) 監査の結果

ア 県の指導、監督、助言等について

酪農公社は公社等改革指針により特に留意を要する公社等とされている。平成 31 年 3 月に酪農公社及び県を含む関係機関を構成員とする「宮崎県酪農公社運営改善チーム」により「第三次経営改善計画(令和元年度～令和 3 年度)」を策定している。当該改善計画が確実に遂行されるように、酪農公社及び県を含む関係機関が参加する「経営実績検討会(毎月)」や関係機関を参集した「運営改善チーム会議(四半期毎)」を開催し、酪農公社の経営状況や部門毎の業務状況をフォローして計画の進捗状況や財務状況の確認を行い、経営改善を図っている。

県による指導、監督等が実施され問題となる事項はないと考えるが、継続的な改善努力が望まれる。

イ 県の人的支援・財政支出等について

酪農公社は県からの派遣職員及び退職者による人的支援はなく公社独自の経営体制が構築されている。財政支出については県からの貸付金につき検討を要する事項があると判断する(エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について参照)。

ウ 公社等におけるガバナンスについて

酪農公社のガバナンスにつき各種会議体議事録閲覧等の資料閲覧及び県や公社の関係者へのヒアリングを実施したが問題となる事項はなかった。

エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

① 宮崎県酪農公社強化育成事業資金貸付の回収について【意見】

県から酪農公社に対する貸付金の期末残高はないが、期中において新規貸付と償還を繰り返す、いわゆるオーバーナイト(注)状態が継続している。当該金額は直近 3 年間同一である。酪農公社の財務状況は債務超過であるものの、JA 宮崎経済連の経営及び資金支援により酪農公社の破綻懸念はほとんどないものと考えられる。しかし、オーバーナイト状態は地方財政にとって望ましいものとはいえず、本来であれば長期貸付金への切り替えが望まれる。

酪農公社の不安定な経営状態(令和 3 年度までの 3 年間について最終損益は黒字、令和 4 年 9 月中間期においては飼料価格高騰等により最終損益は 23,728 千円の赤字)を考慮したとしても、少なくとも貸付金額を利益額に応じて減額する等の措置が図られるべきである。

この点、県も認識しており、令和4年3月開催の令和3年度第4回酪農公社運営改善チーム会議において令和4年度の貸付は令和3年度黒字化分に基づき1,000千円減額している(令和4年9月中間期において県の貸付金残高は120,000千円から119,000千円に減少している)。ただし、貸付金額の減少額については明確な基準はなく、今後3年間は毎年の経営状況で金額を決定する(赤字であれば120,000千円の貸付)とのことである。黒字化した場合の貸付金減少額についての基準設定と黒字化した場合の貸付金減少を継続していくことが望まれる。

(注)地方公共団体から第三セクター等に対する短期貸付の中には、毎年度、反復かつ継続的に行われているが、返済は年度末までに行われているものもある。第三セクター等は地方公共団体への返済のため、一般的に年度末の日をまたいで2日間(数日間～数ヶ月間の場合もある。)のみ金融機関から資金を借り入れる。いわゆる「オーバーナイト」と呼ばれる財政運営手法である。(総務省 地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書 平成27年12月)

② 宮崎県酪農公社強化育成事業資金貸付金利子(無利子根拠)について【指摘事項】

県から酪農公社への貸付金は無利子である。酪農公社の経営支援のため無利子になっているものと思われる。しかし、予算執行同等に貸付理由の記載はあるが、無利子の根拠の記載がない。無利子の根拠を貸付理由とともに記載をすべきである。

③ 宮崎県酪農公社強化育成事業資金貸付金利子(無利子の妥当性)について【意見】

県から酪農公社への貸付金は無利子であるが、JA 宮崎経済連及び JA 宮崎信連からの貸付金は有利子となっている。両者とも経営支援的な貸付であるにもかかわらず、県のみ無利子というのは貸付金額が違うとは言え県民理解は得にくいように思える。酪農公社の経営状況を踏まえつつ利子計上につき検討を要するものとする。

なお、いかなる場合に貸付金利子を無利子にするかのルール設定も必要である。

オ 会計処理及び資産管理等について

① 情報公開について【意見】

酪農公社のホームページにおいて財務状況その他の情報開示がなされていない。県の公社等改革指針によれば、「インターネット等を活用して積極的に県民に分かりやすい情報公開に努めるものとする」とある。

県のホームページにおいては経営評価シートが開示されており大変参考になるものの、より詳細な情報を公社ホームページに示すことにより県民理解に資すると考える。

カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

① 財務諸表体系について(平成 25 年度包括外部監査の意見)

監査の結果	講じた措置				
<p>財務諸表体系中に損失処理(案)が含まれているが一般社団法人には剰余金の処分という考え方はないため損失処理(案)は不要である。</p>	<p>損失処理(案)については、公社の意向も確認した上で、改善策を今後検討していきたい。</p>				
<p>改善状況:改善されていない</p>					
<p>財務諸表体系について【指摘事項】</p>					
<p>現状の財務諸表には損失処理(案)が含まれたままとなっている。また、経理規程において剰余金処分案の作成、理事会、総会における承認が定められている。一般社団法人は、株式会社のように営利(剰余金の分配)を目的とした法人ではないため、剰余金の処分(損失金の処理)という考え方はない。そのため、経理規程を修正のうえ財務諸表を作成する際に損失処理(案)を作成する必要はないものとする。</p>					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="226 1079 1356 1128"> <p>第 12 章 計算書類</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1131 1356 1180"> <p>(剰余金処分(損失金処理))</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1182 1356 1323"> <p>第 66 条 毎事業年度の剰余金(損失金)は、剰余金処分案(損失金処理案)を作成し理事会、総会において承認を得て処分する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1326 1356 1413" style="text-align: right;"> <p>(出所:酪農公社経理規程)</p> </td> </tr> </table>		<p>第 12 章 計算書類</p>	<p>(剰余金処分(損失金処理))</p>	<p>第 66 条 毎事業年度の剰余金(損失金)は、剰余金処分案(損失金処理案)を作成し理事会、総会において承認を得て処分する。</p>	<p>(出所:酪農公社経理規程)</p>
<p>第 12 章 計算書類</p>					
<p>(剰余金処分(損失金処理))</p>					
<p>第 66 条 毎事業年度の剰余金(損失金)は、剰余金処分案(損失金処理案)を作成し理事会、総会において承認を得て処分する。</p>					
<p>(出所:酪農公社経理規程)</p>					

② 財務状況(債務超過)の改善について(平成 25 年度包括外部監査の意見)

監査の結果	講じた措置
<p>現状では債務超過状態が継続している。平成 25 年 2 月作成の中期 3 年計画書によれば平成 27 年度に単年度黒字化が予定されている。黒字化の達成と債務超過解消が望まれる。</p>	<p>平成 27 年度の単年度黒字化の達成に向け、計画が着実に実行されるよう、指導していきたい。</p>
<p>改善状況:改善が不十分</p>	
<p>財務状況(債務超過)の改善について【意見】</p>	

酪農公社は最近の3か年(令和元年度から3年度)については減益傾向にあるが、預託料値上げ等の経営努力により利益を計上している。また、平成30年度にはJA宮崎経済連の債権放棄により債務免除益42,410千円を計上している。

しかし、過去の累積赤字が大きく直近期(令和3年度)においていまだ128,421千円の債務超過となっている。令和3年3月策定の中期3か年計画書においても最終損益が約2~8百万円にとどまり、債務超過解消には20年以上も時間を要する計算になる。しかも令和4年度の間中期(9月期)には飼料価格の高騰等により約23百万円の最終赤字を計上している。酪農公社の経営は外部環境の影響を大きく受けやすく債務超過を短期間で解消するのは極めて困難と言える。

債務超過の解消は困難であるが、減価償却費を控除する前の償却前利益は直近3か年で約30百万円以上はあるとともに、JA宮崎経済連の資金面の支援(5億円の事業前受金としての借入枠設定)により資金繰り懸念は今のところないよう見える。公社等改革指針では特に留意を要する公社等として挙げられているものの、JA宮崎経済連等からの借入金を疑似資本的などらえ方をすると実質的には債務超過状態にはないとも言える。形式的には債務超過解消は望まれるところであるが、実質的な債務超過のとりえ方をする等して毎年債務超過解消を形式的に唱えているように見える経営評価シートの表現を工夫することも必要であると考えられる。

7. 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構(技術企画課)

(1) 公社等概要

1) 公社等の概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	公益財団法人宮崎県建設技術推進機構			
所管課	技術企画課			
所在地	宮崎市旭1丁目2番2号			
設立年月日	平成12年4月1日			
出資(出えん)状況	出資総額	30,000千円	県出資額(率)	20,000千円 (66.7%)
	他の出資者及び出資額	市町村 10,000千円		
職員数	役員10名(うち非常勤7名)職員17名(うち非常勤0名)			
設立目的	宮崎県及び市町村が発注する公共事業の円滑で適正な執行を支援するとともに、建設事業の技術水準の向上を図ることにより、良質な社会資本の整備を推進する。			

主な事業内容	① 積算等事業(土木建築工事の積算技術業務及び技術審査業務) ② 施工管理事業(施工体制点検業務) ③ 電算事業(県及び市町村の土木工事積算システムの運用、管理) ④ 市町村工事検査支援事業(市町村工事の完成検査支援等の補助業務) ⑤ 県内建設関係業者への研修等事業(県内建設関係業者へ公共事業に関する研修) ⑥ 資格取得支援事業(若年建設技術者等の育成を図るため、資格取得の支援事業に取り組む建設業者等を支援) ⑦ 新技術・新工法等各種情報提供事業(建設事業に関する新技術、新工法等各種情報の提供) ⑧ アセットマネジメント支援事業(県内市町村の道路施設等定期点検業務の支援) ⑨ その他(その他県及び市町村の公共工事の執行に係る支援業務)
--------	---

2) 県の財政支出、人的支援(役員・職員数を含む)の状況

・ 県の財政支出の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託料 (うち随契)	298,940 (298,940)	317,920 (317,920)	286,398 (286,398)
補助金	-	-	-
交付金・負担金・出資金	-	-	-
県借入金残高	-	-	-
県の損失補償契約等に基づく債務残高	-	-	-
県職員人件費(県支給分)	-	-	-
その他県からの支援等	-	-	-

・県有財産の無償・減額貸付

財産種別	使用目的	面積 (㎡)	規定額 (千円)	支払額 (千円)	減免額 (千円)	減免理由
行政財産	事務室、 会議室、 書庫	701.1	5,389	2,519	2,870	行政財産の目的外使用 許可算定要領の別表の 2による
行政財産	駐車場	92.2	816	408	408	行政財産の目的外使用 許可算定要領の別表の 2による

・役員・職員及び県の人的支援の状況

(単位:人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者
役員	常勤	3	1	2	3	1	2	3	1	2
	非常勤	7	-	1	7	-	1	7	-	1
職員	常勤	16	7	-	16	6	-	17	6	-
	非常勤	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3) 財務諸表の推移

・貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	392,707	591,313	595,235
固定資産	393,981	458,908	530,961
資産合計	786,688	1,050,221	1,126,196
流動負債	231,918	427,210	457,816
固定負債	21,838	27,187	28,597
負債合計	253,755	454,397	486,413
指定正味財産	30,000	30,000	30,000
一般正味財産	502,932	565,824	609,783
正味財産合計	532,932	595,824	639,783

・正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	515,287	772,644	784,508
経常費用	510,808	709,731	740,529
評価損益等	-	-	-
当期経常増減額	4,480	62,913	43,980
経常外収益	181	-	-
経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	181	-	-
当期一般正味財産増減額	4,640	62,892	43,959

4) 指標

・活動指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
積算等事業受託数	(工区)	120	178	120	128
市町村等からの 相談件数	(件)	80	70	80	87
研修延べ受講者数	(人)	1,900	966	1,900	1,536
指標の設定に関する留意事項	<p>積算等事業受託数については、機構の主要事業である積算等事業の状況を判断するための目標値設定を行ったものである。</p> <p>市町村等からの相談件数については、市町村支援の基本である技術相談業務を積極的に実施するため目標値設定を行ったものである。</p>				

・財務指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
①収支バランス	経常収益／ 経常費用× 100(%)	100.0	108.9	100.0	105.9
令和3年度の 実績値の算式	784,508千円／740,529千円×100				
②正味財産増減率	当年度正味 財産／前年 度正味財産 ×100(%)	100.0	111.8	100.0	107.4
令和3年度の 実績値の算式	639,783千円／595,824千円×100				
③市町村等からの 収入比率(自己収 入含む)	(経常収益－ 県委託料)／ 経常収益× 100(%)	50.0	58.9	50.0	63.5
令和3年度の 実績値の算式	(784,508千円－286,398千円)／784,508×100				
指標の設定に関する留意事項	<p>財務指標①(収支バランス)及び③(市町村等からの収入比率)は、公益財団法人に移行したことを受けて、根拠となる数字を正味財産増減計算書から用いた算式により評価する目標値設定にしたものである。</p> <p>財務指標②(正味財産増減率)は、経営状況を見る上での正味財産の増減を評価する目標値設定にしたものである。</p> <p>また、財務指標③については、アセットマネジメント等支援事業の増加により市町村からの収入比率が増加傾向にあることから、市町村が発注する公共事業へのさらなる支援を図るため、目標値を50%としたものである。</p>				

(2) 監査対象の財政支出

【委託料】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
建設 ICT 研修業務委託	建設 I C T に関する基礎的な知識の習得を目的とし、県・市町村職員及び建設業者等へ研修を行う業務	8,675
若年技術者等資格取得支援事業	建設業者等が負担した資格取得に要した経費について助成金を交付する業務	7,049
令和2年度交建防安第49-6-D号国道219号越野尾工区外4工区積算技術業務	工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成、積算資料の作成等を行う業務	9,284
令和2年度防安広域第8-1-E-号一ツ瀬川堤防補強工事積算技術業務	工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成、積算資料の作成等を行う業務	5,049
令和2年度防災急傾第952-C号差木野第5地区ほか5地区積算技術業務	工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成、積算資料の作成等を行う業務	7,865
公共工事品質確保強化業務	現場における施工体制の点検、営業所等における施工体制の点検、施工体制監視委員会に諮る資料の作成等、各発注機関の職員等に対する研修の企画・運営等を行う業務	42,955

【補助金】

該当なし。

【貸付金】

該当なし。

(3) 監査の結果

ア 県の指導、監督、助言等について

① 指導、監督、助言等に係る実施事項について【意見】

県は、建設技術推進機構に対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業の実施等を通じて、建設技術推進機構への指導、監督、助言等を行っているとのことである。

しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。

建設技術推進機構に対して、本監査を実施したところ、下記に示すように複数の意見が発見されたところであり、これは県から建設技術推進機構に対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により建設技術推進機構の担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。

よって、県は、建設技術推進機構に対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。

② 公社等経営評価シートにおける財務指標の達成度について【意見】

建設技術推進機構に関する公社等経営評価シートによれば、建設技術推進機構が達成すべき指標として財務指標の一つに「収支バランス」が設定されており、目標値は 100%となっている。収支バランスの、令和 2 年度の実績値は 108.9%であり、達成度は 108.9%と記載されている。すなわち、実績値が目標値を上回っていれば、達成度は 100%を超える数値となっている。

しかし、本法人は公益法人であり収支相償が望ましいという観点からは、「収支バランス」の目標値は 100%が望ましいと考えられ、達成度は 100%からの乖離状況で判断すべきである。すなわち、100%に近い数値ほど達成度は高く、100%から遠ざかるほど達成度は低くなるはずであり、例えば、目標値 100%、実績値 110%である場合は、達成度は 110%ではなく 90%($100\% - (110\% - 100\%)$)になると考えられる。

このため、現在の記載内容では、読み手をミスリードする可能性があると言わざるを得ない。

よって、県は、本法人のように公益法人において財務指標として収支バランスを設定する場合には、達成度は乖離率を算定して記載することとし、さらに達成度の考え方について留意事項を記載することで、読み手の理解を深めるように配慮することが望ましい。

イ 県の人的支援・財政支出等について

① 県職員の派遣の必要性等について【意見】

公社等改革指針では、県が公社等に対して行う人的支援について、次のとおり、「県職員の派遣については、(中略)県と緊密な連携のもと業務を推進する必要がある場合など真に必要なものに限ることとし、派遣の必要性については毎年度見直しを行う」との記載がある。

<人的支援の見直し>

(1) 人的支援の見直し

① (省略)

② 県職員の派遣については、公社等の自立化や経営責任の明確化を促進する観点から、県と緊密な連携のもと業務を推進する必要がある場合など真に必要なものに限ることとし、派遣の必要性については毎年度見直しを行う。また、派遣職員の引揚げに当たっては、公社等の自立化の状況等を勘案し計画的に行う。

なお、指定管理者に応募する公社等の常勤役員への県職員の就任は、引き続き行わない。

③ (省略)

(出所:新宮崎県公社等改革指針(平成31年4月改訂))

公社等改革指針における当該記載内容を踏まえ、建設技術推進機構に対して県職員の派遣を行う必要性や妥当性が分かる資料、県職員の派遣人数の根拠が分かる資料、毎年度見直しが行われている具体的な内容が分かる資料の閲覧を依頼し、ヒアリングを行った。

その結果、派遣人数、役職、業務内容等が記載された資料は確認できたものの、県が建設技術推進機構に対して、県職員の派遣を行う必要性や妥当性を具体的に検討した内容までの文書は確認できなかった。ただし、県によれば県職員の派遣を行う必要性や妥当性については、ヒアリング等を実施し、毎年度検討を行っているとのことである。

公社等改革指針における「毎年度見直し」の趣旨は、県職員の派遣について、派遣の必要性、派遣先における役職や派遣職員が行う業務内容の妥当性等を毎年度具体的に確かめることで、「真に必要なもの」かどうかを見極めるためと考えられる。

よって、県においては、「毎年度見直し」に当たっては、継続して同役職、同業務内容等で派遣している場合であっても具体的検討を行うとともに、説明責任や透明性を図るためにも検討結果について文書化を行うことが望ましい。

ウ 公社等におけるガバナンスについて

① 内部監査の実施の検討について【意見】

建設技術推進機構のガバナンスにつき各種会議体議事録閲覧等の資料閲覧及び県や建設技術推進機構の関係者へのヒアリングを実施した。建設技術推進機構では、理事会、評議員会等の会議体の開催や事務分掌において組織の内部統制の構築が図られているとともに、監事や県監査事務局により監査が実施されている。しかし、建設技術推進機構内では、内部監査は実施されていない。

本監査において、建設技術推進機構について明らかな内部統制上の問題点が発見されたわけではない。しかし、経常収益で7億円を超える程の事業規模であること、事業を取り巻く様々なリスクがあることを踏まえ、建設技術推進機構においては、内部監査の実施を検討することが望ましい。

エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

① 建設ICT研修業務委託に係る随意契約理由について【意見】

県は、建設ICT研修業務委託については、次を理由として、建設技術推進機構と一者随意契約を行っている。

公益財団法人宮崎県建設技術推進機構は、宮崎県や市町村が発注する公共事業の円滑で適正な執行を支援するとともに、建設事業の技術水準の向上を図ることにより、良質な社会資本の整備を推進することを目的として、宮崎県及び県内市町村の出捐により設立された公益法人であり、県の業務を熟知した技術者を有し、公共工事を施工する民間事業者等への様々な研修を独自に実施している。

本事業は県、市町村職員と一緒に民間事業者の技術者に対し、建設ICTの実践的な研修を行うことにより建設ICT活用工事への取組を促進させるものであり、同機構は、発注者と受注者両方の業務を熟知した職員が多数在籍していることから、これまでも電子入札研修や電子納品研修など民間事業者向けの研修を受託し、着実に遂行した実績を有している。このため、本事業を適正に実施できるのは、同種の研修実施実績を持つ同機構において他にない。

(出所：県提出資料)

一者随意契約を行うには、本業務委託を実施可能な事業者は建設技術推進機構以外にいないことを示す必要がある。確かに建設技術推進機構は本業務委託の実施に際して、経験やノウハウ等の面から相応しいと考えられる。しかし、建設技術推進機構以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについては、特段の記載がない。結果として、随意契約を行う理由の検討が不十分であると考えられる。

よって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、建設技術推進機構が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。

② 建設ICT研修業務委託に係る再委託について【意見】

本業務委託に係る業務委託契約書は再委託に関して次のとおり規定している。

(再委託の禁止)

第 6 条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

(出所:業務委託契約書)

一方、見積書、収支精算書等の書類を閲覧したところ、建設技術推進機構は、外部の研修講師を活用するとともに、外部業者のソフトウェアや機器類を利用して、研修を実施している。本業務に関して、外部研修講師の活用や外部業者のソフトウェアや機器類の利用が、契約上の再委託に該当するのであれば、再委託に関する県の同意が必要となる。

このため、県へ当該外部講師や外部業者の利用については委託業務の再委託に当たる可能性があるのではないか、再委託の承諾手続を実施しているかについて質問したところ、再委託に該当するかどうかの整理は行っておらず、当該承諾手続等は実施していないとのことである。

県は、外部研修講師の活用や外部業者のソフトウェアや機器類の利用が、契約上の再委託に該当するかどうかについて整理を行った上で、取扱いを文書化しておくことが望まれる。

その上で、再委託に該当するのであれば、契約書において要求されている再委託の承諾手続を行う必要があると考える。

③ 若年技術者等資格取得支援事業に係る随意契約理由について【意見】

県は、若年技術者等資格取得支援事業については、次を理由として、建設技術推進機構と一者随意契約を行っている。

建設産業若年技術者等資格取得支援事業 随意契約の理由

1事業内容

本事業は、県内建設業の将来の担い手である若年技術者等の育成を図るため、従業員の建設技術等資格取得に取り組む建設業者等への支援を行うものであり、企業が負担する資格取得に要する経費（受験料等）を一部助成するもの。

県内の建設業者は、零細な個人企業も多く、当事業の事業効果を上げるためには、単なる助成金の交付だけではなく、建設業に関する多種多様な資格について、どの資格の取得が今後の会社の成長につながり、そのためにはどのような講座を受講することが望ましいかなどの的確なアドバイスを行うことが求められる。

2 相手先の性質

公益財団法人宮崎県建設技術推進機構(以下、「機構」という。)は、建設事業の技術水準の向上を図るために設立された団体であり、技術相談や、積算支援などのほか、建設技術者等に対する建設技術の向上や公共事業の役割についての研修に関する事業等を行っている。

機構は、県の委託事業等を含むこれらの事業等を円滑に実施してきた実績を持ち、建設産業の技術や経営、資格について幅広い知見を有していることから、唯一の相応しい委託先と考えられる。

(出所: 県提出資料)

一者随意契約を行うには、本業務委託を実施可能な事業者は建設技術推進機構以外にいないことを示す必要がある。確かに建設技術推進機構は本業務委託の実施に際して、経験やノウハウ等の面から相応しいと考えられる。しかし、建設技術推進機構以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについては、特段の記載がない。結果として、随意契約を行う理由の検討が不十分であると考えられる。

よって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、建設技術推進機構が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。

④ 公共工物品質確保強化業務に係る確定額及び返還額について【意見】

公共工物品質確保強化業務の終了時には、建設技術推進機構から次のとおり、収支精算書が提出されており、業務実施に必要な支出額を上回る金額については過払金として返還がされている。令和3年度の過払金の戻入額は、2,641,171円である。

収支精算書		単位:円
1 収入の部		
項目	金額	備考
委託料 宮崎建設技術推進機構負担	41,898,000 (▲2,641,171)	(概算払い支払済額)
合計	39,256,829	
2 支出の部		
項目	金額	備考
直接人件費	18,862,391	
直接経費	3,725,585	
諸経費	13,100,051	
消費税	3,568,802	契約額消費税
合計	39,256,829	

(出所: 収支精算書)

この点について、過払金の具体的な計算方法を契約書等で把握したところ、業務終了時に県が確定した委託料を超える金額を返還する旨の規定があるのみであり、確定額や返還額の具体的な算定方法等は規定されていない。このため、県の裁量により委託料の確定額が決定される可能性を否定できず、受託業者側に不利な決定がなされるリスクが生じかねない。

よって、県は、本業務委託の終了時における確定額及び返還額について、その具体的な計算方法を規定するとともに、契約書等に盛り込むことが望ましい。

オ 会計処理及び資産管理等について

① 事業別収支状況の把握の検討について【意見】

建設技術推進機構は、積算支援事業、施工体制監視等支援事業、アセットマネジメント支援事業等様々な事業を行っている。令和元年度から令和 3 年度までの決算書を閲覧したところ、毎年度経常黒字である。

しかし、建設技術推進機構では、各事業別の収支状況は把握されていない。このため、事業毎の収支状況、すなわち、各事業に係る黒字や赤字の状況は把握されていない。仮に、特定の事業で大きく赤字であった場合は、赤字であるにもかかわらず無理に事業を行っている可能性があり、逆に特定の事業で大きく黒字であった場合は、建設技術推進機構が行う当該事業に係る価格設定等の妥当性に疑念が生じかねない。

法人運営において、事業毎に課題を認識するためには、事業毎の収支状況の把握は重要であると考えられる。

よって、建設技術推進機構においては、事業別の収支状況の把握について、検討することが望まれる。

カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

該当なし。

8. 公益財団法人宮崎県芸術文化協会(みやざき文化振興課)

(1) 公社等概要

1) 公社等の概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	公益財団法人宮崎県芸術文化協会			
所管課	みやざき文化振興課			
所在地	宮崎市宮田町3-46			
設立年月日	昭和55年10月3日			
出資(出えん)状況	出資総額	102,800千円	県出資額(率)	0千円(0%)
	他の出資者及び出資額	-		
職員数	役員16名(うち非常勤15名)職員1名(うち非常勤0名)			
設立目的	宮崎県民の芸術文化活動を奨励、援助するとともに、各種芸術文化事業を実施することにより、本県芸術文化の振興に寄与することを目的とする。			
主な事業内容	① 芸術文化団体への文化活動・公演に対する助成 ② 県民芸術祭 ③ みやざき文学賞 ④ 芸術文化賞表彰 ⑤ 会報誌の発行 ⑥ アーツカウンスルみやざきの設置			

2) 県の財政支出、人的支援(役員・職員数を含む)の状況

・ 県の財政支出の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託料 (うち随契)	17,058 (17,058)	10,448 (10,448)	10,625 (10,625)
補助金	20,819	41,194	26,550
交付金・負担金・出資金	-	-	-
県借入金残高	-	-	-
県の損失補償契約等 に基づく債務残高	-	-	-

県職員人件費(県支給分)	3,794	2,955	—
その他県からの支援等	—		

・県有財産の無償・減額貸付

財産種別	使用目的	面積 (㎡)	規定額 (千円)	支払額 (千円)	減免額 (千円)	減免理由
行政財産	事務局の 設置	(注1)	287	207	80	(注2)

(注1)14.0(土地)59.70(建物)77.8(光ケーブル)※単位はm 0.264(看板類)※表示面積

(注2)公共団体及び公共的団体その他の者において県の事務又は事業の関連のある公益を目的とした事務、事業の用に直接供するために使用するため。

・役員・職員及び県の人的支援の状況

(単位:人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者
役員	常勤	1	—	1	1	—	1	1	0	1
	非常勤	15	—	3	15	—	3	15	—	3
職員	常勤	2	1	—	2	1	—	1	—	—
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3) 財務諸表の推移

・貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	4,771	3,963	3,502
固定資産	102,800	102,800	102,800
資産合計	107,571	106,763	106,302
流動負債	1,832	167	635
固定負債	—	—	—
負債合計	1,832	167	635

指定正味財産	—	—	—
一般正味財産	105,739	106,596	105,667
正味財産合計	105,739	106,596	105,667

・正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	45,059	61,800	41,542
経常費用	46,217	60,943	42,470
評価損益等	—	—	—
当期経常増減額	▲1,157	857	▲928
経常外収益	—	—	—
経常外費用	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—
当期一般正味財産増減額	▲1,157	857	▲928

4) 指標

・活動指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
県民芸術祭の総入場者数	(人)	4,500	8,568	4,500	8,024
みやざき文学賞の応募作品数	(点)	740	838	740	830
指標の設定に関する留意事項		—			

・財務指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
自主事業比率	自主事業費/経常費用計× 100(%)	86	67.9	86	64.3
令和3年度の実績値の算式	27,320千円/42,470千円×100				

自己収入比率	補助金等を除く収入/ 経常収益計×100(%)	17.9	5.1	17.9	6.5
令和3年度の実績値の算式	2,717千円/41,542千円×100				
指標の設定に関する留意事項		早急な財務状況の改善は困難なことから、当面は緩やかな改善を目指す。			

(2) 監査対象の財政支出

【委託料】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
「アーツカウンシルみやざき」機能拡充に関する事業業務委託	① 文化芸術専門家の配置 ② その他業務の遂行に必要とされる関連業務	10,107

【補助金】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
令和3年度県民芸術祭補助金	① 第24回みやざき文学賞 ② 文化団体補助事業	8,306
令和3年度公益財団法人宮崎県芸術文化協会補助金	① 芸文協助成事業の実施 ② 各種事業の後援等 ③ 「芸術文化賞」授賞式の実施 ④ 会報「みやざき芸文協」(通巻第119、第120)の発行 ⑤ 「宮崎県文化年鑑2021」の発行 ⑥ 組織の拡大強化 ⑦ 本協会運営のための会議	8,244

【貸付金】

該当なし。

(3) 監査の結果

ア 県の指導、監督、助言等について

① 経営評価シートにおける指標の設定等について【意見】

令和3年度公社等経営評価シートにおいて、活動指標として「県民芸術祭の総入場者数」及び「みやぎき文学賞の応募作品数」、財務指標として「自主事業比率」及び「自己収入比率」があり、それぞれの指標について目標値、実績値、及び達成度が設定されている。しかし、目標値の設定について合理的な根拠がない。

本来目標値は、前年度の評価結果を受けて毎年度見直すべきものである。しかし、経営評価シートにおける令和2年度から令和4年度まで目標値が全く同じ数値となっている。また、目標値設定についての根拠資料もない。適切な目標値設定が行われていない場合、有効な評価及び管理を行うことはできない。

したがって、県は、芸術文化協会に目標値の設定の根拠資料等の提出を求めるとともにその適否を評価すべきである。

② 経営評価シートにおける財務内容の評価について【意見】

令和3年度公社等経営評価シートにおいて、財務指標として自主事業比率及び自己収入比率がある。当該自主事業比率の達成度は低く、また自己収入比率に関しては、実績値が目標値を大きく下回る達成度となっている。

しかし、当該経営評価シートの総合評価における財務内容の評価は、B判定(ほぼ良好)となっている。この評価は財務指標の達成度を適切に反映しているとは言い難いものである。さらに公社等自己評価において上記比率の改善方法等についての記載はなく、県所管部課二次評価においても、これについての指導及び監督に関する記述はない。

したがって、県所管部課二次評価において適切な評価を行うべきである。また、県から芸術文化協会への具体的な指導、監督、及び助言等を行いそれに対する芸術文化協会の措置報告を求め等々の明確なルールの作成が求められる。

イ 県の人的支援・財政支出等について

① 経営評価シートにおける県の人的支援について【意見】

令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程」という項目の中に具体的な内容として「県と公社等の関係見直し、人的支援見直し、県派遣職員の必要性の検討」という項目がある。本来であれば、当該箇所に人的支援の取組実績や今後の計画等を記載すべきであるが、令和3年度については何ら記載されていない。

計画等を検討していないのであれば検討を行ったうえで記載を行うべきであり、また検討しているのであればその結果を記載すべきである。

② 経営評価シートにおける県の財政支出の見直しについて【意見】

令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程」という項目の中に具体的な内容として「県と公社等の関係見直し、財政支出見直し、補助金支出の在り方の検討」という項目がある。当該項目等は、公社等の自主財源を強化し補助金への依存度を低くすることを目的としているように見える。当該経営評価シートにおける評価結果では「県財政への依存度がさらに高まったが、公益性の観点から妥当である」との記載である。しかし、これでは補助金への依存度を低くするという目的は達成できていないことになる。

このように経営評価シート上で矛盾が生じているように見える原因は、公社等の方向性として財政支出削減による自立化を求める公社等と県の施策に必要な事業を実施することが期待される公社等が明確に区別されていないことによるのではなかろうか。よって、この公社等の方向性を明確化したうえで経営評価シートの記載をすることが望まれる。

芸術文化協会は、現状において自主財源に乏しく県の施策に必要な事業を実施することが期待される公社等と言える。

ウ 公社等におけるガバナンスについて

芸術文化協会のガバナンスにつき評議員会及び理事会議事録の閲覧並びに県や芸術文化協会の関係者へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

① 「アーツカウンシルみやぎ」機能拡充に関する事業業務委託に係る随意契約理由について【意見】

県は、当該委託事業について以下の理由で芸術文化協会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて随意契約を締結している。

「本事業の目的を十分に達成するためには、県全域の文化活動の現状、課題等について精通し、本県の芸術文化の将来像について積極的に検討できる者が主体となることが必要であり、本事業を実施できるのは、県内で唯一の文化に関する総合的な団体である同協会以外にない。」

上記随意契約の理由は、委託先が本業務を行えることの説明にはなっているが、委託先以外が本業務を行えないことの説明はなされておらず不十分である。したがって、県は委託先以外が本業務を行えないことについて説明資料等を添付した上で検討するべきである。

② 令和3年度県民芸術祭補助金に係る各実施団体からの助成金実績報告書について【意見】

芸術文化協会は、当該補助金事業に関して関係団体に助成金を支給し事業年度末に事業実績報告書、収支決算書、対象経費の明細書及び領収書の写し等の助成金実績報告書の提出を義務付けている。その中に日付が未記入のもの、及び芸術文化協会独自の様式(様式3号)と異なるものが散見された。また、添付書類として領収書の写しが求められているが、すべての関係団体で添付されていなかった。

今後は、助成金に関する実績報告において書類の日付の記入、芸術文化協会独自の様式での記載、及び領収書の添付がなされているか考慮すべきである。

③ 補助金(令和3年度県民芸術祭補助金及び令和3年度公益財団法人宮崎県芸術文化協会補助金)に係る補助金交付要綱における消費税等の取扱いについて【指摘事項】

芸術文化協会は、補助金等の交付に関する規則第3条の規定により補助金の交付を申請するに当たって、「消費税等仕入控除税額」(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

当該補助金の交付要綱には消費税等にかかる条文が欠落していた。したがって、県は当該補助金交付要綱に消費税等にかかる条文を追加し、芸術文化協会からの実績報告において消費税等の報告を求め、仮に補助金から消費税等仕入控除税額相当額を返還すべき事項が生じた際には、補助金の返還を求める事務手続きを行うべきである。

④ 補助金(令和3年度県民芸術祭補助金及び令和3年度公益財団法人宮崎県芸術文化協会補助金)に係る補助金事業実績報告書の日付の未記載について【指摘事項】

芸術文化協会は、「令和 3 年度県民芸術祭補助金」及び「令和 3 年度公益財団法人宮崎県芸術文化協会補助金」の交付を受けており、県に補助金等の交付に関する規則(昭和 39 年宮崎県規則第 49 条)第 1 条の規定によりその実績について関係書類を添えて報告しているが、いずれの補助金事業実績報告書においても日付が未記載となっていた。これは実績報告書が未完成の状態にあることから、日付を記載するよう指導すべきである。

オ 会計処理及び資産管理等について

① 賞与引当金の計上の検討について【意見】

公益法人会計基準の運用指針の 12.財務諸表の科目(1)貸借対照表に係る科目及び取扱要領において勘定科目として「賞与引当金」が設定されている。この趣旨は、収益と費用の適切な期間対応を図り、法人運営の経営成績を適時適確に把握するためであり、賞与を支給時の費用とするのではなく、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額については当期の費用として引当計上することが求められている。

職員に支給する夏季賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、賞与引当金として引当計上することを検討されたい。

② 財務諸表の注記について【指摘事項】

芸術文化協会では、財務諸表の注記が作成されていなかった。公益法人会計基準においては財務諸表に注記すべき事項が列挙されており当該記載を求めている。また、財務諸表の注記は、利害関係者が法人の財務状況をより理解しやすくするための財務諸表の補足説明情報である。このため、財務諸表の注記が記載されていない場合、利害関係者が法人の財務状況を正しく理解できない可能性があり誤った意思決定を行う恐れがある。

したがって、財務諸表の注記を作成すべきである。

③ 会計処理規程について【指摘事項】

芸術文化協会では、公益財団法人宮崎県芸術文化協会会計処理規程を作成しているが、その規程の中で誤植等が散見された。

該当箇所を適切に修正するとともに理事会での承認を受け施行時期の記載を行うようにすべきである。

④ 情報公開推進について【意見】

令和3年度公社等経営評価シートにおいて、改革工程の内容として「情報公開推進、ホームページでの財務状況の開示の検討」がある。これについては、内閣府の公益法人インフォメーションホームページ上で財務情報を開示しているとのことである。しかし、財務情報利用者のアクセスの利便性等を考慮すると芸術文化協会独自のホームページ上でも開示すべきではないか検討されたい。

カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について
該当なし。

9. 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会(福祉保健課)

(1) 公社等概要

1) 公社等の概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会			
所管課	福祉保健課			
所在地	宮崎市原町2番22号			
設立年月日	昭和26年6月13日			
出資(出えん)状況	出資総額	194千円	県出資額(率)	0千円(0%)
	他の出資者及び出資額	-		
職員数	役員16名(うち非常勤15名)職員67名(うち非常勤38名)			
設立目的	宮崎県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。			
主な事業内容	① 参加と協働によるまちづくりの推進 ② セーフティネットの強化と権利擁護の推進 ③ 良質な福祉サービスを提供する基盤づくりの推進 ④ 災害における危機管理体制の強化 ⑤ 宮崎県社会福祉協議会の基盤強化			

2) 県の財政支出、人的支援(役員・職員数を含む)の状況

・ 県の財政支出の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託料 (うち随契)	128,606 (128,606)	118,420 (118,420)	119,472 (119,472)
補助金	439,562	164,882	315,253
交付金・負担金・出資金	-	-	-
県借入金残高	-	-	-
県の損失補償契約等 に基づく債務残高	-	-	-
県職員人件費(県支給分)	6,127	6,021	6,463
その他県からの支援等	—		

・ 県有財産の無償・減額貸付

財産種別	使用目的	面積 (㎡)	規定額 (千円)	支払額 (千円)	減免額 (千円)	減免理由
行政財産	宮崎県福祉総合センター(本館)事務室、更衣室、倉庫	(建物) 354.52	2,181	-	2,181	-
		(土地) 24				
行政財産	宮崎県福祉総合センター(人材研修館)事務室、倉庫	(建物) 473.13	3,332	-	3,332	-

・役員・職員及び県の人的支援の状況

(単位:人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者
役員	常勤	1	-	1	1	-	1	1	-	1
	非常勤	15	1	1	15	1	1	15	1	-
職員	常勤	29	1	3	27	1	2	29	1	5
	非常勤	50	-	3	46	-	3	38	-	2

3) 財務諸表の推移

・貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	1,720,425	1,536,679	1,474,857
固定資産	11,629,192	12,154,322	12,552,118
資産合計	13,349,617	13,691,001	14,026,975
流動負債	33,165	43,360	35,935
固定負債	7,829,290	8,201,621	8,419,897
負債合計	7,862,455	8,244,981	8,455,832
基本金	194	194	194
積立金等	5,063,949	4,983,934	5,110,154
次期繰越活動増減差額	423,019	461,891	460,795
純資産合計	5,487,162	5,446,019	5,571,143

・事業活動計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
サービス活動収益	514,396	470,570	454,448
サービス活動費用	588,617	472,273	491,715
サービス活動増減差額	▲74,221	▲1,703	▲37,267
サービス活動外収益	197,167	440,460	354,015
サービス活動外費用	173,784	417,090	330,401
サービス活動外増減差額	23,383	23,370	23,614

経常増減差額	▲50,838	21,667	▲13,653
特別収益	294,121	32,912	244,702
特別費用	293,955	32,883	189,903
特別増減差額	166	29	54,799
当期活動増減差額	▲50,672	21,696	41,146
前期繰越活動増減差額	426,373	423,019	461,891
次期繰越活動増減差額	423,019	461,891	460,795

4) 指標

・活動指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
①地域福祉コーディネータースキルアップ研修会参加者	(人)	50	95	50	86
②宮崎ねんりんピック交流大会参加者(選手数)	(人)	3,500	0	3,500	1,084
③福祉人材センターにおける就職者数	(人)	175	160	160	137
指標の設定に関する留意事項		<p>① 地域福祉コーディネーターは、第3期県地域福祉支援計画により目標とされていた761名の養成が終了し、現在、養成修了者を対象として連絡会議やスキルアップ研修を開催し、地域課題解決に向けてのリーダー的存在として、その活動強化を支援している。</p> <p>② 多くの参加者を得ることにより、高齢者の健康づくり・交流活動の一層の広がりや活性化が図られ、社会参加活動が促進される。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により秋以降に延期し、大会を実施した(スポーツ交流大会10種目)。</p> <p>③ 福祉・介護サービスに従事しようとしている方への就業を援助する。また同時に県内事業所の従事者確保の支援も行う。</p>			

・財務指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
自己収入比率	自己収入関連額 ／当期支出合計 額×100(%)	13	18.4	13	15.1
令和3年度の 実績値の算式	(276,095千円+70,498千円+43,566千円)／2,582,986千円×100				
管理費支出	管理費／(当期 支出合計+次期 繰越収支差額) ×100(%)	7	7.2	7	6.9
令和3年度の 実績値の算式	338,842千円／(2,582,986千円+1,454,018千円)×100				
指標の設定に関する留意事項	—				

(2) 監査対象の財政支出

【委託料】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
宮崎県福祉人材センター 運営事業業務委託契約	福祉人材無料職業紹介事業、社会福祉事 業等従事者の確保に関する説明会等の実 施を行う福祉人材センターの運営委託	35,910
宮崎県高齢者権利擁護支 援センター運営の業務委 託契約	高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用 等権利擁護について支援を行う高齢者権利 擁護支援センターの運営委託	23,602
介護ロボット体験・普及促 進業務委託契約	介護ロボット及び福祉用具の展示、介護ロボ ット等の貸出し等を行う業務委託	3,729

【補助金】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
元気に活躍する明るい長寿社会づくり支援事業費補助金	長寿社会推進センターが取り組む事業及び職員7名分の人件費への補助、ねんりんピック、全国短歌大会、介護の担い手体験事業、シニア活動団体向けの研修会の開催等に対する補助	27,609
福祉活動指導員等設置費補助金	宮崎県社会福祉協議会の福祉活動指導員及び事務職員に係る人件費の一部を助成するもの。	36,997

【貸付金】

該当なし。

(3) 監査の結果

ア 県の指導、監督、助言等について

① 指導、監督、助言等に係る実施事項について【意見】

県は、県社協に対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業や補助事業に係る事業の実施等を通じて、県社協への指導、監督、助言等を行っているとのことである。

しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。

県社協に対して、本監査を実施したところ、下記に示すように複数の指摘や意見が発見されたところであり、これは県から県社協に対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により県社協の担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。

よって、県は、県社協に対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。

② 公社等経営評価シートにおける指標の選定理由等について【指摘事項】

県社協に関する公社等経営評価シートによれば、県社協が達成すべき指標として活動指標と財務指標が設定されており、その具体的内容は、(1) 公社等概要に記載のとおりである。

これら公社等経営評価シートに記載の各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠が分かる決裁文書を依頼したところ、県社協が作成している「第 5 次宮崎県社会福祉協議会活動推進計画【中間見直し計画】」において同様の指標に関する記載があるとともに、代表的な指標を選定したとのことであるが、具体的な選定理由や設定根拠を明示した決裁文書の提出はなかった。

公社等経営評価シートは、公社等改革の進捗状況や経営状況について、毎年度、点検・評価を行うことにより改革の着実な推進を図るために作成されているものであり、県のホームページにも公表されていることから重要性は高いと考えられる。このような公社等経営評価シートに記載される各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠を明示した決裁文書がないことには、選定された指標及び指標の目標値について妥当性や合理性が判断できない。結果として、形式的に指標が選定され、又は指標の目標値が設定されているとも考えられる。

よって、県は、公社等経営評価シートに記載の各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠を明確化し、決裁文書として保存すべきである。

イ 県の人的支援・財政支出等について

① 県職員の派遣の必要性等について【意見】

公社等改革指針では、県が公社等に対して行う人的支援について、次のとおり、「県職員の派遣については、(中略) 県と緊密な連携のもと業務を推進する必要がある場合など真に必要なものに限ることとし、派遣の必要性については毎年度見直しを行う」との記載がある。

< 人的支援の見直し >

(1) 人的支援の見直し

① (省略)

② 県職員の派遣については、公社等の自立化や経営責任の明確化を促進する観点から、県と緊密な連携のもと業務を推進する必要がある場合など真に必要なものに限ることとし、派遣の必要性については毎年度見直しを行う。また、派遣職員の引揚げに当たっては、公社等の自立化の状況等を勘案し計画的に行う。

なお、指定管理者に応募する公社等の常勤役員への県職員の就任は、引き続き行わない。

③ (省略)

(出所:新宮崎県公社等改革指針(平成 31 年 4 月改訂))

公社等改革指針における当該記載内容を踏まえ、県社協に対して県職員の派遣を行う必要性や妥当性が分かる資料、県職員の派遣人数の根拠が分かる資料、毎年度見直しが行われている具体的な内容が分かる資料の閲覧を依頼し、ヒアリングを行った。

その結果、派遣人数、役職、業務内容等が記載された資料は確認できたものの、県が県社協に対して、県職員の派遣を行う必要性や妥当性を具体的に検討した内容までの文書は確認できなかった。ただし、県によれば県職員の派遣を行う必要性や妥当性については、毎年度検討を行っているとのことである。

公社等改革指針における「毎年度見直し」の趣旨は、県職員の派遣について、派遣の必要性、派遣先における役職や派遣職員が行う業務内容の妥当性等を毎年度具体的に確かめることで、「真に必要なもの」かどうかを見極めるためと考えられる。

よって、県においては、「毎年度見直し」に当たっては、継続して同役職、同業務内容等で派遣している場合であっても具体的検討を行うとともに、説明責任や透明性を図るためにも検討結果について文書化を行うことが望ましい。

ウ 公社等におけるガバナンスについて

県社協のガバナンスにつき各種会議体議事録閲覧等の資料閲覧及び県や県社協の関係者へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

① 宮崎県福祉人材センター運営事業業務委託に係る収支決算書と法人決算書の整合性確認について【意見】

宮崎県福祉人材センター運営事業業務委託について、当該事業の終了時に収支決算書が県社協から提出されている。また、県社協は法人決算書において福祉人材センター事業拠点区分の資金収支計算書を作成している。

この委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の内容を比較したところ、収入及び支出の合計額は互いに一致していたが、消耗品費、印刷製本費等の内訳項目の金額が不一致であった。

委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認しているか県へ質問したところ、当該整合性については確認していないとのことである。ただし、内訳項目の金額が不一致である内容を確認したところ、収支の内訳に係る計上区分が異なっていたが、明らかな誤りは発見されなかった。

委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認していないことは、当該二つの計算書類が計算誤り等によって不整合だった場合に発見できないことにつながりかねない。

よって、県は、委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認を行うことが望ましい。

② 介護ロボット体験・普及促進業務委託に係る随意契約理由について【意見】

県は、介護ロボット体験・普及促進業務委託については、次を理由として、県社協と一者随意契約を行っている。

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会と随意契約する理由

当事業は、介護施設への介護ロボットの普及促進を図ることを目的とし、介護ロボットの効果的な活用方法や導入事例、導入効果を介護施設に紹介するため、県福祉総合センター1階の福祉用具展示スペースにおいて、介護ロボットを体験できるよう展示・運営を行うものである。

宮崎県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、平成22年度から高齢者総合支援センターの業務において、福祉用具の展示等を行っており、経験の蓄積がある。

また、例年、（一社）日本福祉用具供給協会宮崎ブロック等と共催で福祉機器展を実施する等、展示業務に関する高いノウハウを独自に蓄積しているとともに、介護ロボットや福祉用具に関する関係機関と連携を密に取っている団体である。

さらに、県社協は社会福祉法人や市町村社協、老人福祉施設等のサービスなどの情報共有等関係機関の相互間のネットワークを全県域規模で有する団体でもある。

以上のようなことから、この契約の目的を果たすことができる者は県社協以外になく、契約の目的が競争入札に適しないものと考えられるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号により、随意契約とする。

（出所：県提出資料）

一者随意契約を行うには、本業務委託を実施可能な事業者は県社協以外にいないことを示す必要がある。確かに県社協は本業務委託の実施に際して、経験やノウハウ等の面から相応しいと考えられる。しかし、県社協以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについては、特段の記載がない。結果として、随意契約を行う理由の検討が不十分であると考えられる。

よって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、県社協が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。

③ 介護ロボット体験・普及促進業務委託に係る収支決算書と法人決算書の整合性確認について【意見】

介護ロボット体験・普及促進業務委託について、当該事業の終了時に収支決算書が県社協から提出されている。また、県社協は法人決算書において介護ロボット体験・普及促進事業拠点区分の資金収支計算書を作成している。

この委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の内容を比較したところ、収入及び支出の合計額は互いに一致していたが、需用費、役務費等の内訳項目の金額が不一致であった。

委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認しているか県へ質問したところ、当該整合性については確認していないとのことである。ただし、内訳項目の金額が不一致である内容を確認したところ、収支の内訳に係る計上区分が異なっていたが、明らかな誤りは発見されなかった。

委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認していないことは、当該二つの計算書類が計算誤り等によって不整合だった場合に発見できないことにつながりかねない。

よって、県は、委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認を行うことが望ましい。

④ 福祉活動指導員等設置費補助金の位置づけの明確化等について【意見】

本補助金における補助対象経費及び補助額は次のとおりであり、人件費に対する補助である。

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助額
人件費	毎年度知事が定める補助基準額	福祉活動指導員及び事務職員を設置するために必要な次に掲げる経費 職員給与及び諸手当（県社協の職員の給与に関する規定に定めるところにより支給した額）、社会保険事業主負担金	第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額と比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る収入額（寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額以内の額とする。

（出所：県社協福祉活動指導員及び事務職員設置費補助金交付要綱）

補助対象となる福祉活動指導員及び事務職員の県社協における部署及び職員を質問したところ、補助金交付要綱上、具体的な対象部署及び職員が定められている訳ではないとのこ

とである。令和3年度の本補助金に係る事業実績報告によれば、補助対象となる人件費は総務や企画など管理部門における人件費が計上されている。これらの内容を踏まえると、本補助金は、事実上、県社協に対する運営費補助であると考えられる。

一方で、県の公社等改革指針によれば、「運営費に対する補助は廃止・縮小を図る」とされている。この点、所管課へ質問したところ、県社協にとって必要不可欠な補助と考えており、廃止や縮小は考えていないとのことである。

また、本補助金の精算書によれば、県社協が積算した対象経費支出済額は41,971千円であるが、県の補助金額は36,997千円である。

以上から本補助金については、次のような課題があると考えられる。

- ・ 本補助金は事実上の運営費補助と考えられるが、公社等改革指針の方向性と異なっており、本補助金の存在意義に問題が生じかねない。
- ・ 補助対象となる福祉活動指導員及び事務職員の県社協における部署及び職員が具体的に定められていないため、補助対象経費の算定方法も不明瞭なものとなっている。
- ・ 補助金額は、県社協が積算した対象経費支出済額より少ない金額が交付されており、本補助金を通して真に必要な金額が県社協へ補助されているのか判断できない。

県社協は、財政基盤が弱く、本補助金のように県として一定の補助を行うべきことは理解できる。よって、県は、次の内容を実施することが望ましい。

- ・ 県社協に対する運営費補助の重要性を踏まえ、公社等改革指針に記載の運営費補助に係る方針の例外として明確に位置付けること。
- ・ 補助対象となる部署や具体的な職員の定義を明確化し、補助対象経費の算定方法を明瞭化すること。
- ・ 本補助金に係る補助目的、及び算定される補助対象経費を踏まえ、社会福祉指導員及び事務職員設置に係る経費について、真に必要な補助金額を交付すること。

⑤ 元気に活躍する明るい長寿社会づくり支援事業費補助金に係る事業実績書と法人決算書の整合性確認について【意見】

元気に活躍する明るい長寿社会づくり支援事業費補助金について、当該事業の終了時に事業実績書が県社協から提出されている。また、県社協は法人決算書において元気に活躍する明るい長寿社会づくり支援事業拠点区分の資金収支計算書を作成している。

この補助事業の事業実績書と拠点区分の資金収支計算書の内容を比較したところ、収入及び支出の合計額は互いに一致していたが、需用費、役務費等の内訳項目の金額が不一致であった。

補助事業の事業実績書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認しているか県へ質問したところ、当該整合性については確認していないとのことである。ただし、内訳項目の金額が不一致である内容を確認したところ、収支の内訳に係る計上区分が異なっていたが、明らかな誤りは発見されなかった。

補助事業の事業実績書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認していないことは、当該二つの計算書類が計算誤り等によって不整合だった場合に発見できないことにつながりかねない。

よって、県は、補助事業の事業実績書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認を行うことが望ましい。

オ 会計処理及び資産管理等について

県社協の会計処理及び資産管理等につき各種会計帳簿等の資料閲覧及び県や県社協の関係者へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

該当なし。

10. 公益財団法人宮崎県産業振興機構(企業振興課)

(1) 公社等概要

1) 公社等の概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	公益財団法人宮崎県産業振興機構			
所管課	企業振興課			
所在地	宮崎市佐土原町東上那珂字長谷水16500番地2			
設立年月日	昭和59年1月17日			
出資(出えん)状況	出資総額	115,000 千円	県出資額(率)	14,000 千円 (12.2%)
	他の出資者及び出資額		宮崎市	1,500 千円
			清武町ほか5町	1,500 千円
			民間企業48者	82,500 千円
			商工団体等5者	500 千円
			自己財源	15,000 千円
職員数	役員9名(うち非常勤6名)職員17名(うち非常勤0名)			

設立目的	県内中小企業における、経営基盤強化、経営の革新、技術の高度化及び新事業の創出並びに関係組織・機関との連携の推進等に資する事業を行うことにより、本県産業の振興を図るとともに、活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。
主な事業内容	①経営課題等に対する相談、助言に関する事業 ②新事業の創出、新分野への進出等に対する助成に関する事業 ③経営基盤強化に資する取引振興、設備導入等に関する事業 ④産業振興に資する情報の収集、分析及び提供に関する事業 ⑤産業振興に資する人材の育成に関する事業 ⑥産業振興の基盤づくりに資する人的、技術的ネットワークの強化及び高度化等に関する事業 ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2) 県の財政支出、人的支援(役員・職員数を含む)の状況

・ 県の財政支出の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託料 (うち随契)	87,600 (87,600)	83,071 (83,071)	82,905 (82,905)
補助金	235,908	811,744	444,110
交付金・負担金・出資金	—	—	—
県借入金残高	345,882	261,350	214,593
県の損失補償契約等 に基づく債務残高	295,756	232,967	210,147
県職員人件費(県支給分)	53,238	58,208	57,727
その他県からの支援等	事務所スペースについては、県から無償貸し付けを受けている (工業技術センター内)。		

・県有財産の無償・減額貸付

財産種別	使用目的	面積 (㎡)	規定額 (千円)	支払額 (千円)	減免額 (千円)	減免理由
行政財産	事務室・ 相談室	546.68	4,071	—	全額	工業技術センターとの連携により、同センターの機能が向上するとともに、県産業の振興に資するため。

・役員・職員及び県の人的支援の状況

(単位:人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者
役員	常勤	3	—	3	3	—	3	3	—	3
	非常勤	6	1	3	4	1	1	6	1	3
職員	常勤	17	10	2	18	11	3	17	11	2
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3) 財務諸表の推移

・貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	693,855	697,712	628,780
固定資産	406,431	347,079	321,853
資産合計	1,100,286	1,044,791	950,633
流動負債	209,559	251,026	211,467
固定負債	366,382	285,985	244,661
負債合計	575,942	537,011	456,128
指定正味財産	143,831	129,446	114,396
一般正味財産	380,514	378,334	380,108
正味財産合計	524,345	507,780	494,505

・正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	529,853	1,086,227	681,007
経常費用	559,230	1,088,407	679,262
評価損益等	—	—	—
当期経常増減額	▲29,377	▲2,181	1,745
経常外収益	—	—	30
経常外費用	2,314	—	—
当期経常外増減額	▲2,314	—	30
当期一般正味財産増減額	▲31,691	▲2,181	1,775

4) 指標

・活動指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
①相談件数	(件)	8,000	7,651	8,000	11,553
②取引あっせん、紹介件数	(件)	660	262	300	398
③産学官共同研究開発等の支援 事業による支援企業数	(件)	8	8	8	9
指標の設定に関する留意事項	②については、コロナ禍における前年度実績を踏まえ、目標値の見直しを行った。				

・財務指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
自己収益額	基本財産運用益＋自己収益＋自主事業収益(千円)	17,000	18,872	18,000	18,254
令和3年度の実績値の算式	1千円＋18,253千円＋0千円				
流動比率	流動資産／流動負債×100 (%)	120	278	120	297

令和3年度の実績値の算式	628,780 千円 / 211,467 千円 × 100
指標の設定に関する留意事項	自己収益額目標値 = (過去3年の自己収益額実績値の平均) × 101% ※1%は自己収益額の増加努力値

(2) 監査対象の財政支出

【委託料】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
フードビジネス推進基盤強化事業	フードビジネスの総合相談窓口として「みやざきフードビジネス相談ステーション」を設置し、フードビジネスに取り組む事業者の迅速な課題解決等を支援し、円滑な事業拡大等につなげる。	43,798
トータルコーディネーターによる販路開拓等サポート事業	食品製造業者の収益向上による処遇改善を目指し、経営指導や商品の付加価値向上、販路等について総合的に支援する伴走型コーディネーターを配置し、効果的な支援に取り組む。 また、取引拡大のためのビジネス情報の集約化やビジネスマッチング等の販路開拓にも取り組む。	7,626

【補助金】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
みやざき農商工連携支援事業補助金	中小企業者と農林漁業者等が連携して行う新商品開発や既存商品の改良の取り組みを支援する	3,214
環境イノベーション支援事業費補助金	産学官共同で行う可能性調査や技術開発の支援、研究テーマの掘り起こしと企業ニーズ・研究シーズのマッチングを目的としたマッチング会の開催、展示会や商談会を通じた研究成果発表・製品の販売促進を支援	16,364
公益財団法人宮崎県産業振興機構創業支援等事業費補助金	県派遣職員等の人件費補助、機構の管理運営の業務管理補助	85,726

【貸付金】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金	小規模事業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入資金の貸付を行う。	期末残高 356,513
宮崎県小規模事業者等設備導入資金貸付金	小規模事業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入資金の貸付を行う。	期末残高 28,420

(3) 監査の結果

ア 県の指導、監督、助言等について

① 公社等経営評価シートにおける財務指標について【意見】

県は公社等経営評価シートにおいて財務指標の目標値、実績値、及び達成度を計算している。県は産業振興機構の財務指標として自己収益額を指標としている。自己収益額は、基本財産運用益と自己収益及び自主事業収益の合計額としている。しかし、自己収益額には指定正味財産から一般正味財産に振り替えた受取補助金も含めている。自己収益額に受取補助金を含めてしまえば、自主財源確保の指標としてふさわしくない。したがって、県は自己収益額を財務指標とするのであれば、指定正味財産から振り替えられた受取補助金を含めるべきではない。

イ 県の人的支援・財政支出等について

① 委託事業等と運営費補助金について【意見】

令和3年度公社等経営評価シート財政支出の見直しの中で、国や県などの委託事業等の積極的な獲得に努めるという記載がある。しかし、産業振興機構の受託事業は県からの受託事業が大半で、受託事業収入は事業支出額を超えて獲得することはできない。このような実費精算の受託事業が可能であるのは、産業振興機構は公益財団法人宮崎県産業振興機構創業支援等事業費補助金という所謂運営費補助金による管理費補填があるためであると考えられる。県は産業振興機構の自主財源確保による自立を考えるのであれば、委託事業の獲得のみではなく委託事業と運営費補助金の在り方を一体的に捉えたうえで自主事業の確保や運営費補助金の段階的縮小について考慮すべきだと考える。

ウ 公社等におけるガバナンスについて

産業振興機構のガバナンスにつき各種資料閲覧及び県や産業振興機構関係者へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

① フードビジネス推進基盤強化事業に係るフードコーディネーターに対する再委託について

【指摘事項】

当該事業に係る業務委託契約書には再委託を禁止する旨が記載されている。業務遂行に際して、産業振興機構は外部の者と準委任契約を結び、フードコーディネート業務を実施している。しかし産業振興機構は、県から再委託に関する承諾を得ていなかった。したがって産業振興機構はフードコーディネートに対する準委任契約は再委託契約であることを認識し、県から再委託契約に関する承諾を得るべきである。

② フードビジネス推進基盤強化事業に係る収支精算書の誤りについて【指摘事項】

産業振興機構は委託業務の委託料を契約額限度内で実費を請求することになっている。そのため産業振興機構は委託期間に係る収支精算書を県に提出して委託料を受け取っている。令和3年度に係る収支精算書を確認したところ、産業振興機構は消費税非課税である公用車任意保険料を課税仕入れと認識し、需用費に含まれる試食品や日刊新聞の課税仕入れに適用される軽減税率を適用せずに収支精算書を作成していた。県は産業振興機構が適切に課税取引を認識したうえで収支精算書を作成しているか確認すべきである。

③ トータルコーディネーターによる販路開拓等サポート事業に係るトータルコーディネーターに対する再委託について【指摘事項】

当該事業に係る業務委託契約書には再委託を禁止する旨が記載されている。業務遂行に際して、産業振興機構は外部の者と準委任契約を結び、トータルコーディネート業務を実施している。しかし産業振興機構は、県から再委託に関する承諾を得ていなかった。したがって産業振興機構はトータルコーディネーターに対する準委任契約は再委託契約であることを認識し、県から再委託契約に関する承諾を得るべきである。

④ 公益財団法人宮崎県産業振興機構創業支援等事業費補助金に係る補助対象経費の具体化について【指摘事項】

県は産業振興機構が行う創業支援等事業に対して補助金を支出しており、補助対象経費は次の表に掲げる経費とされていた。

創業支援等事業	内容	補助対象経費
1. 地域資源活用等促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県内中小企業者の新規創業、新分野進出を支援するための支援体制の確立及び支援策の充実 ・専門家派遣、個人企業家やベンチャー企業等の事業計画の周知等により、中小企業の地域資源等を活用した新事業展開への取組を支援 	左記事業の管理運営に要する経費 (人件費、消耗品費、燃料費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、修繕費、手数料、使用料及び賃借料、謝金委託料、負担金等)
2. 情報化支援活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの管理・運営 	
3. 研修及び指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会、講習会の開催等による人材育成 ・地域企業への技術交流 ・特許・科学技術の普及 	
4. その他創業支援等に資する事業		

(出所:公益財団法人宮崎県産業振興機構創業支援等事業費補助金交付要綱別表)

令和3年度収支決算書を確認したところ、例えば広告宣伝費、備品費、保険料、租税公課、委託費のように上記補助対象経費に含まれていない全ての法人会計の管理費が補助対象経費とされていた。また、法人会計の管理費には非常勤理事の報酬も含まれていた。補助対象経費には「等」が付けられ、尚且つ各種事業とは直接関係性がない非常勤理事報酬まで対象経費とされている状況からすれば、当該補助金の対象そのものが曖昧になっている。したがって県は、補助金と事業との関係性及び対象となる経費の範囲をより具体化すべきである。

⑤ 公益財団法人宮崎県産業振興機構創業支援等事業費補助金に係る職員残業手当の検討について【意見】

産業振興機構は当該補助金内訳として職員時間外勤務手当を積算している。実績報告におい

ては実際に支払われた時間外勤務手当で精算されている。県は時間外勤務手当を見込み額で把握しており、具体的な時間外勤務内容まで把握していなかった。時間外勤務手当については、職員等の働き方改革にも繋がる重要なデータである。更に、産業振興機構の働き方が効率化した際には、運営費補助金の削減につながる可能性もある。したがって、県は予定されている時間外勤務業務及び実際の時間外勤務業務を把握するとともに比較検討し、産業振興機構の事務効率の向上に資するべきである。

⑥ 宮崎県小規模事業者等設備導入資金貸付金に係る繰り上げ返済について【意見】

令和3年度末において当該貸付金を利用した小規模事業者等への設備資金貸付金は全額回収されていた。ただし、県と産業振興機構との貸付契約の返済期日は令和4年5月31日となっており、その貸付金残高は令和4年3月31日末において28,420千円あった。既に小規模事業者への新規貸付実行が実施されないことは確実であったので、県は速やかに産業振興機構から当該無利息貸付金を繰り上げ返済させることが県民負担を最も少なくする手段になったのではないかと思料する。

⑦ みやざき農商工連携支援事業補助金に係る事業化等状況報告について【意見】

産業振興機構は当該補助金を活用して商品開発等を行った事業者に対して、実績報告後5年間は事業化等状況報告書の提出を求めている。事業化等状況報告書には事業化の有無、総収入金額、総支出額、及び収益額を記載するよう求めている。報告書に書かれたデータを産業振興機構がどう生かしているのか具体的な資料は見受けられなかった。産業振興機構は当該報告書を事業者全体で一律に考えるのではなく、今後の支援事業に繋がる報告内容及び具体策を補助対象事業者ごとに工夫すべきある。

⑧ みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金に係る貸倒申請書について【意見】

産業振興機構が事業者に貸し付けた資金が貸し倒れた際には、県に貸倒申請書を提出する。貸倒申請書は県が作成していた様式に産業振興機構が入力する形で報告されるものであるが、貸倒処理を厳格に処理する観点から、貸倒申請書は様式化し、貸倒申請にあたる判断を適切に行うためのチェックリストの作成も必要であると考えます。

オ 会計処理及び資産管理等について

① 宮崎県小規模事業者等設備導入資金貸付金に係る会計処理誤りについて【意見】

産業振興機構の令和3年度貸借対照表内訳表において、宮崎県小規模事業者等設備導入資金貸付事業に係る正味財産期末残高が5,825,181円あったが、その内、県に返還すべき5,359,230円が含まれていた。産業振興機構は県に対する債務が既に確定していることから、令和3年度決算において未払金処理すべきであったと判断する。

② みやざき小規模事業者等設備導入資金貸付金に係る会計処理誤りについて【意見】

産業振興機構の令和3年度貸借対照表内訳表において、みやざき小規模事業者等設備導入資金貸付事業に係る正味財産期末残高が240,158円あったが、その内、県に返還すべき240,000円が含まれていた。産業振興機構は県に対する債務が既に確定していることから、令和3年度決算において未払金処理すべきであったと判断する。

カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

⑤ 貸倒引当金について(平成25年度包括外部監査の指摘事項)

監査の結果	講じた措置
貸倒実績率に基づいて算定している貸倒引当金の対象となる債権に将来発生すると見込まれる債権が含まれている。貸倒引当金は債権残高のうち回収不能見込額を計上するものであり、計上されていない債権を対象とすべきでない。算定方法の改善が必要である。	貸倒引当金については、平成25年度決算から会計監査人の助言に基づき、貸借対照表上の資産(債権)のみを対象に算定している。
改善状況:改善されている	
産業振興機構の決算書を確認した結果、改善が認められた。	

⑥ 未収収益について(平成25年度包括外部監査の意見)

監査の結果	講じた措置
保有する利付商工債の未収利息について、会計上利息計上しているものがあつた。重要性のある金額ではないが、未収利息を計上している債券もあり、一貫した会計処理が望まれる。	平成25年度決算から、全ての債権において未収利息を計上し、一貫した会計処理を行った。
改善状況:改善されている	
産業振興機構の決算書を確認した結果、改善が認められた。	

11. 公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター(オールみやざき営業課)

(1) 公社等概要

1) 公社等の概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター			
所管課	オールみやざき営業課			
所在地	宮崎市宮田町1番6号			
設立年月日	平成10年4月1日			
出資(出えん)状況	出資総額	0千円	県出資額(率)	0千円(0%)
	他の出資者及び出資額	-		
職員数	役員18名(うち非常勤17名)職員11名(うち非常勤0名)			
設立目的	宮崎県産品の国内外への宣伝及び紹介、品質の向上、販路開拓及び需要拡大を図るとともに、貿易の振興と県内産業の国際化に関する事業を行い、もって宮崎県の経済発展に寄与することを目的とする。			
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県産品の宣伝及び紹介、販路拡大及び取引斡旋、商品開発及び品質の向上、研修・相談、情報の収集及び提供に関する事業 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業 			

2) 県の財政支出、人的支援(役員・職員数を含む)の状況

・ 県の財政支出の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託料 (うち随契)	124,957 (124,957)	221,103 (221,103)	156,150 (156,150)
補助金	-	1,000	2,000
交付金・負担金・出資金	740	700	660
県借入金残高	-	-	-
県の損失補償契約等 に基づく債務残高	-	-	-
県職員人件費(県支給分)	38,486	26,417	26,238
その他県からの支援等	-		

・県有財産の無償・減額貸付

財産種別	使用目的	面積 (㎡)	規定額 (千円)	支払額 (千円)	減免額 (千円)	減免理由
行政財産	事務局 の設置	226.81	936	-	936	県の事務に関連のある 公益を目的とした事務 に供するため。

・役員・職員及び県の人的支援の状況

(単位:人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		合計	うち 県職員	うち 県 退職者	合計	うち 県職員	うち 県 退職者	合計	うち 県職員	うち 県 退職者
役員	常勤	1	1	-	1	-	1	1	-	1
	非常勤	17	-	-	17	-	-	17	-	-
職員	常勤	10	6	1	9	5	1	11	5	1
	非常勤	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3) 財務諸表の推移

・貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	104,537	130,813	115,199
固定資産	18,945	18,008	35,097
資産合計	123,482	148,821	150,296
流動負債	43,391	60,561	55,284
固定負債	18,240	17,646	34,736
負債合計	61,631	78,207	90,020
指定正味財産	-	-	-
一般正味財産	61,852	70,613	60,276
正味財産合計	61,852	70,613	60,276

・正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	289,649	365,627	284,809
経常費用	314,796	356,845	295,126
評価損益等	-	-	-
当期経常増減額	▲25,147	8,782	▲10,317
経常外収益	-	-	-
経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	▲25,168	8,761	▲10,337

4) 指標

・活動指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
アンテナショップの売上	(千円)	500,000	404,369	500,000	422,438
県外開催商談会での 成約件数	(件)	100	95	100	68
県内輸出業者数	(社)	100	109	100	116
指標の設定に関する留意事項		—			

・財務指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
自主財源比率	自主財源／総収 入額×100(%)	53.6	37.9	41.7	44.5
令和3年度の 実績値の算式	126,660千円／284,810千円×100(%)				
管理費比率	管理費／総支出 額×100(%)	1.5	1.3	1.8	1.8

令和 3 年度の実績値の算式	5,297 千円 / 295,126 千円 × 100 (%)				
人件費比率	総人件費 / 総支出額 × 100 (%)	50.8	40.4	47.5	49.4
令和 3 年度の実績値の算式	145,854 千円 / 295,126 千円 × 100 (%)				
指標の設定に関する留意事項	—				

(2) 監査対象の財政支出

【委託料】

名称	内容	令和 3 年度金額 (単位:千円)
県産品販路拡大・魅力発信強化事業	みやざき物産館 KONNE 及び新宿みやざき館 KONNE の運営、物産展の開催、展示商談会出展及びバイヤーとの商談、企業連携等により、県産品の販路拡大等を行う。	16,057
県産品振興指導事業	(1)県産品振興指導費 (2)行幸啓に係る県産品販売を行う。	19,389
みやざき海外拠点運営強化事業	香港に海外交流駐在員を配置し、貿易・投資等に関する情報収集活動、県物産振興のPR等を行う。	16,113
みやざき輸出対応力強化推進事業	海外の量販店やレストランにおける本県産品のPRプロモーションに係る業務を行う。	32,706

【補助金】

名称	内容	令和 3 年度金額 (単位:千円)
新しい生活様式に対応した物産展開催支援事業補助金	県内事業者等が県内で県産品を取り扱う物産展を開催する際に要する経費を助成する。1物産展あたり上限 100 万円(定額)、一補助事業者につき、可能申請回数5回	2,000

【貸付金】

該当なし。

(3) 監査の結果

ア 県の指導、監督、助言等について

① 指導、監督、助言等に係る実施事項について【意見】

県は、物産貿易振興センターに対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業や補助事業に係る事業の実施等を通じて、物産貿易振興センターへの指導、監督、助言等を行っているとのことである。

しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。

物産貿易振興センターに対して、本監査を実施したところ、下記に示すように複数の指摘や意見が発見されたところであり、これは県から物産貿易振興センターに対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により物産貿易振興センターの担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。

よって、県は、物産貿易振興センターに対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。

② 公社等経営評価シートにおける指標の選定理由等について【指摘事項】

物産貿易振興センターに関する公社等経営評価シートによれば、物産貿易振興センターが達成すべき指標として活動指標と財務指標が設定されており、その具体的内容は、(1) 公社等概要に記載のとおりである。

これら公社等経営評価シートに記載の各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠が分かる決裁文書を依頼したところ、具体的な選定理由や設定根拠を明示した決裁文書の提出は無かった。

公社等経営評価シートは、公社等改革の進捗状況や経営状況について、毎年度、点検・評価を行うことにより改革の着実な推進を図るために作成されているものであり、県のホームページにも公表されていることから重要性は高いと考えられる。このような公社等経営評価シートに記載される各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠を明示した決裁文書がないことには、選定された指標及び指標の目標値について妥当性や合理性が判断できない。結果として、形式的に指標が選定され、又は指標の目標値が設定されているとも考えられる。

よって、県は、公社等経営評価シートに記載の各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠を明確化し、決裁文書として保存すべきである。

イ 県の人的支援・財政支出等について

① 県職員の派遣の必要性等について【意見】

公社等改革指針では、県が公社等に対して行う人的支援について、次のとおり、「県職員の派遣については、(中略)県と緊密な連携のもと業務を推進する必要がある場合など真に必要なものに限ることとし、派遣の必要性については毎年度見直しを行う。」との記載がある。

<人的支援の見直し>

(1) 人的支援の見直し

① (省略)

② 県職員の派遣については、公社等の自立化や経営責任の明確化を促進する観点から、県と緊密な連携のもと業務を推進する必要がある場合など真に必要なものに限ることとし、派遣の必要性については毎年度見直しを行う。また、派遣職員の引揚げに当たっては、公社等の自立化の状況等を勘案し計画的に行う。

なお、指定管理者に応募する公社等の常勤役員への県職員の就任は、引き続き行わない。

③ (省略)

(出所:新宮崎県公社等改革指針(平成31年4月改訂))

公社等改革指針における当該記載内容を踏まえ、物産貿易振興センターに対して県職員の派遣を行う必要性や妥当性が分かる資料、県職員の派遣人数の根拠が分かる資料、毎年度見直しが行われている具体的な内容が分かる資料の閲覧を依頼し、ヒアリングを行った。

その結果、派遣人数、役職、業務内容等が記載された資料、並びに、役職や業務の変更等特定事情がある場合における県職員の派遣を行う必要性や妥当性が記載された資料は確認できた。

しかし、継続して同役職及び同業務内容で派遣している場合には、県職員の派遣を行う必要性や妥当性については部分的な記載しかなく、全ての職員について具体的に検討した内容までの文書は確認できなかった。ただし、県によれば県職員の派遣を行う必要性や妥当性については、毎年度検討を行っているとのことである。

公社等改革指針における「毎年度見直し」の趣旨は、県職員の派遣について、派遣の必要性、派遣先における役職や派遣職員が行う業務内容の妥当性等を毎年度具体的に確かめることで、「真に必要なもの」かどうかを見極めるためと考えられる。

よって、県においては、「毎年度見直し」に当たっては、継続して同役職、同業務内容等で派遣している場合であっても具体的検討を行うとともに、説明責任や透明性を図るためにも検討結果について文書化を行うことが望ましい。

ウ 公社等におけるガバナンスについて

① 中期経営計画の策定の検討について【意見】

物産貿易振興センターは、宮崎県産品の宣伝及び紹介、販路拡大及び取引斡旋、商品開発及び品質の向上、研修・相談、情報の収集及び提供に関する事業を行っており、東京や海外においても事業を行う等、県の経済発展に寄与する重要な団体であると考えられる。

このような団体であるが、経営に係る中期経営の内容を質問したところ、当該中期経営計画等は策定していないとのことであった。

団体の中期的な経営方針を定め、具体的な計画を策定することは、当該団体の道しるべともいべきものであり、将来の3年から5年を見据えた中期経営計画の策定の重要性は高いと考えられる。

よって、物産貿易振興センターにおいては、中期経営計画の策定を検討することが望ましい。

② 監事監査の実効性の強化について【意見】

物産貿易振興センターでは、決算書等の作成及び税務申告について、特定の会計事務所に会計顧問業務を委託している。しかし、当該会計事務所の代表者は物産貿易振興センターの監事も兼ねている。

すなわち、会計顧問業務の実施者と監事が同一であることになるが、この場合、監事は自身が作成した決算書や税務申告書に対して監査を行うこととなり、事実上、自己監査となってしまう可能性を否定できず、監査の実効性に疑念が生じかねない。

よって、物産貿易振興センターにおいては、監事監査の実効性を強化するため、会計顧問業務の受託者と監事を明確に分けることが望ましい。

③ 内部監査の実施の検討について【意見】

物産貿易振興センターのガバナンスにつき各種会議体議事録閲覧等の資料閲覧及び県や物産貿易振興センターの関係者へのヒアリングを実施した。物産貿易振興センターでは、理事会、評議員会等の会議体の開催や事務分掌において組織の内部統制の構築が図られているとともに、監事や県監査事務局により監査が実施されている。しかし、物産貿易振興センター内では、内部監査は実施されていない。

本監査において、物産貿易振興センターについて、「中期経営計画の策定の検討について」及び「監事監査の実効性の強化について」の問題点が発見された。また、経常収益で約 3 億円程度の事業規模であること、東京や海外でも事業を実施していること等、事業を取り巻く様々なリスクがある。

よって、物産貿易振興センターにおいては、内部監査の実施を検討することが望ましい。

エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

① 県産品販路拡大・魅力発信強化事業及び県産品振興指導事業に係る事業別委託額の明確化について【指摘事項】

県は物産貿易振興センターに対して行う業務委託のうち、「1 県産品販路拡大・魅力発信強化事業」「2 県産品需要回復促進事業」「3 県産品振興事業」及び「4 みやざき観光情報お届け事業」の 4 つの事業について、すべてを取り纏めの上、一本の業務委託として契約手続を行っている。合計の契約金額は、52,917,000 円である。

また、県は令和 3 年物産振興業務処理要領を次のとおり定めており、当該要領に基づき業務が実施されている。

令和 3 年物産振興業務処理要領

県が公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター(以下「センター」という。)に委託する令和 3 年度物産振興業務については、以下のとおり実施するものとする。

1 県産品販路拡大・魅力発信強化事業

みやざき物産館 KONNE 及び新宿みやざき館 KONNE (以下これらを「アンテナショップ」という。)の運営、物産展の開催、展示商談会出展及びバイヤーとの商談、企業連携等により、県産品の定番・定着化に向けた販路拡大に取り組むほか、県内企業・県産品の体制強化を図る。

2 県産品需要回復促進事業

新宿みやざき館 KONNE を核とし、大都市圏を中心に、旬の県産品を PR するイベントや物産展等を開催し、魅力ある県産品の販売促進を図る。

3 県産品振興事業

(1) 県産品振興指導費

(2) 行幸啓に係る県産品販売

4 みやざき観光情報お届け事業

新宿みやざき館 KONNE に観光相談員を配置し、観光相談体制(外国人観光客含む。)の充実を図る。

なお、1 の各号に掲げた各事業の事業費については、基本的に別途定める委託費積算内訳に沿って執行すること。

また、1 から 4 の各事業費については、その他の事業費への流用をしないこととする。

(出所:令和 3 年物産振興業務処理要領)

当該業務処理要領によれば、各事業の事業費は別途定める委託費積算内訳に沿って執行する旨が定められているが、別途定める委託費積算内訳は契約書には添付されておらず、また覚書等が取り交わされている訳でもない。

事業別の委託費積算内訳は、事業毎の財源額を示すもので重要な情報であることから、委託者と受託者の双方合意の上で決定すべきである。すなわち、事業別の委託費積算内訳が契約書に添付等されていないことは、実質的に事業執行時に沿うべきルールが一部欠如していることになり、業務執行の妥当性にも影響しかねない。

よって、県は、委託費積算内訳について契約書等に添付し、事業別の委託費を明確化すべきである。

② 県産品販路拡大・魅力発信強化事業に係る再委託について【指摘事項】

本業務委託に係る業務委託契約書には再委託に関して次のとおり規定している。

(再委託の禁止)

第 6 条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

(出所：業務委託契約書)

一方、収支決算書等の書類を閲覧したところ、支出経費の区分に委託費が計上されており、機器等の保守や売上金回収業務が再委託されている。これは、契約上の再委託に該当するため、再委託に関する県の同意が必要となる。

このため、県へ再委託の承諾手続を実施しているかについて質問したところ、再委託に該当するか把握しておらず、当該承諾手続等は実施していないとのことである。

よって、県は、契約書において要求されている再委託の承諾手続を行う必要がある。

③ 県産品振興指導事業の具体的な業務内容について【指摘事項】

県産品振興指導事業について、前述の令和 3 年物産振興業務処理要領によれば、「県産品振興指導費」との記載はあるものの、より具体的かつ詳細な委託内容を記載した仕様書等の書類は作成されていない。

当該事業の内容を把握したところ、県産品の販路拡大支援事業実施のための事務局職員人件費に充てられている。しかし、事業実績報告には事務局職員の出勤状況が分かる資料が添付されているものの、当該事業で具体的にどのような業務を実施したのかを明確かつ詳細に記載した報告書は提出されていない。

以上を踏まえると、業務委託であるにもかかわらず業務内容は仕様書等で明確化されていないだけでなく、実績報告においても業務内容は報告されておらず、業務委託の内容は極めて杜撰であると言わざるを得ない。

また、その支出対象は事務局人件費であり、物産貿易振興センターの運営経費に充てられている。このことを踏まえると、本事業は業務委託であるが、実質的には事務局人件費に対する補助事業のように見える。

以上から、県は、支出対象は事務局人件費であることを踏まえ、まずは、本事業について業務委託として実施すべきか、補助事業として実施すべきかを再考し、整理すべきである。

その上で、業務委託が適するのであれば仕様書等を明確化するとともに適切な実績報告を物産貿易振興センターへ求める必要がある。また、補助事業が適するのであれば人件費補助としての必要性を見極めた上で、補助事業としての運営方法へ改める必要がある。

④ みやざき海外拠点運営強化事業及びみやざき輸出対応力強化推進事業に係る事業別委託額の明確化について【指摘事項】

県は物産貿易振興センターに対して行う業務委託のうち、「1 みやざき海外拠点運営強化事業」「2 みやざき輸出対応力強化推進事業」「3 世界市場で稼ぐ！輸出強化事業」及び「4 みやざき観光誘客再生事業」の4つの事業について、すべてを取り纏めの上、一本の業務委託として契約手続を行っている。合計の契約金額は、59,498,000円である。

また、県は令和3年度輸出・インバウンド振興業務処理要領を次のとおり定めており、当該要領に基づき業務が実施されている。

令和3年度輸出・インバウンド振興業務処理要領

県が公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター(以下「センター」という。)に委託する令和3年度輸出 インバウンド振興業務については、以下のとおり実施するものとする。

1 みやざき海外拠点運営強化事業

(1) 香港事務所の運営に係る業務

わが国の経済のグローバル化が急速に進展する中で、県内企業の海外展開を支援するために、香港に海外交流駐在員を配置し、貿易・投資等に関する情報収集活動等を行うとともに、本県物産振興のためのPR等を行う。

2 みやざき輸出対応力強化推進事業

(1) 県産品のプロモーションに係る業務

(ア) 海外の量販店やレストランにおける本県産品の PR プロモーション

(香港、台湾、シンガポール、北米 EU 等)

(イ) その他本事業の実施に当たり必要な業務

3 世界市場で稼ぐ！輸出強化事業

(省略)

4 みやざき観光誘客再生事業

(省略)

(出所：令和3年度輸出・インバウンド振興業務処理要領)

契約書や当該業務処理要領等には、各事業の委託費の積算内訳は規定されていないが、業務終了時の実行経費一覧表を閲覧したところ、各事業の委託費の内訳が記載されている。

事業別の委託費積算内訳は、事業毎の財源額を示すもので重要な情報であることから、委託者と受託者の双方合意の上で決定すべきである。すなわち、事業別の委託費積算内訳が契約書に添付等されていないことは、実質的に事業執行時に沿うべきルールが一部欠如していることになり、業務執行の妥当性にも影響しかねない。

よって、県は、委託費積算内訳について契約書等に添付し、事業別の委託費を明確化すべきである。

⑤ みやざき海外拠点運営強化事業及びみやざき輸出対応力強化推進事業に係る再委託について【指摘事項】

本業務委託に係る業務委託契約書には再委託に関して次のとおり規定している。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

(出所：業務委託契約書)

一方、実行経費一覧表等の書類を閲覧したところ、支出経費の区分に委託費が計上されており、イベント運営、清掃等の様々な業務が再委託されている。これは、契約上の再委託に該当するため、再委託に関する県の同意が必要となる。

このため、県へ再委託の承諾手続を実施しているかについて質問したところ、再委託に該当するか把握しておらず、当該承諾手続等は実施していないとのことである。

よって、県は、契約書において要求されている再委託の承諾手続を行う必要がある。

⑥ みやざき輸出対応力強化推進事業の具体的な業務内容について【指摘事項】

みやざき輸出対応力強化推進事業について、前述の令和 3 年度輸出・インバウンド振興業務処理要領によれば、「(1) 県産品のプロモーションに係る業務」といった記載はあるものの、より具体的かつ詳細な委託内容を記載した仕様書等の書類は作成されていない。

当該事業の内容を事業実績書で把握したところ、「①宮崎・鹿児島フェア@NOJO の実施、②香港ブックフェア 2021『お菓子博』における県産品の販売、③『Genting Dream Japan Festival』における焼酎 PR」等様々な事業が実施されている。しかし、契約時点における令和 3 年度輸出・インバウンド振興業務処理要領や仕様書において具体的な業務内容の記載がないことから、事業実績書の事業内容が本業務委託で実施すべき必要十分な事業であるのか判断できない。

よって、県は、みやざき輸出対応力強化推進事業について、処理要領や仕様書において契約時点で、より具体的かつ詳細な業務内容を定めるべきである。

オ 会計処理及び資産管理等について

① 共通事業に係る赤字額の解消に向けた検討について【意見】

物産貿易振興センターの経営状況は、(1) 公社等概要の正味財産増減計算書に記載のとおり、令和 2 年度の収支差額は若干の黒字が計上されているものの、概ね毎期の収支差額は赤字が継続している状況にある。この点、県では、「公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターの在り方検討委員会」を設置し、平成 31 年 3 月に最終報告を同委員会から答申を受け、当該最終報告を参考にしながら、県と物産貿易振興センターと協力しながら経営改善に取り組んでいる。

令和 3 年度における事業別の正味財産増減計算書は次のとおりである。物産貿易振興センターでは、アンテナショップ運営の他、様々な事業を実施しているが、次表ではアンテナショップ運営以外の事業を「その他の事業」として纏めている。この「その他の事業」の多くは県からの委託事業であるため当該事業からは原則として赤字は発生しないと考えられる。よって、経営改善で着目すべきは、「アンテナショップ機能強化事業」と「共通事業」ということになる。

(単位:円)

科目名		アンテナショップ 機能強化事業	その他の事業	共通事業	事業費合計
収入	収入計	157,291,803	114,437,203	7,762,845	279,491,851
支出	人件費 計	84,142,517	50,542,159	9,998,920	144,683,596
	事業費 計	78,304,992	61,369,759	5,470,667	145,145,418
	支出計	162,447,509	111,911,918	15,469,587	289,829,014
収支差額		▲5,155,706	2,525,285	▲7,706,742	▲10,337,163

(出所:「令和 3 年度決算書【事業別】」を基に監査人作成)

「アンテナショップ機能強化事業」は、「公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターの在り方検討委員会」の最終報告でも積極的に述べられているところであり、種々の施策が現在取り組まれている。新型コロナウイルス感染症の影響もあるため、近年は厳しい経営状況にあるものの令和3年度実績では約▲5百万円の収支差額である。

次に「共通事業」であるが、これは管理部門の人件費等物産貿易振興センターの運営に係る共通経費が計上されている。このため、共通事業は必ず毎期赤字となる。しかし、この共通事業の赤字については、「公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターの在り方検討委員会」の最終報告では直接的には触れられていない。令和3年度の実績では約▲8百万円の収支差額である。

よって、県及び物産貿易振興センターは、法人の経営改善に係る取り組みにおいては、共通事業の赤字額解消も併せて検討することが望ましい。

具体的には、共通事業は管理部門の人件費等共通経費であり、その共通経費はそもそもその他全ての事業が負担すべきであると考えられる。このため、物産貿易振興センターが県と種々の業務委託契約を行う場合は、県へ提出する見積書には当該共通経費見合いの金額を含めて算定することが望ましい。また、県は物産貿易振興センターに業務委託を行う際は、予算編成の時点で当該共通経費見合いの金額を適切に見積もり、編成することが望ましい。

② 賞与引当金の計上の検討について【意見】

物産貿易振興センターの決算書を閲覧したところ、貸借対照表に賞与引当金が計上されていない。物産貿易振興センターの職員には期末勤勉手当が支給されていることから、賞与引当金の計上が必要と考えられる。この点、同センターへ質問したところ、今まで検討したことがないとのことである。

よって、物産貿易振興センターにおいては、期末勤勉手当を支給している実態を踏まえ、賞与引当金の計上について検討することが望ましい。

カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

該当なし。

12. 宮崎県土地改良事業団体連合会(農村整備課)

(1) 公社等概要

1) 公社等の概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	宮崎県土地改良事業団体連合会			
所管課	農村整備課			
所在地	宮崎市柳丸町388-14			
設立年月日	昭和33年4月25日			
出資(出えん)状況	出資総額	0千円	県出資額(率)	0千円(0%)
	他の出資者及び出資額	-		
職員数	役員18名(うち非常勤17名)職員66名(うち非常勤0名)			
設立目的	土地改良事業を行うものである会員(市町村、土地改良区及び土地改良区連合)の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的とする。			
主な事業内容	①会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助 ②土地改良事業に関する教育及び情報の提供 ③土地改良事業に関する調査及び研究 ④国又は県の行う土地改良事業に対する協力 ⑤農地の集団化の指導奨励及びその目的を達成するために必要な事業			

2) 県の財政支出、人的支援(役員・職員数を含む)の状況

・ 県の財政支出の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託料 (うち随契)	567,024 (567,024)	699,697 (699,697)	681,687 (681,687)
補助金	38,932	38,282	20,362
交付金・負担金・出資金	46,500	40,500	45,300
県借入金残高	-	-	-
県の損失補償契約等 に基づく債務残高	-	-	-

県職員人件費(県支給分)	17,357	17,324	17,189
その他県からの支援等	—		

・県有財産の無償・減額貸付

該当なし。

・役員・職員及び県の人的支援の状況

(単位:人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		合計	うち 県職員	うち 県 退職者	合計	うち 県職員	うち 県 退職者	合計	うち 県職員	うち 県 退職者
役員	常勤	1	—	1	1	—	1	1	—	1
	非常勤	17	1	1	17	1	1	17	1	1
職員	常勤	66	3	—	65	3	—	66	3	—
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3) 財務諸表の推移

・貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	826,109	971,115	1,035,366
固定資産	3,234,282	3,389,276	3,418,883
資産合計	4,060,391	4,360,390	4,454,249
流動負債	197,769	205,219	194,830
固定負債	296,317	304,041	291,741
負債合計	494,086	509,260	486,571
指定正味財産	—	—	—
一般正味財産	3,566,305	3,851,130	3,967,677
正味財産合計	3,566,305	3,851,130	3,967,677

・正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	1,184,238	1,354,357	1,206,688
経常費用	1,103,306	1,070,206	1,090,147
評価損益等	—	—	—
当期経常増減額	80,931	284,151	116,542
経常外収益	—	674	6
経常外費用	42	—	—
当期経常外増減額	▲42	674	6
当期一般正味財産増減額	80,890	284,825	116,547

4) 指標

・活動指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
部課金等 積算システム 契約件数	年間契約件数(件)	370	376	319	316
設計契約件数	年間契約件数(件)	110	166	100	134
換地契約件数	年間契約件数(件)	50	35	57	42
指標の設定に関する留意事項		—			

・財務指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
収支比率	事業費/事業収益×100(%)	65	49.6	65	59.8
令和3年度の 実績値の書式	548,427千円/916,721千円×100(%)				
人件費率	人件費/経常費用計×100(%)	50	55.7	50	57
令和3年度の 実績値の算式	621,778千円/1,090,147千円×100(%)				

県補助金等比率	(県委託料+県補助金+県交付金)／経常費用計×100(%)	40	72.9	40	68.6
令和3年度の実績値の算式	(681,687千円+20,362千円+45,300千円)／1,090,147×100(%)				
指標の設定に関する留意事項	—				

(2) 監査対象の財政支出

【委託料】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
令和2年度畑地区 総合整備事業(担手支援)	入佐1-1期地区A工区現場技術委託業務	19,745
令和2年度畑地区 総合整備事業(担手育成)	白鳥1期地区C工区積算参考資料作成委託業務	6,655
令和3年度農業農村整備 実施計画策定事業	高千穂郷地区A工区実施計画策定委託業務	25,300
令和3年度機能保全計画 策定事業	中部地区A工区機能診断委託業務	14,080
将来の農業を担う人材 育成事業委託業務	中山間ふるさと水と土保全基金事業委託業務	2,951,300

【補助金】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
強い農業を支える農業水利施設保全管理支援事業	施設管理データベースシステムのデータ整理、施設管理者への指導・助言、システムの管理	1,500

【貸付金】

該当なし。

(3) 監査の結果

ア 県の指導、監督、助言等について

① 公社等経営評価シートにおける財務指標について【意見】

県は公社等経営評価シートにおいて財務指標の目標値、実績値、及び達成度を計算している。また総合評価では財務内容をAからD判定までのランクで評価している。県は土改連の財務指標として健全性に関する指標を入れていない。したがって、総合評価における財務内容評価をBとした根拠となる指標としては不十分と考えられる。県は財務指標の中に例えば流動性比率や固定比率を入れ、土改連の財務健全性を評価したうえで総合評価における財務内容を評価すべきである。

イ 県の人的支援・財政支出等について

土改連に対する県の人的支援・財政支出等につき各種資料閲覧及び県や土改連関係者へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

ウ 公社等におけるガバナンスについて

土改連のガバナンスにつき各種資料閲覧及び県や土改連関係者へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

① 将来の農業を担う人材育成事業委託業務に係る田管理の再委託について【指摘事項】

当該委託業務においては以下のとおりの仕様書が定められている。

令和3年度将来の農業を担う人材育成事業 委託業務特記仕様書

1 目的

農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るためには、地域住民活動を推進する人材の育成が必要である。本事業を通じて児童が農地や

土地改良施設の役割を学ぶことで、それらの施設を保全する必要性を啓発・普及し、人材育成の一つの契機となることを目的とする。

2 対象

宮崎県内の小学生

3 業務内容

(1) 施設見学会(対象; 県内小学校7校)

・ダムや頭首工等の農業用施設の役割、農業用水の重要性、更には維持保全の必要性等の理解促進を図るため、現地見学会を行う。

(2) 農業体験学習(対象; 県内小学校11校)

① 田植え体験: 田んぼや水に触れることで、農地、土地改良施設に興味を持たせ、米作りに土地改良施設が必要不可欠であることの理解を促す。

② 稲刈り体験: 農業用水による稲の生長を確認するとともに、食に関心をもつことで食料自給率などへの一層の理解を深める。

農業体験学習において、土改連は体験学習を行う田所有農家に対して支払う田管理全面委託費用を、体験学習を行う小学校を介して支払っていた。当該田全面作業は再委託であると判断するが、土改連は県から再委託に関する承諾を得ていなかった。

したがって、土改連は田管理全面委託について業務委託契約書第 6 条に基づき県から再委託に関する承諾を得るべきである。

乙(土改連)は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲(県)の書面による承諾を得たときには、この限りではない。

(出所:業務委託契約書第6条)

オ 会計処理及び資産管理等について

土改連の会計処理及び資産管理等につき各種資料閲覧及び県や土改連関係者へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

- ⑦ 土地改良施設維持管理適正化事業補助金に係る交付要綱への様式の添付について(令和2年度包括外部監査の意見)

監査の結果	講じた措置
<p>土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付要綱第7条は、補助金等の交付に関する規則第11条の規定による報告につき、補助事業遂行状況報告書により当該年度の1月20日までにを行うものとするとしている。</p> <p>しかし、同交付要綱には、補助事業遂行状況報告書の様式が何ら示されていない。そこで、同報告書の様式を交付要綱の末尾に添付しておくことが望ましい。</p>	<p>同交付要綱第7条の規定に基づく補助事業遂行状況報告書の様式は、補助金等の交付に関する規則別記様式第3号(第11条関係)を使用しているが、報告の具体的な内容を記載する添付書類について参考様式の作成を行った。</p>
改善状況:改善されている	
県が作成した報告の具体的な内容を記載する添付書類について参考様式を確認した結果、改善が認められた。	

⑧ 宮崎県単独土地改良事業補助金に係る補助事業者の要件について(令和2年度包括外部監査の指摘事項)

監査の結果	講じた措置
<p>宮崎県単独土地改良事業補助金交付要綱には、補助事業者の要件の定めがない。</p> <p>しかし、補助金交付要綱は、補助金の交付先として公益法人である宮崎県単独土地改良事業補助金を含めている。</p> <p>そうであれば、補助事業者の要件として、県税に未納がないこと、事業を実施する主体の構成員等が暴力団もしくは暴力団員でないこと又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しないことを課すべきである。</p> <p>したがって、交付要綱に補助事業者の要件の定めを設けるべきである。</p>	<p>令和3年4月1日付で同要綱の一部改正を行い、第2条(補助対象者)として補助事業者の要件を追記した。</p> <p>また、県単独事業の補助金申請に関するマニュアルを作成し、関係市町村等に対して改正内容と補助金申請事務に関する説明会(県担当者説明会(6月23日)、市町村説明会)を開催し、周知徹底した。</p>
改善状況:改善されている	
同要綱の確認及び令和3年6月23日に開催された令和3年度農村整備担当所管事業担当者会議資料を確認した結果、改善が認められた。	

13. 公益社団法人宮崎県畜産協会(畜産振興課)

(1) 公社等概要

1) 公社等の概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	公益社団法人宮崎県畜産協会			
所管課	畜産振興課			
所在地	宮崎市広島1丁目13番10号			
設立年月日	昭和31年2月22日			
出資(出えん)状況	出資総額	857,946千円	県出資額(率)	182,858千円 (21.3%)
	他の出資者及び出資額	JA宮崎経済連 212,380千円等		
職員数	役員27名(うち非常勤26名)職員29名(うち非常勤0名)			
設立目的	農業者等の畜産経営の安定・発展、家畜衛生の向上並びに家畜の円滑な流通等に貢献し、もって畜産の振興と消費者への畜産物の安定供給に寄与する。			
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 畜産農家に対する経営・生産技術等に係る指導助言(コンサルタント)及び家畜・機械導入等の生産振興対策 ② 肉用牛農家及び酪農家の生産技術に関して、データベース化による経営改善指導事業 ③ 畜産物価格安定事業に係る肉用子牛、肥育牛、豚の生産者積立金の基金造成及び管理業務 ④ 豚の登録業務及び良質堆肥生産・流通等に係る家畜排せつ物適正処理指導業務 ⑤ 家畜衛生、畜産物の生産衛生に関する指導、獣医師確保事業 ⑥ 家畜の伝染性疾患の予防措置に関する指導、予防接種の実施 ⑦ 家畜防疫互助基金の普及及び基金造成業務 			

2) 県の財政支出、人的支援(役員・職員数を含む)の状況

・ 県の財政支出の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託料 (うち随契)	44,057 (44,057)	39,419 (39,419)	43,412 (43,412)
補助金	159,131	461,880	341,666
交付金・負担金・出資金	—	—	—
県借入金残高	—	—	—
県の損失補償契約等 に基づく債務残高	—	—	—
県職員人件費(県支給分)	18,650	18,164	12,570
その他県からの支援等	—	—	—

・ 県有財産の無償・減額貸付

財産種別	使用目的	面積 (㎡)	規定額 (千円)	支払額 (千円)	減免額 (千円)	減免理由
行政財産	公益社団法人宮崎県畜産協会 衛生指導部支所事務室	1.3	—	—	—	(注)

(注) 県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務・事業の用に供するために使用するものであるため、財産に関する条例第7条において準用する第5条第1号を適用し、使用料を免除する。

・ 役員・職員及び県の人的支援の状況

(単位:人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者
役員	常勤	1	—	1	1	—	1	1	—	1
	非常勤	26	1	2	16	1	2	26	1	1
職員	常勤	27	3	—	28	3	—	29	2	2
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3) 財務諸表の推移

・貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	730,350	366,344	328,157
固定資産	4,226,491	3,267,921	3,715,258
資産合計	4,956,841	3,634,265	4,043,415
流動負債	277,767	222,525	173,545
固定負債	943,783	945,027	954,526
負債合計	1,221,550	1,167,552	1,128,072
指定正味財産	3,075,234	1,786,153	2,221,122
一般正味財産	660,058	680,560	694,220
正味財産合計	3,735,292	2,466,713	2,915,343

・正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	1,373,163	8,825,230	1,877,394
経常費用	1,366,655	8,805,186	1,863,733
評価損益等	—	—	—
当期経常増減額	6,508	20,043	13,661
経常外収益	8,549,801	394,229	252,581
経常外費用	8,552,324	393,771	252,581
当期経常外増減額	▲2,523	458	—
当期一般正味財産増減額	3,985	20,501	13,661

4) 指標

・活動指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
生産・経営指導、データベース支援農家数	経営分析システムによる 分析実施農家数(件)	850	1,028	850	850

契約肉用牛 登録頭数	肥育経営安定対策 登録頭数(頭)	61,000	64,425	61,000	61,000
契約子牛個体 登録頭数	子牛生産者補給金 個体登録頭数(頭)	70,000	69,414	70,000	70,000
指標の設定に関する留意事項		—			

・財務指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
自己収入比率	(基本財産運用益+ 自己収入+自主事業収入)/ 当期支出合計×100(%)	20.0	4.1	20.0	20.0
令和3年度の実 績値の算式	(0千円+10,290千円+357,666千円)/1,863,733千円×100(%)				
人件費比率	人件費/(当期支出合計+ 次期繰越収支差額)×100(%)	8.0	1.6	8.0	8.0
令和3年度の 実績値の算式	149,483千円/(1,863,733千円+13,661千円)×100(%)				
借入金依存比率	(短期借入金+長期借入金) /負債及び正味財産合計× 100(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
令和3年度の 実績値の算式	(0千円+0千円)/4,043,416千円×100(%)				
指標の設定に関する留意事項		—			

(2) 監査対象の財政支出

【委託料】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
令和3年度畜産コンサル 体制強化支援事業 業務委託	① 畜産経営技術の総合支援指導 ② データベースを活用した畜産経営支援 ③ 畜産経営関係の情報のデータベース化	27,740

令和3年度みやぎの家畜防疫強靱化事業業務委託	① 家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づく報告の周知及び取りまとめ ② 毎月20日の「県内一斉消毒の日」の取組状況の把握と周知	10,800
------------------------	---	--------

【補助金】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)	摘要
令和3年度みやぎの家畜防疫強靱化事業補助金	水際防疫対策として港湾、ゴルフ場、ホテル等の外国人や県外者が来訪する施設における消毒体制の構築(消毒マット購入、消毒の管理等)に要する経費を支援。地域防疫対策として、市町村又は市町村自衛防疫推進協議会が実施する防疫体制強化の取組(家畜衛生水準向上のための研修会開催、農場巡回消毒の実施等)に要する経費を支援。	8,682	
令和3年度みやぎ畜産生産性向上対策事業補助金	県外の著名な講師を招いての実践研修による高度な技術と指導力を有する畜産マスターの育成、畜産マスターによる個々の経営改善指導の実践に有効な資材等の支援、モデル農家等の改善事例をとりまとめ、全繁殖農家を対象とした研修会等を開催。	10,304	令和2年度 意見あり
令和3年度肉用子牛価格安定資金造成費補助金	本事業の適正な運用と生産者補助金の円滑な交付を行うため、本事業に従事する職員の準人件費を補助金として交付する。	6,055	令和2年度 意見あり
令和3年度畜産の基盤を支える獣医師の安定確保推進事業補助金	本県の就業体験に係る経費の助成及び獣医系大学生への修学資金の給付。	2,451	令和2年度 意見あり

【貸付金】

該当なし。

(3) 監査の結果

ア 県の指導、監督、助言等について

① 経営評価シートにおける効率的組織体制の検討について【意見】

令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程、公社等の経営見直し、経営・事業運営改善、効率的組織体制の検討」という項目がある。この中で令和元年度及び2年度において、いずれも電算システムの改善等に取り組んだとの記載があるが、令和3年度においても電算システム改善等に取り組むとされている。これでは、結果的に単なる努力目標に過ぎず県として適切な管理を行っているとは言い難い。県は、畜産協会に対して電算システムに関する具体的な改善計画及び実績報告書の提出、並びに必要な場合には現物確認等を求め実際にどのような改善が行われたのかを指導監督する必要がある。

イ 県の人的支援・財政支出等について

① 人的支援見直しの理由について【意見】

令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程、県と公社等の関係見直し、人的支援見直し、県職員派遣の見直し検討」という項目で令和3年度は「県退職者3名、県からの派遣職員2名の計5名、前年から1名の増で対応する。」と記載されている。当該記載のみでは人的支援見直しの内容が明確でない。特に県の関与を高める見直しとなる県派遣職員等の人員増加の合理的で具体的な理由を文書化しておくべきである。

② 補助金及び委託料といった財政支出見直しの方針について【意見】

令和3年度公社等経営評価シートの財政支出見直しの項目において「各補助金については、県との役割分担を明確化し、協力・連携の強化を図ることで、効率的で適正な業務執行に努める。」と記載されている。しかし、具体的な方針が記載されていない。また、委託料については、何ら記載されていない。

各補助金及び委託料について明確な方針を具体的に記載することを検討されたい。

ウ 公社等におけるガバナンスについて

畜産協会のガバナンスにつき社員総会及び理事会議事録の閲覧並びに県や畜産協会の関係者へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

① 令和3年度畜産コンサル体制強化支援事業業務委託に係る随意契約検討資料について

【意見】

県は、当該委託事業について以下の理由で畜産協会と一者随意契約を締結している。

今回の委託事業は、県内の畜産農家に対し、技術面及び経営面からの支援指導を実施するものである。このため、本事業を受託するには、畜産経営技術の実践的ノウハウ及び専門知識を有し、かつそれらのノウハウを経営改善に活用する診断指導体制が整備されている必要がある。

公益社団法人宮崎県畜産協会は、専任コンサルタントによる一貫した診断指導体制を確立しており、県内全域の畜産農家を対象としたコンサルタント事業を実施できるのは、県内で当該団体が唯一であることから、本業務を受託できるのは、公益社団法人宮崎県畜産協会しかないと考える。

(出所: 県提出資料)

上記理由に関してその適否を判断する資料等の提出を県に依頼したが、該当する資料等はないとのことであった。これでは、随意契約にすべきか否かの調査を実施したのか、どのように判断したか不明である。

今後は、調査等を実施したことが明確となるように検討資料等を作成し残すべきである。

② 令和3年度みやざきの家畜防疫強靱化事業業務委託に係る随意契約理由について【意見】

県は、当該委託事業について以下の理由で畜産協会と一者随意契約を締結している。

本事業は、牛、豚及び鶏を飼養する畜産農家が日頃から飼養衛生管理基準を遵守しているかどうか把握することを目的として実施するもので、それを家畜保健衛生所が行う巡回指導に反映させることによって、地域防疫体制の強化を図ろうというものである。

実施にあたっては、市町村とともに、それぞれの畜産団体と連携を図りながら実施することが重要であるが、公益社団法人宮崎県畜産協会は、地域防疫に必要な会員間の情報交換や連携体制が整った県内唯一の団体であり、本業務を適切に遂行できる団体は公益社団法人宮崎県畜産協会の他にはない。

(出所: 県提出資料)

本業務については、委託先以外に本業務を行える者がいないとの理由で一者随意契約とされているが、委託先以外が本業務を行えないことに関する資料等はない。随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式であり、随意契約の理由は、当該団体が契約の相手方として相応しいというだけでなく、当該団体以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについて具体的に示されなければならない。

したがって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、畜産協会が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。

③ 令和3年度畜産の基盤を支える獣医師の安定確保推進事業補助金に係る文言訂正について
【指摘事項】

本補助金に関する実績報告書「様式3号(第10条、規則第3条関係)」と事業計画書「様式3号(第10条、規則第3条関係)」とで文言の不整合が発見された。具体的には、実績報告書における区分については、「1 県への就業を希望する獣医系大学生への修学資金の給付」とされ、一方、事業計画書における区分については、「1 県への就業を希望する獣医系大学生への修学資金の貸与」となっていた。給付の場合には当該金額の回収は不要であるが、貸付の場合には当該金額を回収しなければならない。取扱いが全く異なることになる。

県に確認したところ「修学資金の給付」が正しいとのことである。誤り部分の文言訂正が必要となる。

オ 会計処理及び資産管理等について

① 賞与引当金の計上の検討について【意見】

公益法人会計基準の運用指針の12.財務諸表の科目(1)貸借対照表に係る科目及び取扱要領において勘定科目として「賞与引当金」が設定されている。この趣旨は、収益と費用の適切な期間対応を図り、法人運営の経営成績を適時適確に把握するためであり、賞与を支給時の費用とするのではなく、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額については当期の費用として引当計上することが求められている。

職員に支給する夏季賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、賞与引当金として引当計上することを検討されたい。

上記賞与引当金を計上した場合、2.重要な会計方針(4)引当金の計上基準の項目において当該賞与引当金についても記載すべきことに留意されたい。

② 固定資産の実査について【指摘事項】

畜産協会では、決算において固定資産の実査を実施しているとのことである。しかし、決算資料等の中に固定資産実査に関する証跡が残された資料等はなかった。当該資料がない場合、第三者に対して固定資産の実査を実施したことを証明することができない。

したがって、固定資産実査を実施した場合、その証跡を残すべきである。

カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

① みやざき畜産生産性向上対策事業補助金の畜産マスター育成事業及び生産性向上普及・促進事業における費用負担のあり方について(令和2年度包括外部監査の意見)

監査の結果	講じた措置
<p>畜産マスター育成事業に基づき開催された研修実績を確認したところ、対象者の所属先は宮崎県畜産試験場等の県出先機関だけでなく、JA 宮崎経済連などの一般法人も含まれていた。当該事業は補助率が定額となっているが、予算内で実績額の全額を補助していた。畜産マスターとは資格が付与されるものではなく呼び名であり、対象者に制限はない。また、高度な技術と指導力をもって県全体での畜産経営体の生産性向上を図る事業であるから、強制力を持って畜産マスターを育成させる事業ではない。したがって、県職員以外の民間人の研修費まで県が補助する必要があるのか、参加費など一部費用負担を求めるべきではないかと考える。</p>	<p>宮崎県畜産新生推進プランに基づき、収益性の高い畜産の構築に向けた「人材力の強化」の取組として、高度な技術力と経営管理指導力を備えた指導者(畜産マスター)を確保するための研修会や高度な技術力等を有する生産者を育成するための研修会を開催する事業であり、農家の生産性向上のためには、関係機関の指導者育成も重要であるため、費用負担も含め、事業のあり方について今後検討していく。</p>
<p>対応を検討していたが、令和3年度において当該事業は終了したため、対応不可能となった。</p>	

② 肉用子牛価格安定資金造成補助金の補助対象経費について(令和2年度包括外部監査の意見)

監査の結果	講じた措置
<p>当該補助金は補助金交付先事務局長の人件費(一部)のみを実績として報告している。事業の性質上、当該職員のみが補助対象事業に従事しているとは考えにくい。当該補助事業に関し、当該職員を含む、実際に業務に従事した者の実績に基づいて交付することが適切であると考え。</p>	<p>対象事業に従事している職員数名分の人件費を補助していることが明確になるよう、監査実施年度の補助事業実績報告から、従事者数及び各位に対する支払額が確認できる書類の添付を求めることとした。</p>
<p>改善状況:改善されている</p>	
<p>実績報告書の令和3年度人件費実績を確認した結果、改善が認められた。</p>	

③ 獣医師確保対策強化事業補助金の補助金交付要領(貸倒となった際の負担)について(令和2年度包括外部監査の意見)

監査の結果	講じた措置
<p>当該補助金のうち、公益社団法人宮崎県畜産協会に対するものは、獣医系大学生に対して、就学資金の貸与を行い、一定期間、本県職員獣医師として勤務すれば、その返還が免除されるものである。仮に、免除要件を満たさなくなった場合には、貸与を行った大学生から返還されることになるが、それでも返還をするほどの資力がなく、貸倒となるケースもありうると考えられる。しかし、そのようなケースを想定した貸倒の負担関係について、補助金の交付要領で明確になっていない。県の担当者によれば、これまでに貸倒となったケースが発生していない、とのことであるが、資金貸与を行うのであれば、貸倒となった際の負担関係についても明文化しておくことが望ましい。</p>	<p>本事業には国の予算(獣医師養成確保修学資金貸与事業)が含まれており、国の実施規程の第4の9の規定に基づき畜産協会が定める「獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程細則」の連帯保証人及び修学資金の返還についての条項が適用されることを明確にしていく。</p>
<p>改善状況:改善されている</p>	
<p>獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程細則を確認した結果、改善が認められた。</p>	

14. 公益財団法人宮崎県スポーツ協会(教育庁 スポーツ振興課)

(1) 公社等概要

1) 公社等の概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	公益財団法人宮崎県スポーツ協会			
所管課	教育庁 スポーツ振興課			
所在地	宮崎市大字熊野字島山1443番地12			
設立年月日	昭和47年3月29日			
出資(出えん)状況	出資総額	35,000千円	県出資額(率)	-千円(-%)
	他の出資者及び出資額	-		
職員数	役員27名(うち非常勤26名)職員17名(うち非常勤10名)			
設立目的	宮崎県におけるアマチュアスポーツを統括し、これを代表する団体であって本県体育・スポーツの健全な普及発展を図り、県民の体力向上に寄与することを目的とする。			
主な事業内容	① 競技力向上事業 ② 国民体育大会派遣及び関連事業 ③ みやざき県民総合スポーツ祭事業 等			

2) 県の財政支出、人的支援(役員・職員数を含む)の状況

・ 県の財政支出の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託料 (うち随契)	22,151 (22,151)	20,332 (20,332)	18,128 (18,128)
補助金	256,058	109,341	162,847
交付金・負担金・出資金	-	-	-
県借入金残高	-	-	-
県の損失補償契約等 に基づく債務残高	-	-	-
県職員人件費(県支給分)	34,185	35,339	35,116
その他県からの支援等	-	-	-

・県有財産の無償・減額貸付

財産種別	使用目的	面積 (㎡)	規定額 (千円)	支払額 (千円)	減免額 (千円)	減免理由
行政財産	事務所 として	203	1,388	658	730	公共的団体が公益を目的とする事業の用に供するため。

・役員・職員及び県の人的支援の状況

(単位:人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		合計	うち 県職員	うち 県 退職者	合計	うち 県職員	うち 県 退職者	合計	うち 県職員	うち 県 退職者
役員	常勤	1	-	1	1	-	1	1	-	1
	非常勤	26	2	8	26	3	8	26	6	6
職員	常勤	7	6	1	7	6	1	7	6	1
	非常勤	11	-	-	10	-	-	10	-	-

3) 財務諸表の推移

・貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	7,215	87,879	57,410
固定資産	191,110	185,530	180,530
資産合計	198,325	273,409	237,940
流動負債	6,615	78,886	48,542
固定負債	-	-	-
負債合計	6,615	78,886	48,542
指定正味財産	191,110	185,530	180,530
一般正味財産	600	8,993	8,868
正味財産合計	191,710	194,523	189,398

・正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	320,313	173,233	216,831
経常費用	326,427	164,156	216,815
評価損益等	-	-	-
当期経常増減額	▲6,114	9,077	15
経常外収益	-	-	-
経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	0	▲5,580	▲5,000

4) 指標

・活動指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
県民のスポーツ実施率	(%)	65	66	65	66
ホームページ アクセス数	(件)	350,000	307,254	350,000	216,398
国民体育大会 総合成績	(位)	30位台	中止	30	中止
指標の設定に関する留意事項		-			

・財務指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
自主財源率	(基本財産運用益 +自己収益+事業 収益-仕入高-期 末棚卸高)/経常 費用×100(%)	21.0	19.6	21.0	10.9

令和3年度の実績値の算式	(19,632円+21,566,000円+2,748,495円-1,003,750円-(-214,390円)) /216,815,153円×100(%)				
管理費比率	管理費/経常費用 ×100(%)	16.0	4.9	16.0	3.7
令和3年度の実績値の算式	7,942,563円/216,815,153円×100(%)				
指標の設定に関する留意事項	—				

(2) 監査対象の財政支出

【委託料】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
世界へはばたけ! 宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト企画運營業務	県内の体力・運動能力に優れた才能豊かな子どもたちを募集・発掘・育成し、将来オリンピック競技大会や国民体育大会で活躍する選手、本県及び日本のリーダーとなる人材の育成を行うことを目的としてプロジェクトを実践する。	18,129

【補助金】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
宮崎県体育振興費補助金	選手強化対策、国民体育大会運営・派遣、みやざき県民総合スポーツ祭運営、スポーツの普及・育成を行う。	145,464
国体選手サポート強化事業補助金	(1)スポーツメディカル推進事業 コンディショニングの的確な管理指導及びアスレチックトレーナー等養成講習会を実施する。 (2)メンタルコーチ派遣事業 競技団体が実施する講演会や練習等にメンタルコーチ等を派遣する。	4,799

【貸付金】

該当なし。

(3) 監査の結果

ア 県の指導、監督、助言等について

① 指導、監督、助言等に係る実施事項について【意見】

県は、スポーツ協会に対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業や補助事業に係る事業の実施等を通じて、スポーツ協会への指導、監督、助言等を行っているとのことである。

しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。

スポーツ協会に対して、本監査を実施したところ、下記に示すように複数の指摘や意見が発見されたところであり、これは県からスポーツ協会に対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動によりスポーツ協会の担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。

よって、県は、スポーツ協会に対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。

② 公社等経営評価シートにおける指標の選定理由等について【指摘事項】

スポーツ協会に関する公社等経営評価シートによれば、スポーツ協会が達成すべき指標として活動指標と財務指標が設定されており、その具体的内容は、(1)公社等概要に記載のとおりである。

これら公社等経営評価シートに記載の各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠が分かる決裁文書を依頼したところ、具体的な選定理由や設定根拠を明示した決裁文書の提出はなかった。

公社等経営評価シートは、公社等改革の進捗状況や経営状況について、毎年度、点検・評価を行うことにより改革の着実な推進を図るために作成されているものであり、県のホームページにも公表されていることから重要性は高いと考えられる。このような公社等経営評価シートに記載される各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠を明示した決裁文書がないことには、選定された指標及び指標の目標値について妥当性や合理性が判断できない。結果として、

形式的に指標が選定され、又は指標の目標値が設定されているとも考えられる。

よって、県は、公社等経営評価シートに記載の各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠を明確化し、決裁文書として保存すべきである。

イ 県の人的支援・財政支出等について

スポーツ協会には毎年度一定数の派遣職員及び県退職者による人的支援がなされている。当該内容について、各種会議体議事録閲覧等の資料閲覧及び県やスポーツ協会の関係者へのヒアリングを実施したが問題となる事項はなかった。

県の財政支出については県からの委託料及び補助金につき検討を要する事項があると判断する(エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について参照)。

ウ 公社等におけるガバナンスについて

① 中期経営計画の策定の検討について【意見】

スポーツ協会は、宮崎県におけるアマチュアスポーツを統括し、これを代表する団体であって本県体育・スポーツの健全な普及発展を図り、県民の体力向上に寄与することを目的として設立された団体であり、競技力向上事業、国民体育大会派遣及び関連事業、みやざき県民総合スポーツ祭事業等の事業を行っており、県の発展に寄与する重要な団体であると考えられる。

このような団体であるが、経営に係る中期経営の内容を質問したところ、当該中期経営計画等は策定していないとのことであった。

団体の中期的な経営方針を定め、具体的な計画を策定することは、当該団体の道しるべともいべきものであり、将来の3年から5年を見据えた中期経営計画の策定の重要性は高いと考えられる。

よって、スポーツ協会においては、中期経営計画の策定を検討することが望ましい。

② 内部監査の実施の検討について【意見】

スポーツ協会のガバナンスにつき各種会議体議事録閲覧等の資料閲覧及び県やスポーツ協会の関係者へのヒアリングを実施した。スポーツ協会では、理事会、評議員会等の会議体の開催や事務分掌において組織の内部統制の構築が図られているとともに、監事や県監査事務局により監査が実施されている。しかし、スポーツ協会内では、内部監査は実施されていない。

本監査において、スポーツ協会について、「中期経営計画の策定の検討について」の問題点が

発見された。また、経常収益で約 2 億円程度の事業規模であり、事業を取り巻く様々なリスクがある。

よって、スポーツ協会においては、内部監査の実施を検討することが望ましい。

エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

① 世界へはばたけ！宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト企画運營業務委託に係る支出額の確認の強化について【指摘事項】

世界へはばたけ！宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト企画運營業務委託事業は、業務委託契約書第 10 条に過払金の返還の規定があるため、事業実施に必要な金額を委託料として支出するものの委託料の確定額を超える金額は県へ返還されることとなる。令和 3 年度の実績では、当初支払額は 21,865,000 円であったが、委託料の確定額は 18,128,323 円とされており、差額の 3,736,677 円が県へ返還されている。すなわち、本事業においては委託料の確定額に係る精査が重要である。

本事業に係る決算書を閲覧したところ、決算額は 18,293,923 円であり、うち最も支出額が大きい科目は賃金の 11,430,434 円であった。このため、県に対して、決算書における特に重要と考えられる賃金について、具体的な内容確認、賃金台帳との整合性の確認等を質問したところ、具体的な確認等は実施していないとのことであった。前述のとおり、本事業においては委託料の確定額に係る精査が重要であるところ、具体的な確認等を実施していない場合は、委託料の確定額の正確性に疑念が生じかねない。

よって、県は、特に、本事業のように過払金の返還があるような委託業務については、委託料の確定のため、支出額の確認の強化を図る必要がある。具体的には、支出額のうち重要な科目については原始証憑との整合性を確かめる、仕様書等の内容に沿った支出内容となっているか確かめる等が考えられる。

② 宮崎県体育振興費補助金に係る補助対象経費の具体化について【指摘事項】

本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、「宮崎県体育振興費補助金（（財）宮崎県体育協会交付関連）」取扱要領に規定されている。当該規定内容は次のとおりである。

2 補助対象経費		
この補助金に係る補助対象項目及び使途については、下記のとおりとする。		
項目	使途区分	備考
選手強化費 (選手強化費) (組織整備費) (強化推進費)	○選手強化費補助(団体、個人指定等)に係る経費 ○国体直前合宿、強化合宿に係る経費 ○選手強化に係る経費 (強化指定証交付経費、旅費、消耗品類、通信運搬費、その他選手強化に係る事務費) ○強化組織費補助に係る経費 ○組織整備に係る事務費 ○強化推進に係る経費 (海外派遣選手激励費、国体リハーサル大会、旅費、消耗品類、通信運搬費、その他組織推進に係る事務費)	
国民体育大会費 (運営費) (派遣費)	○国民体育大会運営に係る経費 (ユニフォーム補助、便覧作成、その他運営に係る事務費) ○国民体育大会派遣に係る経費 (派遣に係る旅費、その他派遣に係る事務費)	
みやぎ県民総合スポーツ祭費	○みやぎ県民総合スポーツ祭運営に係る経費 (運営委員等謝金・旅費、会場使用料、その他運営に係る事務費)	
普及育成費 (スポーツ指導者育成費) (地域スポーツ振興費) (スポーツ顕彰費) (スポーツ医・科学委員会費)	○指導者養成講習、スポーツ指導者研修・協議会等経費 ○加盟組織団体育成費補助、地方大会開催補助 ○スポーツ顕彰(表彰等)に係る経費 ○スポーツ医・科学委員会、メディカル検査等に係る経費 ○その他普及育成に係る経費	
管理費	○職員に係る人件費(給料、諸手当、共済費等) ○臨時職員に係る人件費(賃金、共済費等)運営 ○施設維持管理に係る経費	
スポーツ少年費	○日独スポーツ少年団同時交流に係る経費 ○スポーツ少年団育成に係る経費	

出所：「宮崎県体育振興費補助金((財)宮崎県体育協会交付関連)」取扱要領

上記記載のうち、一部の使途区分においては補助対象経費の具体的な支出科目の記載がある。しかし、「○選手強化費補助(団体、個人指定等)に係る経費」「○指導者養成講習、

スポーツ指導者研修・協議会等経費」のような使途区分については、具体的な科目の記載がない。このため、「宮崎県体育振興費補助金（(財)宮崎県体育協会交付関連）」取扱要領を見る限り、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。

よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の支出科目を具体化する必要がある。

例えば、補助制度の趣旨を踏まえ、各使途区分の内容ごとに、旅費、消耗品費、会場使用料等の支出科目を整理し、同取扱要領に記載することが考えられる。

③ 宮崎県体育振興費補助金に係る人件費補助のあり方の検討について【指摘事項】

本補助金における補助対象経費については前述のとおりであり、項目のうち管理費については使途区分の記載のとおり人件費に対する補助である。当該補助金の収支決算関係書類を閲覧したところ、人件費はスポーツ協会の専務理事（常勤）及び事務局長の人件費に充てられている。

専務理事は役員であるところ、本補助事業における補助対象経費では職員に係る人件費とされており、役員は含まれない。よって、「宮崎県体育振興費補助金（(財)宮崎県体育協会交付関連）」取扱要領に基づかない運用がなされており問題である。

また、管理費との記載があるのとおり、事実上、運営費補助であると考えられる。県の公社等改革指針によれば、「運営費に対する補助は廃止・縮小を図る」とされている。この点、所管課へ質問したところ、廃止や縮小は考えていないとのことである。

さらに、県へ補助対象となっている専務理事（常勤）及び事務局長について質問したところ、県退職職員とのことであった。すなわち、実質的な補助対象は県退職職員に対する人件費であり、県退職職員の人件費相当額を運営費補助として支出しているようにも見られかねない。

よって、県は補助金支出に係る公益性、公平性、透明性等を担保するため、本補助事業に係る人件費補助金のあり方を再検討すべきである。

具体的には、運営費補助である点、県退職者人件費としての補助である点等を踏まえ、縮小又は廃止を念頭に、補助金を交付する年数の制限を設けること等が考えられる。なお、経過措置的に本補助事業を継続する場合は、補助対象経費に役員（常勤）の人件費を含む旨を明示すべきである。

④ 宮崎県体育振興費補助金に係る支出額の確認の強化について【指摘事項】

本事業に係る決算書を閲覧したところ、決算額は145,463,414円であり、うち支出額が大きい科目は選手強化費の67,553,596円、管理費の37,448,903円であった。このため、県に対して、決算書における特に重要と考えられる選手強化費、管理費等について、具体的な内容確

認、原始証憑との整合性の確認、人件費については賃金台帳との整合性の確認等を質問したところ、具体的な確認等は実施していないとのことであった。補助金は実施された事業の内容に応じて支出されるものであり、支出額について具体的な確認等を実施していない場合は、補助金額の正確性に疑念が生じかねない。

よって、県は、本補助金に係る支出額の確認の強化を図る必要がある。具体的には、支出額のうち重要な科目について、具体的な内容を詳細に把握する、原始証憑との整合性を確かめる等が考えられる。

⑤ 国体選手サポート強化学業補助金に係る適切な収支予算書の作成、及び収支予算書の内容把握について【指摘事項】

本事業に係る収支予算書を閲覧したところ、3月11日に交付決定額の変更が行われており、当初の交付決定額5,458,000円に対して、変更後の交付決定額は4,798,633円と、差額659,367円が減額されている。

減額理由は、変更承認申請書によれば「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から実施できない事業があったため」とのことである。これを踏まえ、収支を科目別に把握したところ、実施できない事業があったにもかかわらず、報償費は変更前616,000円から変更後1,585,500円と969,500円増額、需用費は変更前112,000円から変更後626,619円と514,619円増額している。

このように科目によっては金額が増額している理由を県へ質問したところ、県は増額理由を把握していなかった。同内容をスポーツ協会へ質問したところ、新型コロナウイルス感染症の影響で増額したわけではなく、そもそも変更前の金額、すなわち当初作成した収支予算書の金額が事業の実態に合っておらず、報償費又は需用費のいずれも例年変更後の金額と同程度の支出を行っているとのことである。

収支予算書は、補助事業を実施する際の収支における計画であり、事業内容を金額面から説明する重要な書類である。県が増額理由を把握していないことは、事実上、収支予算書を通じて事業自体の内容把握を行っていないと判断せざるを得ない。また、スポーツ協会においては、事業の実態と収支予算書の内容が合致していないにもかかわらず、当該収支予算書を補助金の交付申請時に添付しており、不備のある申請をしているとも考えられる。

よって、スポーツ協会においては、事業の実態に即した収支予算書を作成して、補助金の交付申請を行うべきである。また、県においては、スポーツ協会から提出のあった収支予算書の内容を把握し、事業の実態と照らして誤り等がないか十分に検討すべきである。

⑥ 国体選手サポート強化事業補助金に係る支出額の確認の強化について【指摘事項】

本事業に係る決算書を閲覧したところ、決算額は4,798,633円であり、うち支出額が大きい科目は雇用費の1,737,240円、報償費の1,585,500円であった。このため、県に対して、決算書における特に重要と考えられる雇用費、報償費等について、具体的な内容確認、原始証憑との整合性の確認、人件費については賃金台帳との整合性の確認等を質問したところ、具体的な確認等は実施していないとのことであった。補助金は実施された事業の内容に応じて支出されるものであり、支出額について具体的な確認等を実施していない場合は、補助金額の正確性に疑念が生じかねない。

よって、県は、本補助金に係る支出額の確認の強化を図る必要がある。具体的には、支出額のうち重要な科目について、具体的な内容を詳細に把握する、原始証憑との整合性を確かめる等が考えられる。

オ 会計処理及び資産管理等について

① 決算書における委託料の計上区分について【指摘事項】

スポーツ協会の決算書のうち、正味財産増減計算書を閲覧したところ、県の委託事業に係る収益については、委託収益のような勘定科目ではなく受取補助金等の県補助金に含めて計上されている。

委託料は対価性のある収益であり、補助金是对価性のない収益であり、両者の性質は全く異なるものである。委託料を補助金に含めて収益計上した場合には、性質の異なる収益が混同されて計上されるだけでなく、決算書を閲覧した利害関係者に対して、誤った情報を提供してしまう可能性を否定できない。

よって、スポーツ協会は、委託料については、受取補助金の区分ではなく、委託収益等として計上すべきである。具体的には、事業収益の区分に委託収益といった科目を設けて計上することが考えられる。

カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

該当なし。

15. 一般財団法人宮崎県公衆衛生センター(衛生管理課)

(1) 公社等概要

1) 公社等の概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	一般財団法人宮崎県公衆衛生センター			
所管課	衛生管理課			
所在地	宮崎市霧島1丁目1番地2			
設立年月日	昭和43年6月6日			
出資(出えん)状況	出資総額	6,000千円	県出資額(率)	0千円(%)
	他の出資者及び出資額	-		
職員数	役員8名(うち非常勤4名) 職員40名(うち非常勤19名)			
設立目的	飲食物及び飲用水等の衛生に関わる検査並びに動物管理業務に関わる業務を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。			
主な事業内容	①水質検査事業 ②食品検査事業(理化学検査、微生物検査) ③貯水槽検査事業 ④動物管理事業(犬の捕獲抑留等業務)			

2) 県の財政支出、人的支援(役員・職員数を含む)の状況

・ 県の財政支出の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託料 (うち随契)	123,642 (123,642)	120,839 (120,839)	120,234 (120,234)
補助金	-	-	-
交付金・負担金・出資金	-	-	-
県借入金残高	-	-	-
県の損失補償契約等 に基づく債務残高	-	-	-
県職員人件費(県支給分)	-	-	-
その他県からの支援等	-	-	-

・県有財産の無償・減額貸付

財産種別	使用目的	面積 (㎡)	規定額 (千円)	支払額 (千円)	減免額 (千円)	減免理由
行政財産	事務室、検査場所、 公用車庫、倉庫として 使用するため	881.57	-	4,348	-	-

・役員・職員及び県の人的支援の状況

(単位:人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者
役員	常勤	4	-	4	4	-	4	4	-	4
	非常勤	4	1	1	4	1	1	4	1	1
職員	常勤	21	-	2	22	-	2	21	-	2
	非常勤	19	-	-	19	-	-	19	-	-

3) 財務諸表の推移

・貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	63,629	64,873	65,461
固定資産	104,366	92,462	84,512
資産合計	167,995	157,336	149,973
流動負債	31,311	23,929	21,383
固定負債	43,121	40,475	40,432
負債合計	74,432	64,404	61,814
指定正味財産	1,000	1,000	1,000
一般正味財産	92,563	91,932	87,159
正味財産合計	93,563	92,932	88,159

・正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	250,666	255,553	249,646
経常費用	256,982	255,975	254,391
評価損益等	—	—	—
当期経常増減額	▲6,316	▲422	▲4,745
経常外収益	—	—	43
経常外費用	—	137	—
当期経常外増減額	—	▲137	43
当期一般正味財産増減額	▲6,316	▲559	▲4,702

4) 指標

・活動指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
水質検査実績状況	水質検査収益(千円)	73,000	83,391	79,000	82,093
食品検査実績状況	食品検査収益(千円)	55,000	52,982	53,477	49,260
動物管理委託事業実績	委託料(千円)	101,752	103,863	103,218	103,257
指標の設定に関する留意事項		—			

・財務指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
人件費率	人件費/経常費用×100(%)	64.0	62.1	62.0	64.1
令和3年度の実績値の算式	163,111千円 / 254,391千円×100				
管理費比率	管理費/経常費用×100(%)	1.0	1.0	1.0	1.0
令和3年度の実績値の算式	2,711千円 / 254,391千円×100				
指標の設定に関する留意事項		—			

(2) 監査対象の財政支出

【委託料】

名称	内容	令和3年度金額 (単位：千円)	摘要
犬の捕獲抑留業務等 補助業務委託	「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「宮崎県犬取締条例」、「宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく、犬の捕獲・抑留・処分・焼却及び引取・処分業務、犬猫の適正飼養に関する指導、負傷動物の収容、保護管理業務等を委託するもの。	99,997	令和元年度 意見あり
殺処分ゼロに向けて の動物愛護センター 機能強化事業委託	動物愛護センターにおける負傷動物等の治療強化、地域猫活動推進、動物愛護管理業務に関する補助業務等を委託するもの。	3,260	

【補助金】

該当なし。

【貸付金】

該当なし。

(3) 監査の結果

ア 県の指導、監督、助言等について

① 指導、監督、助言等に係る実施事項について【意見】

県は、公衆衛生センターに対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業に係る事業の実施等を通じて、公衆衛生センターへの指導、監督、助言等を行っているとのことである。

しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。

公衆衛生センターに対して、本監査を実施したところ、下記に示すように複数の指摘や意見が発見されたところであり、これは県から公衆衛生センターに対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により公衆衛生センターの担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。

よって、県は、公衆衛生センターに対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。

イ 県の人的支援・財政支出等について

① 県退職者の採用、プロパー職員の育成方針について【意見】

公社等改革指針では、県が公社等に対して行う人的支援について、次のとおり、「県退職者の推薦については、当該職員の知識と経験が、真に公社等の経営に有効に活用される場合に行うものとし、」との記載がある。

<人的支援の見直し>

(1) 人的支援の見直し

① (省略)

② (省略)

③ 公社等からの要請に基づき行う県退職者の推薦については、当該職員の知識と経験が、真に公社等の経営に有効に活用される場合に行うものとし、再就職の状況は、特別な事情がある場合を除き、毎年度公表する。

(出所:新宮崎県公社等改革指針(平成31年4月改訂))

公社等改革指針における当該記載内容を踏まえ、公衆衛生センターに対して県退職者の推薦依頼を行う必要性や妥当性が分かる資料、県退職者の推薦人数の根拠が分かる資料の閲覧を依頼し、ヒアリングを行った。

その結果、県が公衆衛生センターに対して、県退職者の推薦を行う必要性や妥当性を具体的に検討した内容の文書は確認できなかった。ただし、県によれば県退職者の推薦を行う必要性や妥当性については、毎年度検討を行っているとのことである。

公社等改革指針における「毎年度公表」の趣旨は、県退職者の推薦について、推薦の必要性、

推薦先における役職や業務内容の妥当性を毎年度具体的に確かめることで、「真に公社等の経営に有効に活用される」かどうかを見極めるためと考えられる。

よって、県においては、「毎年度公表」に当たっては、説明責任や透明性を図るため、検討結果について文書化を行うことが望ましい。

また、公衆衛生センターにおいてはプロパー職員も多いが、プロパー職員の育成方針の具体的な計画はないとのことである。プロパー職員の育成方針について具体的な計画を策定することについて検討されたい。

ウ 公社等におけるガバナンスについて

公衆衛生センターのガバナンスにつき各種会議体議事録閲覧等の資料閲覧及び県や県社協の関係者へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

① 犬の捕獲抑留業務等補助業務委託に係る再委託の承認手続きについて【意見】

宮崎県財務規則 107 条において、再委託を原則として禁止する旨が規定されている。同規定の趣旨は、県の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約のいずれの方式をとるにしても、契約の相手方として特定の相手を公正に選定した上で契約の履行の確保を図るところにある。

また、県の契約書作成の手引(令和 2 年 4 月、総務部総務課)においても、委託業務を第三者に再委託することは原則として禁止すべき旨が規定されている。

契約担当者は、契約の相手方に契約によって生ずる権利若しくは義務又は契約の目的をいかなる方法をもってするを問わず第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供させるように契約してはならない。ただし、特別の必要があつて知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(出所:宮崎県財務規則 107 条)

(再委託の禁止)

第 6 条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

(1) 県の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約のいずれの方式をとるにしても、契約の相手方として特定の相手を公正に選定した上で契約の履行の確保を図らなければならないことから、委託業務を第三者に再委託することは、原則として禁止すべきである。

(2) ただし、やむを得ない場合は、次のようにします。

(再委託の禁止)

第 6 条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

(出所:契約書作成の手引)

県は、犬の捕獲抑留業務等補助業務委託において、契約書第 6 条に、再委託できる業務、再委託の相手方等を規定していることを理由として、承認手続は不要とする運用を行っている。このような再委託について承認手続を不要とする現在の運用は、財務規則 107 条に抵触するおそれがあるのではないかと、また、契約書作成の手引に基づかないものではないかと問題となると考える。

そもそも、再委託の承認手続は、再委託先、再委託の具体的内容、再委託の金額等を把握し、財務規則に定める一括した下請け等に該当しないか、品質管理上の問題がないかを確かめる手続である。

よって、県は、公衆衛生センターとの契約において、再委託について承認手続を不要とする現在の運用について、それが業務の一部の再委託であっても、財務規則の趣旨を踏まえるとともに、契約書作成の手引に基づき、再委託の承認手続を実施するよう変更することが望ましい。

② 委託事業(犬の捕獲抑留業務等補助業務委託、殺処分ゼロに向けての動物愛護センター機能強化事業委託)に係る見積依頼文書の整備について【意見】

委託事業の随意契約にあたっては契約書案その他見積りに必要な事項を示したうえで見積書をとらなければならない。

契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、2 人以上から見積書をとらなければならない。

(出所:宮崎県財務規則 138 条第 1 項本文)

監査対象である委託事業の随意契約については、見積依頼は実施されていると思われるが、見積依頼文書が存在しない。

契約締結に必要な条件等を示すとともにこれを裏付ける証拠を残すため、見積依頼文書を作成し、契約の相手方に示すことが望ましい。

オ 会計処理及び資産管理等について

① 賞与引当金の計上の検討について【意見】

会計理論上、「賞与引当金」の設定が求められるのは、収益と費用の適切な期間対応を図り、法人運営の経営成績を適時適確に把握するためである。すなわち、賞与を支給時の費用とするのではなく、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額については当期の費用として引当計上することが求められる。

本団体では、夏季及び冬季に期末勤勉手当が支給されている。よって、職員に支給する夏季賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、適切な期間損益計算を行うため賞与引当金として引当計上することの検討が望まれる。

② 機器設備等引当金について【意見】

現状、公衆衛生センターは将来の機器等設備の更新に備えるため、機器等設備引当金を計上するとともに特定資産の機器等設備引当資産を同額計上している。

引当金とは、会計理論上、①当期以前の事象に起因する、②将来の費用または損失であり、③その発生の可能性が高く、④金額を合理的に見積可能、という 4 つの要件に基づき計上するものである。

機器等設備引当金は、将来の機器等設備の更新に備えるものであり、当期以前の事象に起因するものではなく、また、その発生が高いとも言い切れず、さらに、金額を合理的に見積もることができない。すなわち、本引当金は、引当資産という預金を積立てる反対勘定として計上されているものであり、引当金の 4 要件を満たさない。

そのため、本件のような特定資産の積み立てに当たっては、引当金計上をせず(会計上の費用を認識せず)に特定資産のみ計上する会計処理が正しい処理となる。すなわち、機器等設備引当金を計上せずに特定費用準備資金(特定資産)を積立計上すべきということになる。令和元年度以降は引当金の追加計上はないが今後の会計処理には注意を要する。

カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

① 犬の捕獲抑留業務等補助業務委託に係る委託業務費に含まれる人件費の内容について(令和元年度包括外部監査の意見)

監査の結果	講じた措置
<p>業務委託費には職員等人件費及び旅費等の活動運営費が含まれているが、職員等人件費には管理業務を行っている人員の人員費も含まれている。しかし、本委託事業は「犬の捕獲抑留業務等補助業務」の委託契約であり、人員費は当該業務に従事する職員への役務対価として計上する方が、契約の目的と合致しているものとする。管理業務を行う人員の人員費が、業務遂行上必要な費用であることは理解できるが、契約に即した内容の見直し</p>	<p>本事業については、管理業務を行う職員に係る人員費についても業務上必要な経費であるとの認識の下、業務委託契約を締結しているが、今回出された意見を参考に、契約内容の見直しや積算項目の設定を行っていきたい。</p>

や積算項目を整理するなど、今後検討が必要ではないか。	
改善状況 : 改善が不十分	
犬の捕獲抑留業務等補助業務委託に係る委託業務費に含まれる人件費の内容について	
【意見】	
<p>県が、令和元年度包括外部監査の意見を受けて、管理業務を行う人員の人件費を統括業務関係委託費用という名称の積算項目を設定して整理を行ったことは確認できたが、上記意見のうち「人件費は当該業務に従事する職員への役務対価として計上する方が、契約の目的と合致しているものとする。」という点に関しては、対応がなされておらず、改善が不十分である。</p> <p>管理業務を行う人員の人件費が、業務遂行上必要な費用であることは理解できるが、契約内容に応じた人件費の積算内容の見直しや積算根拠の明確化など、今後も引き続き検討が必要である。</p>	

16. 宮崎県中小企業団体中央会(商工政策課)

(1) 公社等概要

1) 公社等の概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	宮崎県中小企業団体中央会			
所管課	商工政策課			
所在地	宮崎市松橋2-4-31 宮崎県中小企業会館3階			
設立年月日	昭和30年12月8日			
出資(出えん)状況	出資総額	0千円	県出資額(率)	0千円(0%)
	他の出資者及び出資額	-		
職員数	役員28名(うち非常勤27名) 職員17名(うち非常勤0名)			
設立目的	<p>中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づいて設立された特別認可法人で、地区内における中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、環境衛生同業組合及び共同出資会社、任意グループ等の組織、事業及び経営の支援など、組合等の健全な発達を図るために必要な事業を行うとともに、中小企業の経済的地位の向上を図るため、中小企業の連携を促進し、その支援のための必要な事業を行うことを目的とする。</p>			

主な事業内容	①組合の組織化推進(組合設立)・創業推進 ②既存組合等及び組合員企業への実地支援・指導 ③経営環境の変化に対応した組合等連携組織への具体的支援 ④人材育成支援への取組 ⑤組合及び組合員企業のIT経営化支援並びに情報提供 ⑥県内組合及び業界の課題、景気動向、労働事情、緊急的課題に関する情報収集・提供 ⑦地域中小企業の経営基盤の強化 ⑧雇用対策・労働問題の取組 ⑨中央会の支援・指導機能の強化 ⑩食品産業の経営力強化・活性化支援 ⑪ものづくり中小企業に対する設備投資や販路開拓支援
--------	---

2) 県の財政支出、人的支援(役員・職員数を含む)の状況

・ 県の財政支出の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託料 (うち随契)	—	—	—
補助金	106,205	344,268	670,902
交付金・負担金・出資金	—	—	—
県借入金残高	—	—	—
県の損失補償契約等 に基づく債務残高	—	—	—
県職員人件費(県支給分)	—	—	—
その他県からの支援等	—		

・ 県有財産の無償・減額貸付

該当なし。

・役員・職員及び県の人的支援の状況

(単位:人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者
役員	常勤	1	—	1	1	—	1	1	—	1
	非常勤	27	—	1	27	—	1	27	—	1
職員	常勤	16	—	2	18	—	2	17	—	2
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3) 財務諸表の推移

・貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	97,156	273,208	101,736
固定資産	191,420	192,871	207,487
資産合計	288,576	466,079	309,223
流動負債	31,050	189,627	11,737
固定負債	158,198	173,071	188,944
負債合計	189,248	362,698	200,681
指定正味財産	70,954	70,935	70,995
一般正味財産	28,374	32,446	37,547
正味財産合計	99,329	103,381	108,542

・正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	244,149	452,216	766,821
経常費用	251,317	449,036	762,730
評価損益等	—	—	—
当期経常増減額	▲7,168	3,180	4,091
経常外収益	10,027	—	—
経常外費用	—	—	—
当期経常外増減額	10,027	—	—
当期一般正味財産増減額	2,995	4,072	5,101

注)本来、中央会の財務諸表様式は異なる様式であるが、便宜上、公益法人会計の様式に当てはめて示している。

4) 指標

・活動指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
組合巡回訪問件数	(件)	1,140	929	1,180	535
組合巡回指導事項別件数	(件)	2,300	1,946	2,400	1,157
窓口電話等相談件数	(件)	1,260	1,982	1,320	2,058
指標の設定に関する留意事項		—			

・財務指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
自主事業比率	自主事業費/当期支出合計 ×100(%)	9.0	55.6	60.0	75.4
令和3年度の実績値の算式	574,811千円/762,730千円×100(%)				
自己収入比率	(自己収入+自主事業収入)/ 当期収入合計×100(%)	32.0	12.0	13.0	7.0
令和3年度の実績値の算式	(48,726千円+4,936千円)/766,821千円×100(%)				
県補助金等 比率	(県委託料+県補助金)/ 当期収入合計×100(%)	41.0	76.1	76.0	87.5
令和3年度の実績値の算式	(0千円+670,902千円)/766,821千円×100(%)				
指標の設定に関する留意事項		—			

(2) 監査対象の財政支出

【委託料】

該当なし。

【補助金】

名称	内容	令和3年度金額 (単位：千円)
宮崎県中小企業団体 中央会等補助金	中小企業連携組織化の推進及び中小企業団体の 育成・指導等の取組支援	107,624

【貸付金】

該当なし。

(3) 監査の結果

ア 県の指導、監督、助言等について

① 指導、監督、助言等に係る実施事項について【意見】

県は、中央会に対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、決算書の入手、各補助事業に係る事業の実施等を通じて、中央会への指導、監督、助言等を行っているとのことである。

しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。

中央会に対して、本監査を実施したところ、下記に示すように複数の指摘や意見が発見されたところであり、これは県から中央会に対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により中央会の担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。

よって、県は、中央会に対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。

イ 県の人的支援・財政支出等について

① 県退職者の採用、プロパー職員の育成方針について【意見】

公社等改革指針では、県が公社等に対して行う人的支援について、次のとおり、「県退職者の推薦については、当該職員の知識と経験が、真に公社等の経営に有効に活用される場合に行うものとし、」との記載がある。

<人的支援の見直し>

(1) 人的支援の見直し

① (省略)

② (省略)

③ 公社等からの要請に基づき行う県退職者の推薦については、当該職員の知識と経験が、真に公社等の経営に有効に活用される場合に行うものとし、再就職の状況は、特別な事情がある場合を除き、毎年度公表する。

(出所:新宮崎県公社等改革指針(平成31年4月改訂))

公社等改革指針における当該記載内容を踏まえ、中央会に対して県退職者の推薦依頼を行う必要性や妥当性が分かる資料、県退職者の推薦人数の根拠が分かる資料の閲覧を依頼し、ヒアリングを行った。

その結果、県退職者の推薦の見込みや人事更新に関する資料は確認できたものの、県が中央会に対して、県退職者の推薦を行う必要性や妥当性を具体的に検討した内容までの文書は確認できなかった。ただし、県によれば県退職者の推薦を行う必要性や妥当性については、毎年度検討を行っているとのことである。

公社等改革指針における「毎年度公表」の趣旨は、県退職者の推薦について、推薦の必要性、推薦先における役職や業務内容の妥当性を毎年度具体的に確かめることで、「真に公社等の経営に有効に活用される」かどうかを見極めるためと考えられる。

よって、県においては、「毎年度公表」に当たっては、説明責任や透明性を図るため、検討結果について文書化を行うことが望ましい。

また、中央会においてはプロパー職員も多いが、プロパー職員の育成方針の具体的な計画はないとのことである。プロパー職員の育成方針について具体的な計画を策定することについて検討されたい。

ウ 公社等におけるガバナンスについて

中央会のガバナンスにつき各種会議体議事録等の資料閲覧及び県や中央会の関係者へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

① 宮崎県中小企業団体中央会等補助金に係る成果指標の設定について【指摘事項】

補助金は反対給付のない一方的な金銭的な給付である。そのために公益性が重要とされ、限りある財源を有効活用するためにも効果的な事業に補助を行うことが必要となる。補助目的にとっての適切な成果指標及び目標値の設定と毎年の実績値の測定、目標・実績の比較、原因分析、改善という一連の業務が求められると考える。

しかし、宮崎県中小企業団体中央会等補助金においては、補助金の効果を測定する成果指標が設定されていない。

費用対効果を重視する観点からは、県は補助金の効果を測定する成果指標を設定する必要があり、補助効果を把握できる定量的な成果指標が存在しない補助金については、定性的な情報による分析を行うか、もしくは補助効果が明確に把握できないにもかかわらず補助を実施・継続する合理的理由を整理し、文書化する必要がある。

宮崎県中小企業団体中央会等補助金は、中小企業連携組織化の推進及び中小企業団体の育成・指導等の取組支援補助する目的で、中央会に対し交付されるものである。補助金の有効性の観点から、宮崎県中小企業団体中央会等補助金がどの程度目的達成に寄与しているかについて、成果指標を設定した上で効果測定を行うことが望まれる。成果指標の例としては中央会会員数等が挙げられる。

② 宮崎県中小企業団体中央会等補助金に係る指導体制強化費について【意見】

宮崎県中小企業団体中央会等補助金の補助対象経費には、指導体制強化費として常勤役員である専務理事の人件費の一部（賞与）が含まれており、令和3年度は当該対象経費に対する補助金として5,237,052円が交付されている。

国では、行政改革の取組みとして、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定、平成18年6月16日一部改正）において、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。

Ⅲ. 補助金等の見直し

3. 役員報酬に対する助成

(1) 基本的な考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

(出所：公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正))

中央会は、公益法人ではなく、国の当該計画の直接の対象ではない。また、地方公共団体である県が国の当該計画に直接的に従う義務はないと考える。

しかし、運営費補助は、団体の維持・存続が県民全体の利益に資するという公益性があることを前提として、団体の財務状況等から補助の必要性を検討し、かつ、交付先自身が自主財源の確保など自律的な経営に向けた努力を行っていることを確認して必要額の補助を行うべきものである。

そのため、役員人件費に対する補助により自立的経営が阻害され、本来は団体自らの財源で運営費を賄うべきところがインセンティブが働かず、結果として運営費補助が本来の必要額以上となる場合には公益性の観点から問題となるものと考えます。

運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を算出することを検討されたい。

オ 会計処理及び資産管理等について

① 賞与引当金の計上の検討について【意見】

中央会が決算において適用している中小企業等協同組合会計基準においても、職員に対する賞与引当金を処理する勘定科目として「賞与引当金」が設定されている。この趣旨は、収益と費用の適切な期間対応を図り、法人運営の経営成績を適時適確に把握するためであり、賞与を支給時の費用とするのではなく、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額については当期の費用として引当計上することが求められている。

職員に支給する夏季賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、賞与引当金として引当計上することを検討されたい。

カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

該当なし。

17. 一般財団法人宮崎県交通安全協会(警察本部 交通企画課)

(1) 公社等概要

1) 公社等の概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	一般財団法人宮崎県交通安全協会			
所管課	警察本部 交通企画課			
所在地	宮崎市広島1丁目13番10号3F			
設立年月日	昭和46年12月6日			
出資(出えん)状況	出資総額	2,000千円	県出資額(率)	0千円(0%)
	他の出資者及び出資額	-		
職員数	役員17名(うち非常勤15名) 職員117名(うち非常勤0名)			
設立目的	本会は、交通の危険防止のため交通道德の普及高揚を図り、もって交通秩序の確立と交通安全の実現に寄与することを目的とする。			
主な事業内容	①交通安全広報啓発 ②交通安全指導員 ③高齢者交通安全教育 ④交通安全協力隊 ⑤運転免許関係事務 ⑥更新時・処分者違反者講習 ⑦安全運転管理者等講習 ⑧道路使用許可調査 ⑨証紙売りさばき			

2) 県の財政支出、人的支援(役員・職員数を含む)の状況

・ 県の財政支出の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託料	350,687	357,772	361,101
(うち不落随契)	(187,081)	(189,945)	(189,500)
(うち随契)	(163,605)	(167,827)	(171,602)
補助金	-	-	-
交付金・負担金・出資金	-	-	-

県借入金残高	—	—	—
県の損失補償契約等に基づく債務残高	—	—	—
県職員人件費(県支給分)	—	—	—
その他県からの支援等	—		

・県有財産の無償・減額貸付

財産種別	使用目的	面積 (㎡)	規定額 (千円)	支払額 (千円)	減免額 (千円)	減免理由
普通財産	事務所敷 (宮崎北署)	330.09	622	357	265	警察活動と密接に関連のある事業を推進している団体であるため。
	事務所敷 (宮崎南署)	23.10	42	29	13	警察活動と密接に関連のある事業を推進している団体であるため。
	事務所敷 (日南署)	278.04	279	190	89	警察活動と密接に関連のある事業を推進している団体であるため。
	事務所敷 (串間署)	153.00	80	58	21	警察活動と密接に関連のある事業を推進している団体であるため。
	事務所敷 (都城署)	262.17	410	279	132	警察活動と密接に関連のある事業を推進している団体であるため。
	事務所敷 (日向署)	165.00	343	244	99	警察活動と密接に関連のある事業を推進している団体であるため。
	事務所敷 (高千穂署)	99.44	96	52	44	警察活動と密接に関連のある事業を推進している団体であるため。
行政財産	駐車場 (宮崎南署)	22.88	40	26	15	警察活動と密接に関連のある事業を推進している団体であるため。

駐車場 (日向署)	27.04	58	46	13	警察活動と密接に関連のある事業を推進している団体であるため。
駐車場 (延岡署)	12.50	25	13	12	警察活動と密接に関連のある事業を推進している団体であるため。
駐車場 (高千穂署)	23.75	23	13	10	警察活動と密接に関連のある事業を推進している団体であるため。
事務所敷 (都城運転 免許センター)	27.91	160	121	39	警察活動と密接に関連のある事業を推進している団体であるため。
事務所敷 (延岡運転 免許センター)	28.86	159	124	35	警察活動と密接に関連のある事業を推進している団体であるため。
啓発用看板 (都城運転 免許センター)	4.9959	2	2	0	警察活動と密接に関連のある事業を推進している団体であるため。

・役員・職員及び県の人的支援の状況

(単位:人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者	合計	うち 県職員	うち県 退職者
役員	常勤	2	—	2	2	—	2	2	—	2
	非常勤	15	—	1	15	—	1	15	—	1
職員	常勤	137	—	50	116	—	32	117	—	32
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3) 財務諸表の推移

・貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	432,204	451,703	474,625
固定資産	654,866	640,999	629,167

資産合計	1,087,070	1,092,702	1,103,792
流動負債	62,468	63,356	67,382
固定負債	31,345	30,686	31,086
負債合計	93,813	94,042	98,468
指定正味財産	2,000	2,000	2,000
一般正味財産	991,257	996,659	1,003,324
正味財産合計	993,257	998,659	1,005,324

・正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	582,451	575,745	564,494
経常費用	597,198	591,123	578,138
評価損益等	—	—	—
当期経常増減額	▲14,747	▲15,378	▲13,644
経常外収益	22,817	20,800	20,308
経常外費用	—	19	—
当期経常外増減額	22,817	20,781	20,308
当期一般正味財産増減額	8,070	5,403	6,664

4) 指標

・活動指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
高齢者訪問 指導者数	高齢者宅を訪問して交通安全指導を行った数(人)	20,000	18,367	20,000	13,325
高齢歩行者交通 安全教育事業 参加者数	高齢者に対する体験型交通安全教育の参加者数(人)	800	476	800	694
交通安全教室 参加者数	小中学校等での交通安全教室の参加者数(人)	150,000	72,171	150,000	104,465
指標の設定に関する留意事項		—			

・財務指標

指標名	算式 (単位)	令和2年度		令和3年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
会費収入額	会費収入額(千円)	128,105	130,171	124,264	118,293
令和3年度の実績値の算式	118,293千円				
管理費比率	管理費/経常費用×100(%)	18.0	20.3	18.0	19.5
令和3年度の実績値の算式	112,917千円 / 578,138千円×100=19.5(%)				
指標の設定に関する留意事項		会費収入額は、加入者の減少や一定周期で運転免許更新者数の増減を勘案して目標値の補正を実施			

(2) 監査対象の財政支出

【委託料】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)	摘要
運転免許証更新時講習、停止処分者・違反者講習、原動機付自転車講習業務委託(～9/30)	<p>【更新時講習】 道路交通法に規定された免許証の更新を受けようとする者で、満70歳未満の者が受講しなければならない講習</p> <p>【停止処分者講習】 免許の保留、停止、6月を超えない範囲内の運転の禁止の処分を受けた者に対する講習</p> <p>【違反者講習】 一定期間(3年間)内に反復して軽微な違反行為(3点以下)をし、累積点数が6点に達した者に対して行う講習</p> <p>上記講習及びこれに付随する事務(講習の受付等)の業務委託</p>	72,407	令和元年度意見あり

認知機能検査及び臨時認知機能検査委託	運転免許証の更新を予定している75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査や、一定の違反をした75歳以上の高齢者について実施する臨時認知機能検査等の業務委託	2,749	
--------------------	---	-------	--

【補助金】

名称	内容	令和3年度金額 (単位:千円)
交通安全指導員外委託料	交通安全広報活動に従事する交通安全指導員及び交通安全協力隊並びに高齢者交通安全教育に対して県が委託し交通事故防止活動の推進を図る事業	147,903

【貸付金】

該当なし。

(3) 監査の結果

ア 県の指導、監督、助言等について

① 指導、監督、助言等に係る実施事項について【意見】

県は、交通安全協会に対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業及び補助事業に係る事業の実施等を通じて、交通安全協会への指導、監督、助言等を行っているとのことである。

しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。

交通安全協会に対して、本監査を実施したところ、下記に示すように複数の意見が発見されたところであり、これは県から交通安全協会に対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により交通安全協会の担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。

よって、県は、交通安全協会に対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。

イ 県の人的支援・財政支出等について

① 県退職者の採用、プロパー職員の育成方針について【意見】

公社等改革指針では、県が公社等に対して行う人的支援について、次のとおり、「県退職者の推薦については、当該職員の知識と経験が、真に公社等の経営に有効に活用される場合に行うものとし、」との記載がある。

<人的支援の見直し>

(1) 人的支援の見直し

① (省略)

② (省略)

③ 公社等からの要請に基づき行う県退職者の推薦については、当該職員の知識と経験が、真に公社等の経営に有効に活用される場合に行うものとし、再就職の状況は、特別な事情がある場合を除き、毎年度公表する。

(出所:新宮崎県公社等改革指針(平成31年4月改訂))

公社等改革指針における当該記載内容を踏まえ、交通安全協会に対して県退職者の推薦依頼を行う必要性や妥当性が分かる資料、県退職者の推薦人数の根拠が分かる資料の閲覧を依頼し、ヒアリングを行った。

その結果、推薦人数、職種、業務内容、勤務地、経歴、希望等が記載された資料は確認できたものの、県が交通安全協会に対して、県退職者の推薦を行う必要性や妥当性を具体的に検討した内容までの文書は確認できなかった。ただし、県によれば県退職者の推薦を行う必要性や妥当性については、毎年度検討を行っているとのことである。

公社等改革指針における「毎年度公表」の趣旨は、県退職者の推薦について、推薦の必要性、推薦先における役職や業務内容の妥当性を毎年度具体的に確かめることで、「真に公社等の経営に有効に活用される」かどうかを見極めるためと考えられる。

よって、県においては、「毎年度公表」に当たっては、説明責任や透明性を図るため、検討結果について文書化を行うことが望ましい。

また、交通安全協会においてはプロパー職員も多いが、プロパー職員の育成方針の具体的な計画はないとのことである。プロパー職員の育成方針について具体的な計画を策定することについて検討されたい。当該内容は後述する中期経営計画に盛り込むことが望ましい。

ウ 公社等におけるガバナンスについて

① 中長期的な事業計画の策定について【意見】

公社等改革指針においては、成果重視の経営の推進を行うものとされ、限られた経営資源を効率的に活用し、効果的な事業展開を行うため、中長期的な事業計画の策定に努めるものとされている。

(1)成果重視の経営の推進

①(省略)

②限られた経営資源を効率的に活用し、効果的な事業展開を行うため、中長期的な事業計画の策定に努める。また、事業活動等に関する数値目標の設定やPDCAサイクルの活用等により、事業の達成状況や効果等を常に検証し、必要性の乏しくなった事業は廃止・縮小するなど必要な見直しを行う。

(出所:新宮崎県公社等改革指針(平成31年4月改訂))

交通安全協会においては、中長期的な事業計画は検討しているものの、策定には至っていない。事業の達成状況や効果等の検証のためにも中長期的な事業計画は欠かせないものと言え策定を検討されたい。

エ 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

① 交通安全指導員外委託料(補助金)に係る法的性格について【意見】

交通安全指導員外委託料は、「委託料」という名称であるにもかかわらず補助金となっている。

同補助金は、交通安全広報活動に従事する交通安全指導員及び交通安全協力隊並びに高齢者交通安全教育に対して県が委託し交通事故防止活動の推進を図る事業を対象としているところ、反対給付を求める対価的性格を有するものであるとも評価でき、法的性格として委託料と解釈する余地がある。

そこで、交通安全指導員外委託料の法的性格について改めて検討するとともに、検討の結果、委託料である場合には事務手続きの内容を変更する必要がある。一方、補助金の法的性格を有するということであれば、事務手続きの変更は不要であるが、名称の変更について検討されたい。

オ 会計処理及び資産管理等について

会計処理及び資産管理について各種会計帳簿等の資料閲覧及び県や交通安全協会の関係者にヒアリングを実施したが、記載すべき事項はなかった。

カ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

① 運転免許証更新時講習、停止処分者・違反者講習、原動機付自転車講習業務委託における委託先について(令和元年度包括外部監査の意見)

監査の結果	講じた措置
<p>いわゆる一者入札が続いており、競争性を確保するという点が課題として挙げられる。今後もこの課題について認識しながら、さらなる工夫を行うことで競争性を確保することが望まれる。</p>	<p>当該業務の委託先の選定については、一般競争入札により実施しているが、道路交通法施行規則により、入札に参加するには宮崎県公安委員会の認定が必要であり、認定を受け入札に参加したのが宮崎県交通安全協会のみであったものである。</p> <p>今後も、同協会以外の団体等が認定を受け、入札に参加することも十分に考えられることから、一般競争入札を継続して実施し、適正な契約事務を推進していく。</p>
<p>改善状況 : 改善が不十分</p>	
<p>運転免許証更新時講習、停止処分者・違反者講習、原動機付自転車講習業務委託における委託先について【意見】</p>	
<p>令和元年度包括外部監査の後も、一者入札が続いており、競争性を確保するという課題は継続して残っているため、改善が不十分であると考え。運転免許証更新時講習、停止処分者・違反者講習、原動機付自転車講習業務について参入障壁が高い等の事情は理解できるところであるが、今後も競争性を確保するという課題について認識しながら、引き続きさらなる工夫を行うことで競争性を確保することが望まれる。</p>	